

第2期 えにわっこ☆すこやかプラン



令和2年3月
恵庭市

ご あ い さ つ



本市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を併せ持った「えにわっこ☆すこやかプラン」を策定いたしました。

本プランにおいては「**かかわり・つながり・ひろがり**を大切に**する** **子育てのまち えにわ**」を基本理念に掲げ、教育・保育の提供体制確保や保育園等の入所要件拡大、学童クラブの開設時間・学年の拡大や子どもの集う場所の整備、子育て支援や子育てのための環境整備など、これまで様々な取組みを進め、子どもが健やかに生まれ育つことができる「**子育てのまち えにわ**」を目指して参りました。

第2期えにわっこ☆すこやかプランにおいても、子育て支援や子育てのための環境整備を継続して行うとともに、子育てと仕事の両立支援に努めることとしております。

幼児教育の無償化や働き方改革など国の方針や社会環境の変化に対応しつつ、子どもを取り巻く貧困や虐待への対処など、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援体制を整え、全ての子どもと家庭が安心して、子育てできる環境づくりを推進して参ります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり子育てに関するアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様と貴重なご意見やご提言をいただきました社会福祉審議会児童福祉専門部会（子ども・子育て会議）委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

恵庭市長 原 田 裕

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の性格と位置づけ	2
(1)法的位置づけ	2
(2)恵庭市計画体系における位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と策定の経緯	3
(1)計画の策定体制	3
(2)計画策定の経緯	4
第2章 恵庭市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況	6
(1)総人口と年少人口の推移	6
(2)5歳区分別年少人口比率	7
(3)性別・5歳区分別にみた人口比率	8
(4)世帯の状況	9
(5)6歳未満親族のいる世帯の状況	10
(6)出生率	11
(7)女性の就業率	12
(8)女性の有配偶率	13
2 教育・保育施設の利用状況	14
(1)就学前子どもの教育・保育施設の利用状況	14
(2)小学校の状況	18
3 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況	19
(1)恵庭市子ども・子育てに関するアンケート調査[就学前の子ども用]	19
(2)恵庭市子ども・子育てに関するアンケート調査[小学生用]	32
(3)子どもの生活実態調査	41
第3章 計画の基本的な考え方	52
1 計画の基本的な方向	53
2 施策の体系	57
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	59
1 基本目標1 親子の健康の確保及び増進	60
2 基本目標2 子育て支援の充実	69
3 基本目標3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	83
4 基本目標4 仕事と家庭との両立の推進	97

5 基本目標5 豊かな心を育む教育環境の整備	100
6 基本目標6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備	113
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	117
1 人口フレーム	118
2 提供区域の設定	120
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	122
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	125
第6章 計画の推進体制	133
1 計画の推進体制	134
(1)子ども・子育て会議	
(2)計画の実施状況の点検・評価	
(3)関係機関等との連携・協働	
2 計画の実施状況の点検・評価	
<hr/> 資 料	<hr/> 135
●委員名簿	136

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、我が国では、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等によって、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、国では、子どもを生み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むための子育て支援を総合的に推進してきました。

恵庭市においても、平成27年に「第1期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定し「かかわり・つながり・ひろがりを大切に 子育てのまち えにわ」を基本理念に掲げ、幼稚園や保育園等の教育・保育について必要な量を定め、子どもの居場所の整備や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援事業に取り組んできました。また、令和元年9月末には恵庭市の人口が7万人に達するなどこれからの街づくり、子育て支援の充実が期待されています。

今後も、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援に努めるとともに、幼児教育の無償化や働き方改革などの社会環境の変化への対応や、子どもを取り巻く貧困や虐待などへの対処など、すべての子どもと家庭が安心し、子育てができる環境づくりを推進するため、「第2期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体の計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の計画として策定します。

(2) 恵庭市計画体系における位置づけ

本計画は、「恵庭市総合計画」を上位計画とし、恵庭市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

3 計画の期間

本計画は、令和2～6年度の5年間を計画期間とするものです。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

4 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、市の設置する「社会福祉審議会児童福祉専門部会」を「子ども・子育て会議」として位置づけ、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、恵庭市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を令和元年6月に実施しました。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前子どもアンケート	2,000 票	1,020 票	51.0%
小学生アンケート	1,000 票	504 票	50.4%
合計	3,000 票	1,524 票	50.8%

[パブリックコメントの実施]

市民の皆様から計画に対するご意見をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを令和2年1月27日より1ヶ月間実施しました。

※市民からのご意見はありませんでした。

(2) 計画策定の経緯

時期	概要
令和 元年 6 月	6/14～7/3 の期間で、3,000 世帯にニーズ調査を実施
令和 元年 7 月	ニーズ調査票の進捗状況と計画の構成について、児童福祉専門部会で審議
令和 元年 11 月	ニーズ調査の結果について、児童福祉専門部会で報告 施策の体系について、児童福祉専門部会で審議 幼稚園振興協議会にてヒアリングを実施
令和 元年 12 月	量の見込及び確保方策の検討 子育て支援センター利用者からのヒアリング
令和 2 年 1 月	1/27～2/25 パブリックコメントを実施 全園長会議にてヒアリングを実施
令和 2 年 2 月	計画(案)について児童福祉専門部会で審議
令和 2 年 3 月	計画(案)について社会福祉審議会で審議

第2章

恵庭市の子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 恵庭市の子ども・子育てを取り巻く状況

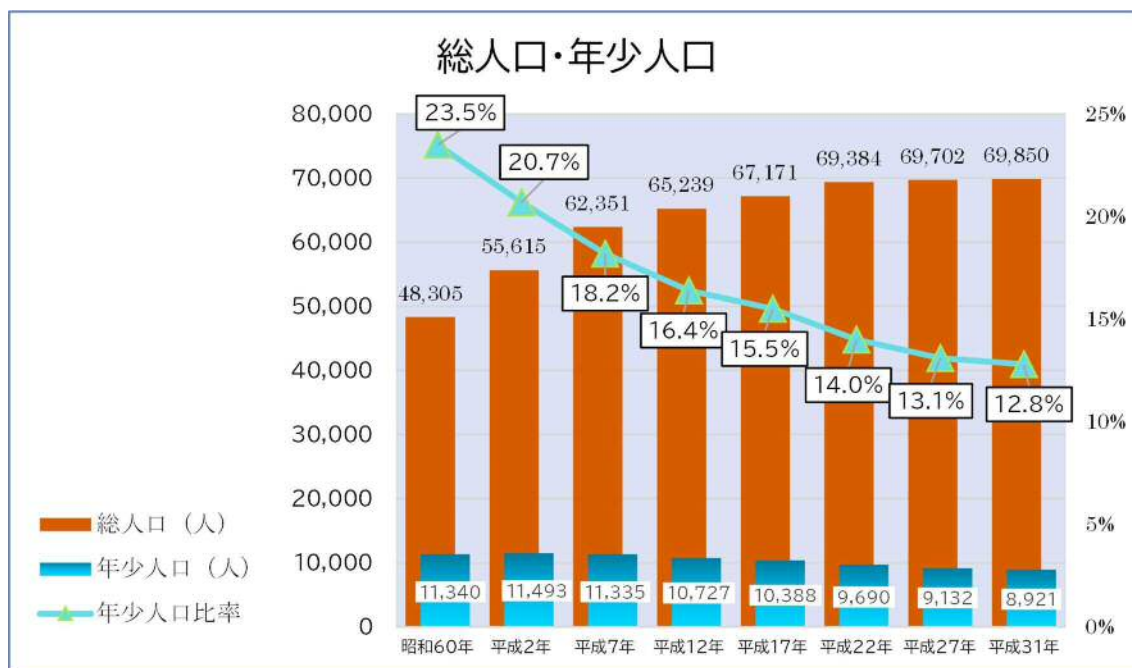
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

ここでは、国勢調査のデータを中心に、恵庭市における状況を整理します。

(1) 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、恵庭市の総人口は依然として増加傾向で推移しており、昭和60年の48,305人から令和元年には69,850人へと、34年間で21,545人(44.6%)の増加となっています。

しかし一方で、年少人口(15歳未満)については、昭和60年の11,340人から平成31年には8,921人へと、34年間で2,419人(21.3%)の減少、また、総人口に占める年少人口比率についても、同期間に23.5%から12.8%へと10.7ポイントの減少となっており、恵庭市においても少子化が進んでいることがわかります。



(S60~H27年:国勢調査)

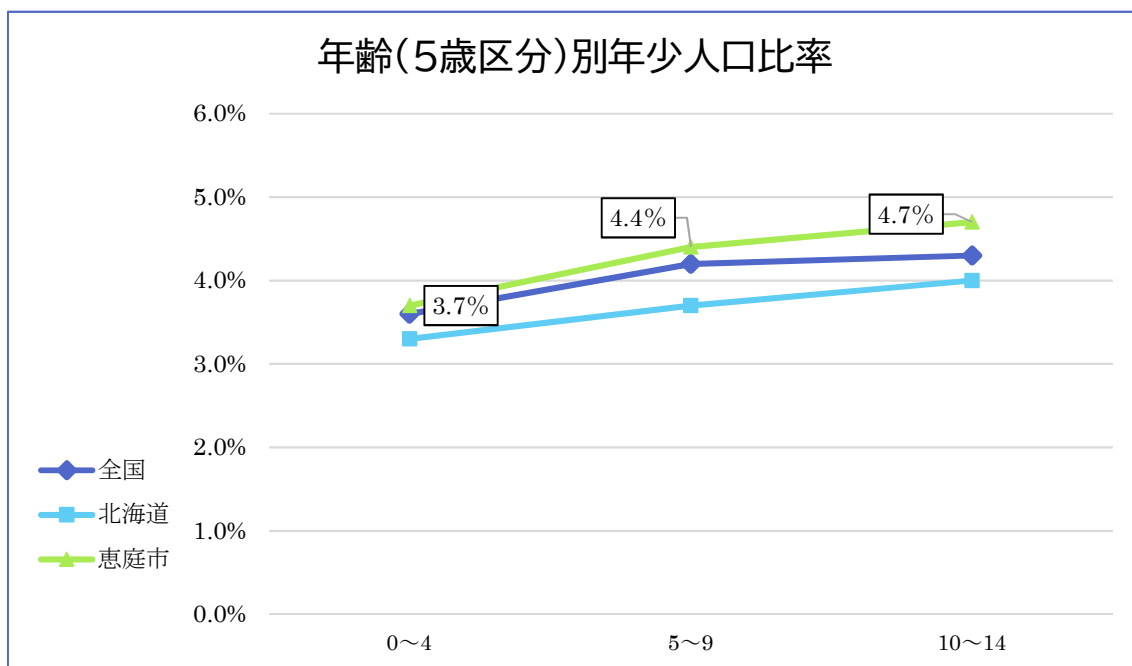
(住民基本台帳:平成31年1月1日)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
総人口(人)	48,305	55,615	62,351	65,239	67,171	69,384	69,702	69,850
年少人口(人)	11,340	11,493	11,335	10,727	10,388	9,690	9,132	8,921
年少人口比率	23.5%	20.7%	18.2%	16.4%	15.5%	14.0%	13.1%	12.8%

(2) 5歳区分別年少人口比率

年少人口(15歳未満)比率について5歳区分別にみると、全国や北海道の水準と比べて0～4歳、5～9歳、10～14歳のすべての区分で恵庭市の水準が高いことがわかります。

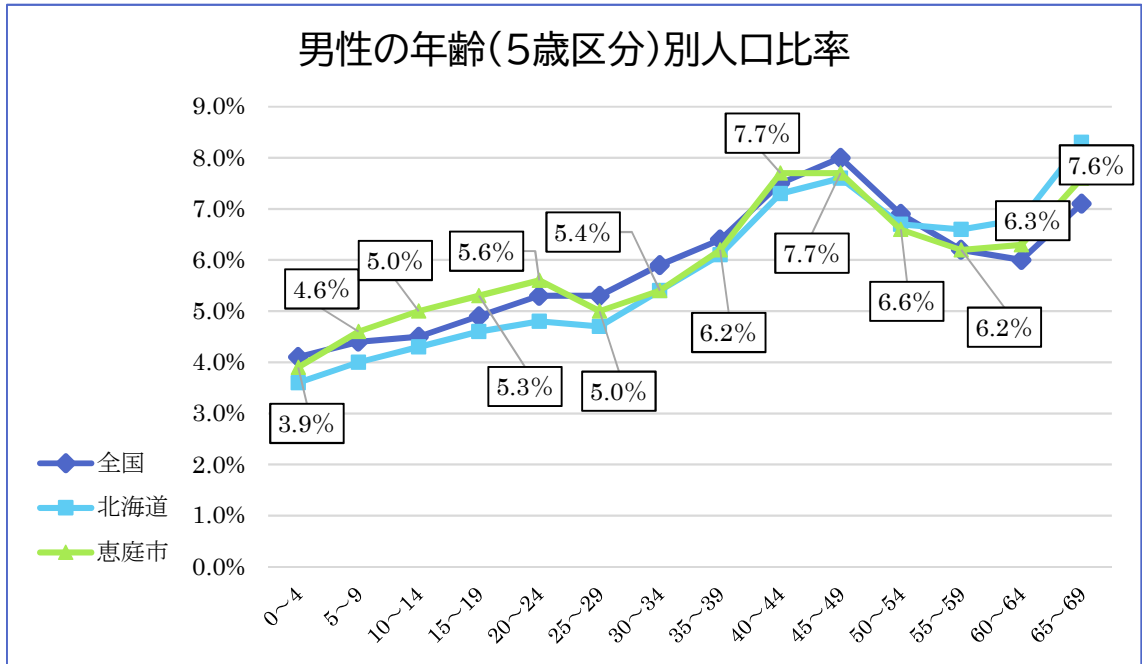
しかし、10～14歳が4.7%(対総人口比率)、5～9歳が4.4%、0～4歳が3.7%と、徐々に少子化が進んでいることがうかがわれます。



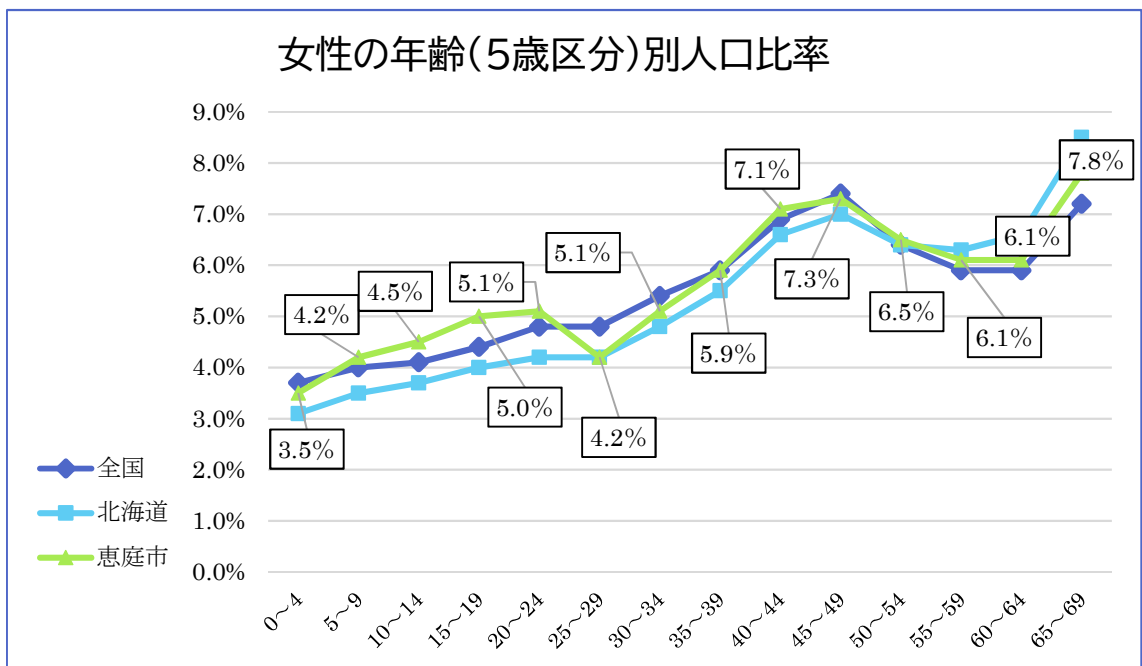
(住民基本台帳:平成31年1月1日)

(3) 性別・5歳区分別にみた人口比率

前記の年少人口(15歳未満)を含め、性別・5歳区分別に各年代の人口比率をみると、5～24歳までの若い年代の人口比率が男女ともに全国水準・北海道水準を上回っていることがわかります。特に、15～19歳の比率については、男性・女性ともに全国水準・北海道水準を大きく上回っています。



(住民基本台帳:平成31年1月1日)

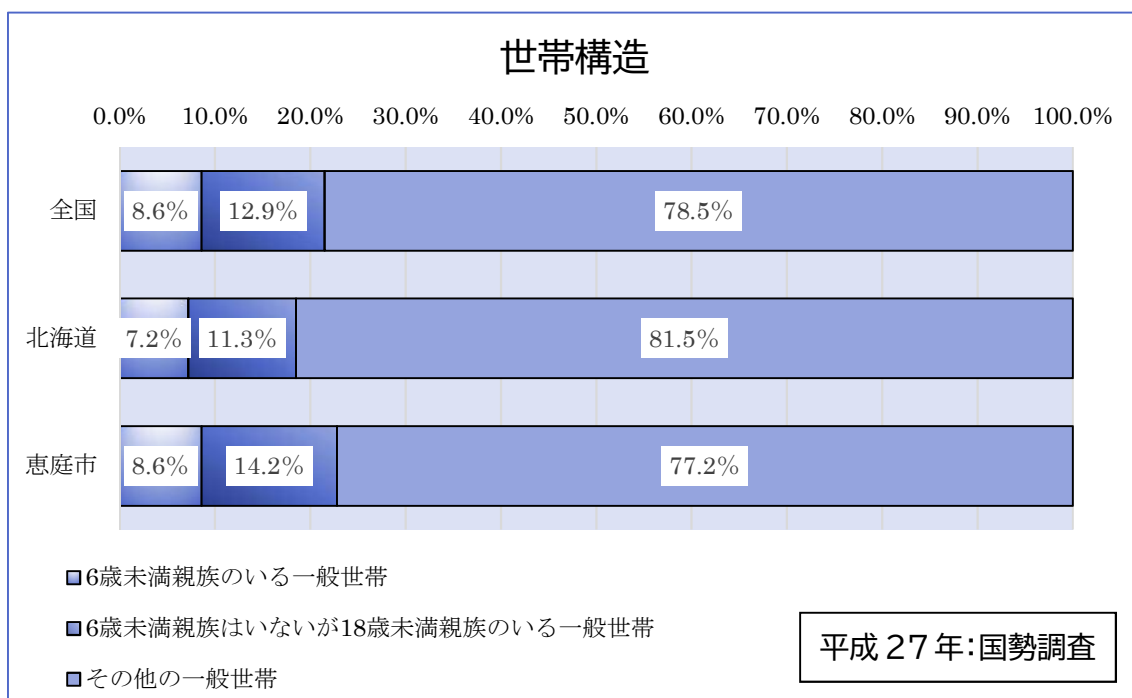


(住民基本台帳:平成31年1月1日)

(4) 世帯の状況

恵庭市の一般世帯数は 28,752 世帯で、このうち、6 歳未満親族のいる世帯が 2,459 世帯(8.6%)、また、6 歳未満親族はいるが 18 歳未満親族のいる世帯が 4,099 世帯(14.2%)となっています。

全国や北海道の水準と比べると、6 歳未満親族のいる世帯、6 歳未満親族はいるが 18 歳未満親族のいる世帯のいずれも恵庭市では多いことがわかります。



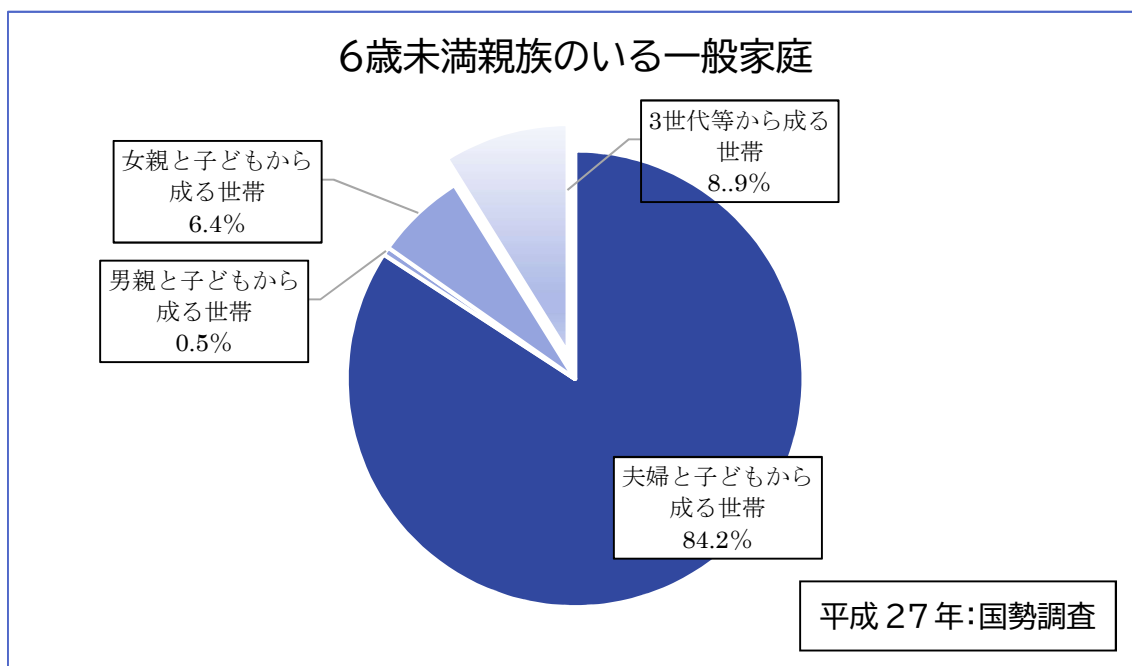
(上段:世帯数)

	恵庭市	北海道	全国
6歳未満親族のいる一般世帯	2,459	174,782	4,617,373
	8.6%	7.2%	8.6%
6歳未満親族はいるが18歳未満親族のいる一般世帯	4,099	275,318	6,854,477
	14.2%	11.3%	12.9%
その他の一般世帯	22,194	1,988,106	41,859,947
	77.2%	81.5%	78.5%
計	28,752	2,438,206	53,331,797

(5) 6歳未満親族のいる世帯の状況

6歳未満親族のいる一般世帯(2,459 世帯)の状況についてみると、このうち、夫婦と子どもから成る世帯が 2,070 世帯で 84.2%を占めています。

また、ひとり親(男親または女親)と子どもから成る世帯が 171 世帯(7.0%)、3世代等から成る世帯が 218 世帯(8.9%)となっています。



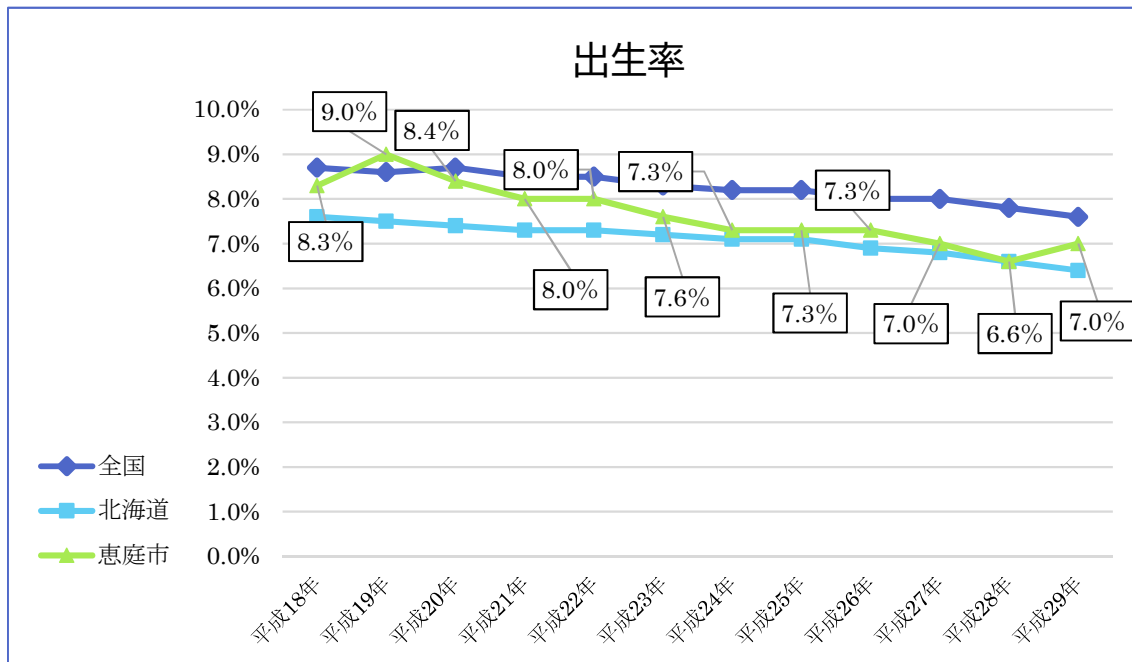
(上段:世帯数)

		恵庭市
6歳未満親族のいる一般家庭		2,459 100.0%
核家族	夫婦と子どもから成る世帯	2,070 84.2%
	男親と子どもから成る世帯	14 0.5%
	女親と子どもから成る世帯	157 6.4%
3世代等から成る世帯		218 8.9%

(6) 出生率

恵庭市の出生率(人口千人あたりの出生数)についてみると、平成18年以降では平成19年の9.0%をピークに低下傾向で推移しており、平成29年には7.0%にまで下がっています。

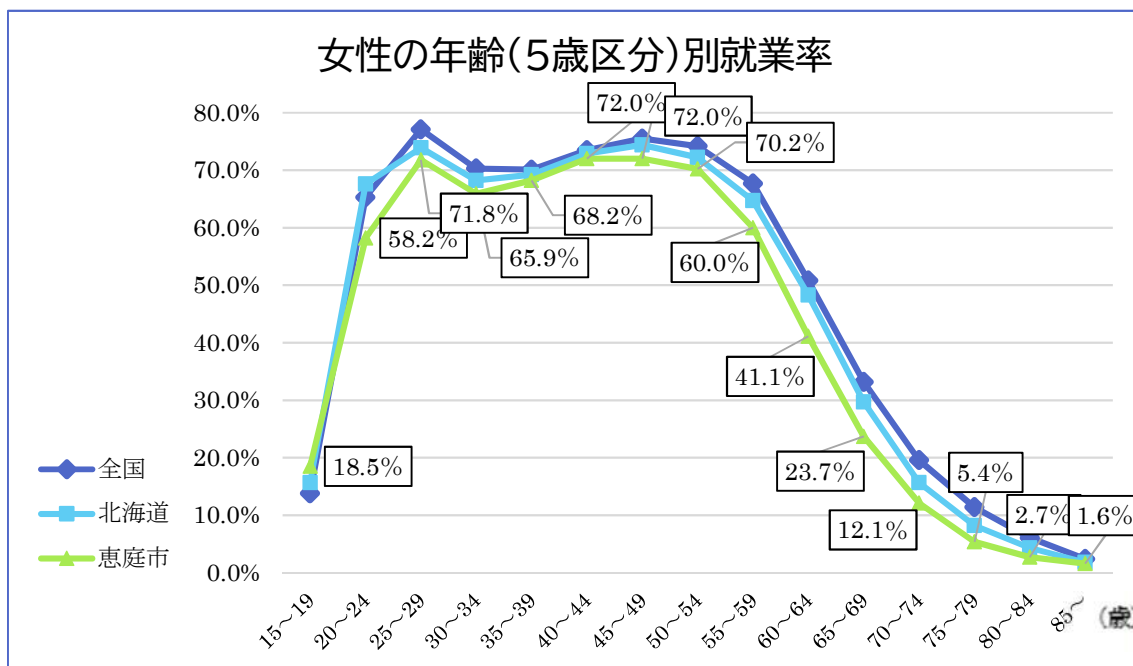
出生率の北海道水準は一貫して全国水準よりも低く、恵庭市の出生率は近年、北海道水準に近づいています。



(7) 女性の就業率

女性の就業率についてみると、恵庭市、全国、北海道のいずれにおいても30～34歳の就業率が25～29歳のそれに比べて低下し、その後、徐々に上昇する傾向があり、全体としてみるとM字型の曲線を描いていることがわかります。これは、30歳以降で結婚や出産に伴い、一旦離職し、その後、子どもの成長等に伴い、再び働き始める状況を反映したものと考えられます。

恵庭市では15～19歳を除いて各年代ともに女性の就業率は全国や北海道の水準に比べてやや低く、特に20～24歳における就業率に大きな差がみられます。



平成27年：国勢調査

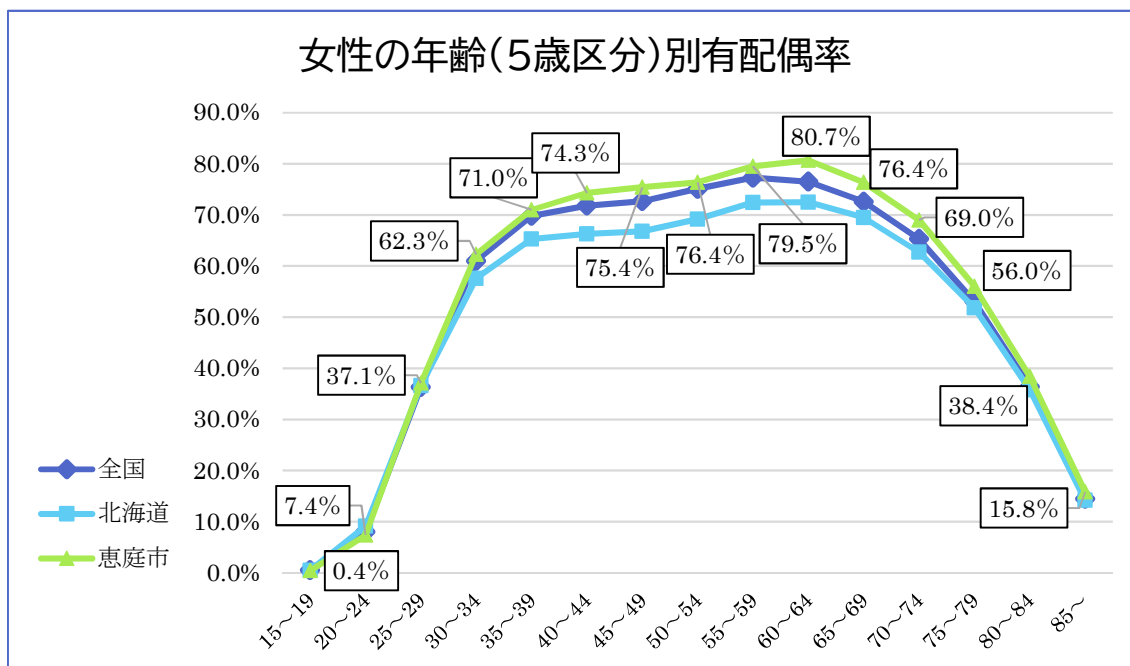
女性の社会進出やワークライフバランスを推進し、仕事と家庭・子育てとの両立の可能性が高まっていけば、30歳以降での就業率低下の傾向が弱まっていくものと想定されます。

(8) 女性の有配偶率

女性の有配偶率(配偶者のいる女性の比率)についてみると、恵庭市は概ね各年代ともに全国水準・北海道水準を上回っています。

我が国では、社会的に結婚が出産の大きな前提・条件となっており、女性の有配偶率が高いことは、少子化抑制に向けては大きな要因となると考えられます。

また、有配偶率が高く、かつ、前掲のように就業率が低いことから、恵庭市では専業主婦の比率が全国や北海道水準に比べて高くなっていることがわかります。



平成27年:国勢調査

2 教育・保育施設の利用状況

ここでは、就学前子どもの教育・保育施設(幼稚園・保育所など)の利用状況について整理します。

(1) 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況(令和元年10月1日現在)

市内の教育・保育施設の利用状況(平成31年度)については、認定こども園利用者が最も多く1,020人、次いで、幼稚園が870人、保育園279人、事業所内保育施設117人、認可外保育所11人、小規模保育事業所10人となっており、合計では2,307人が何らかの教育・保育施設を利用しています。

(単位:人)

施設種別	利用者						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
幼稚園				264	291	315	870
保育園	24	49	50	56	52	48	279
認定こども園	70	131	113	234	226	246	1,020
小規模保育事業所			10				10
認可外保育施設	1	10	0				11
事業所内保育施設	13	22	19	18	25	20	117
教育・保育施設 計	108	212	192	572	594	629	2,307
子ども人口	422	506	496	565	560	609	3158
利用者率	25.6%	41.9%	38.7%	101.2%	106.1%	103.3%	73.1%

上記の利用者数には、市街居住の利用者を含んでいることもあり、4歳・5歳で利用者率が100%を超えていますが、全利用者に対する市外居住利用者の比率は2%程度とわずかであり、そのほとんどが幼稚園利用者となっています。

	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	111	104	108
1歳	191	191	212
2歳	205	202	192
3歳	575	564	572
4歳	570	613	594
5歳	603	572	629
計	2,255	2,246	2,307

① 幼稚園

(単位:人)

施設種別	施設名	利用者						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
幼稚園	恵庭幼稚園				52	71	69	192
幼稚園	クラーク幼稚園				94	84	88	266
幼稚園	島松幼稚園				21	33	31	85
幼稚園	第二かしわ幼稚園				59	68	75	202
幼稚園	恵み野第二幼稚園				38	35	52	125
幼稚園 計					264	291	315	870
子ども人口		422	506	496	565	560	609	3,158
利用者率					46.7%	52.0%	51.7%	27.5%

	H29年度	H30年度	H31年度
3歳	275	274	264
4歳	288	298	291
5歳	312	297	315
計	875	869	870

② 保育園

(単位:人)

施設種別	施設名	利用者						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育園	すずらん保育園	6	14	17	17	13	17	84
保育園	島松いちい保育園	12	15	18	23	22	16	106
保育園	すみれ保育園	6	20	15	16	17	15	89
保育園 計		24	49	50	56	52	48	279
子ども人口		422	506	496	565	560	609	3,158
利用者率		5.7%	9.7%	10.1%	9.9%	9.3%	7.9%	8.8%

	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	43	36	24
1歳	73	69	49
2歳	73	78	50
3歳	56	69	56
4歳	57	66	52
5歳	55	53	48
計	357	371	279

③ 認定こども園

(単位:人)

施設種別	施設名	利用者						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認定こども園	えほんの森	9	15	16	18	20	19	97
認定こども園	幼稚園舎えるむ	6	18	17	17	19	13	90
認定こども園	かしわ幼稚園・保育園	6	14	12	47	47	52	178
認定こども園	恵み野幼稚園・保育園	8	15	15	41	39	48	166
認定こども園	柏学園ひまわり幼稚園・保育園	8	15	11	62	54	67	217
認定こども園	さくら保育園	12	18	18	19	17	19	103
認定こども園	えにわスマイル保育園	9	15	12	12	8	11	67
認定こども園	あいおい子ども園	12	21	12	18	22	17	102
認定こども園 計		70	131	113	234	226	246	1,020
子ども人口		422	506	496	565	560	609	3,158
利用者率		16.6%	25.9%	22.8%	41.4%	40.4%	40.4%	32.3%

	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	54	59	70
1歳	102	103	131
2歳	96	109	113
3歳	217	193	234
4歳	207	227	226
5歳	218	207	246
計	894	898	1,020

④ 小規模保育事業所

(単位:人)

施設種別	施設名	利用者						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
小規模保育事業所	恵庭保育園			10				10
小規模保育事業所 計		0	0	10	0	0	0	10
子ども人口		422	506	496	565	560	609	3,158
利用者率				2.0%				0.3%

	H29年度	H30年度	H31年度
0歳			
1歳			
2歳			10
3歳			
4歳			
5歳			
計			10

⑤ 認可外保育施設

(単位:人)

施設種別	施設名	利用者						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可外保育施設	恵庭ひだまり保育園	1	10	0				11
認可外保育施設 計		1	10	0				11
子ども人口		422	506	496	565	560	609	3,158
利用者率		0.2%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%

	H29年度	H30年度	H31年度
0歳			1
1歳			10
2歳			0
3歳			
4歳			
5歳			
計	0	0	11

⑥ 事業所内保育施設

(単位:人)

施設種別	施設名	利用者						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
事業所内保育施設	恵庭第一病院	1	3	3	2	3	2	14
事業所内保育施設	恵み野病院	9	10	10	11	16	13	69
事業所内保育施設	島松病院	1	1	2	2	0	0	6
事業所内保育施設	恵庭南病院	1	4	0	0	2	0	7
事業所内保育施設	本田記念病院	1	3	3	3	4	3	17
事業所内保育施設	いちはつの会	0	1	0	0	0	0	1
事業所内保育施設	尾形病院	0	0	1	0	0	2	3
事業所内保育施設 計		13	22	19	18	25	20	117
子ども人口		422	506	496	565	560	609	3158
利用者率		3.1%	4.3%	3.8%	3.2%	4.5%	3.3%	3.7%

	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	14	9	13
1歳	16	19	22
2歳	36	15	19
3歳	27	28	18
4歳	18	22	25
5歳	18	15	20
計	129	108	117

(2) 小学校の状況

市内には小学校が8校あり、全児童数は3,797人(平成31年度)となっています。

小学校名	児童数	学級数
恵庭小学校	717人	23学級(特別支援学級3)
島松小学校	348人	16学級(特別支援学級4)
柏小学校	437人	17学級(特別支援学級4)
和光小学校	924人	30学級(特別支援学級3)
松恵小学校	103人	6学級
若草小学校	590人	21学級(特別支援学級3)
恵み野小学校	257人	13学級(特別支援学級4)
恵み野旭小学校	421人	14学級(特別支援学級2)
計	3,797人	

(令和元年5月1日現在)

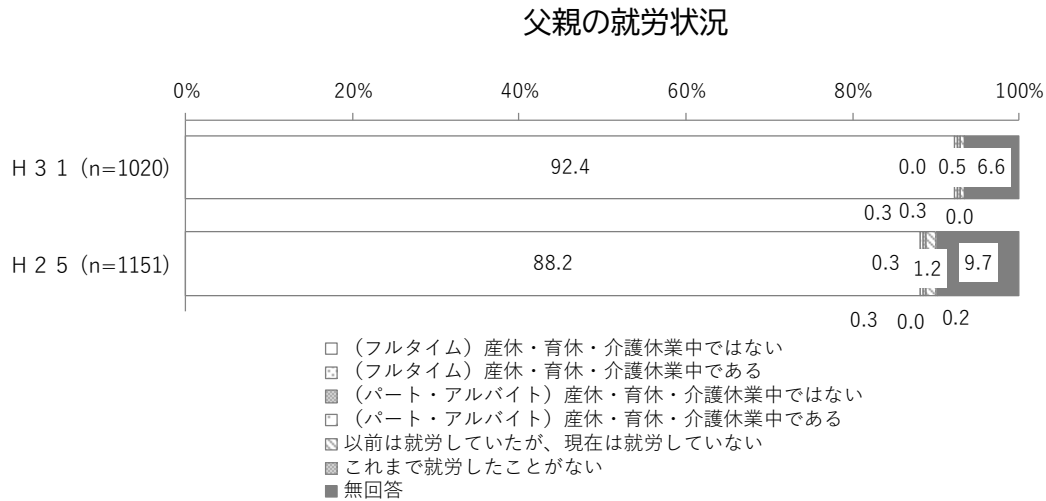
3 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

ここでは、令和元年に実施したアンケート結果から、恵庭市における状況を整理します。

(1) 恵庭市子ども・子育てに関するアンケート調査〔就学前の子ども用〕

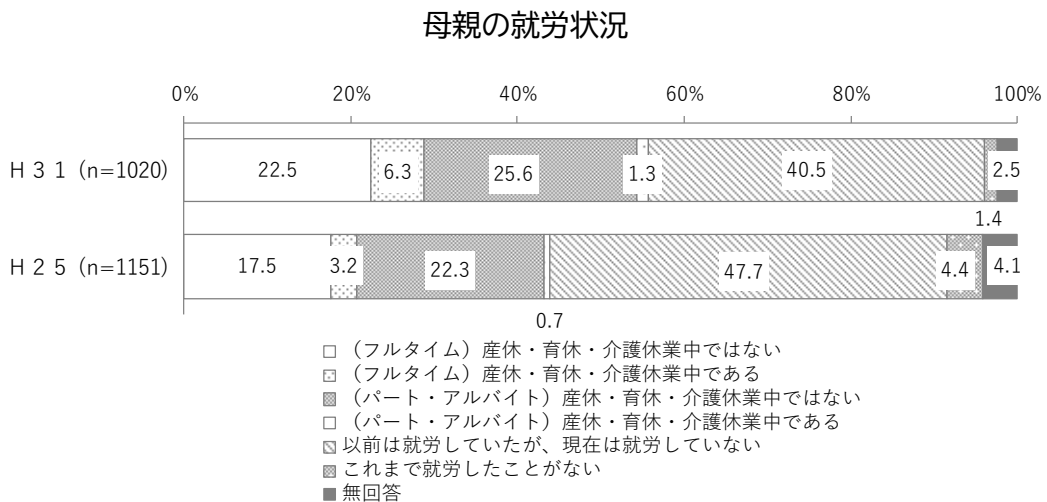
① 父親・母親の就労状況

父親の就労状況については、92.4%が「フルタイム」となっている。



母親の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 40.5%と最も高くなっている。次いで休業中を問わず「フルタイム」が 28.8%、「パート・アルバイト」が 26.9%となっている。

年齢別にみると、0歳で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が全体より11.7ポイント高くなっている。



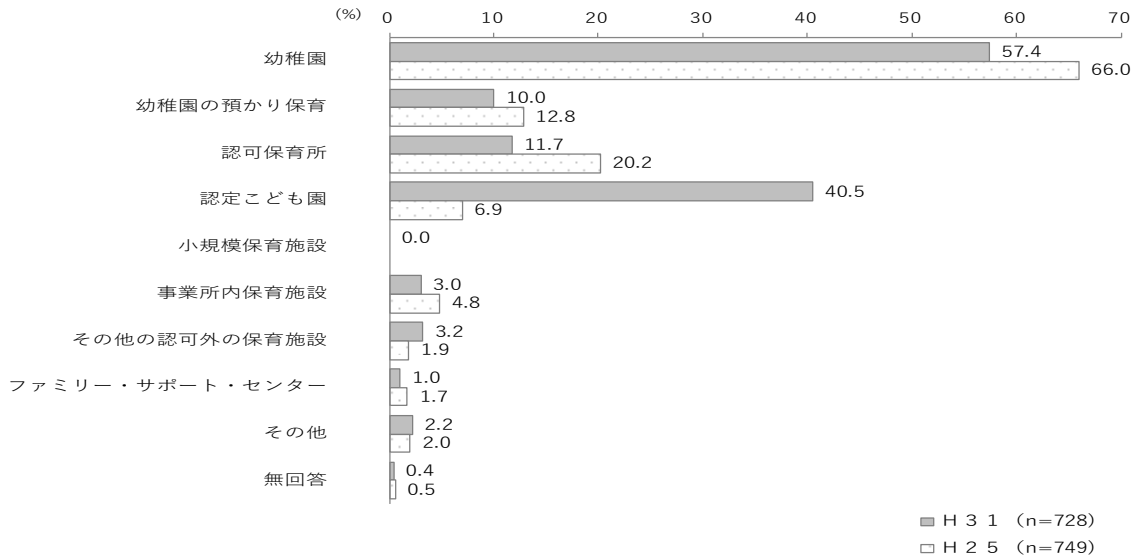
③ 平日に定期的に利用している教育・保育事業

「幼稚園」の利用が 57.4%で最も多く、次いで「認定こども園」が 40.5%となっている。

H25 年と比較すると、「認定こども園」の利用は 33.6 ポイントと大幅に高くなっている。

年齢別にみると、3歳～5歳で「幼稚園」が 7 割前後となり、全体と比較して 10 ポイント以上高くなっている。

平日に定期的に利用している教育・保育事業



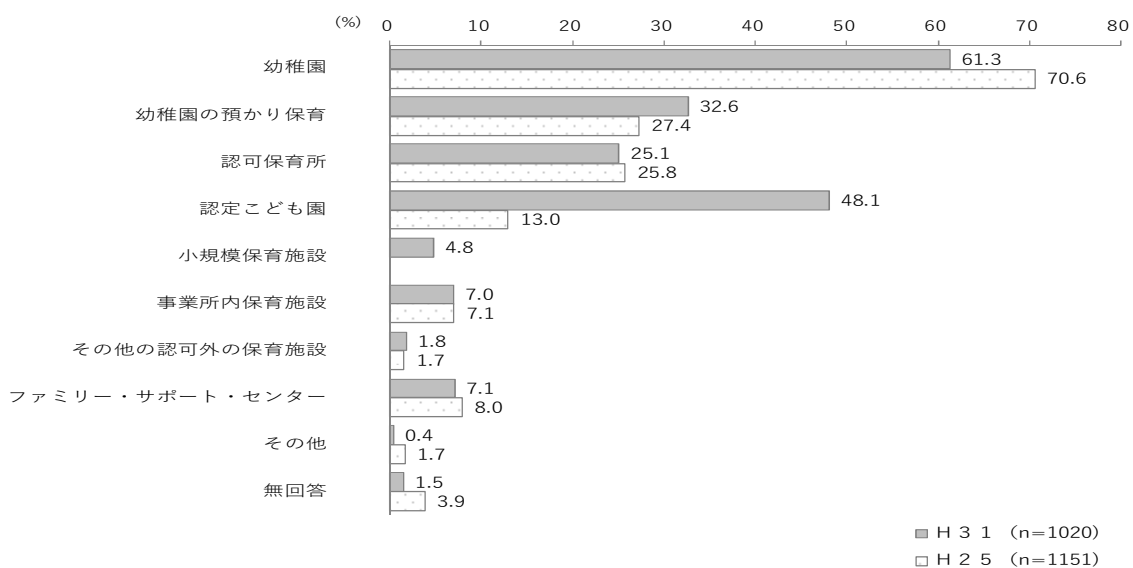
④ 平日に定期的に利用したい教育・保育事業

利用した教育・保育事業としては、「幼稚園」が 61.3%と最も多く、次いで「認定こども園」が 48.1%、「幼稚園の預かり保育」が 32.6%となっている。

H25 年と比較すると、「認定こども園」が 35.1 ポイント高くなっている。

年齢別にみると、0歳と1歳で「認可保育所」が全体と比較して 15 ポイント以上高くなっている。

平日に定期的に利用したい教育・保育事業

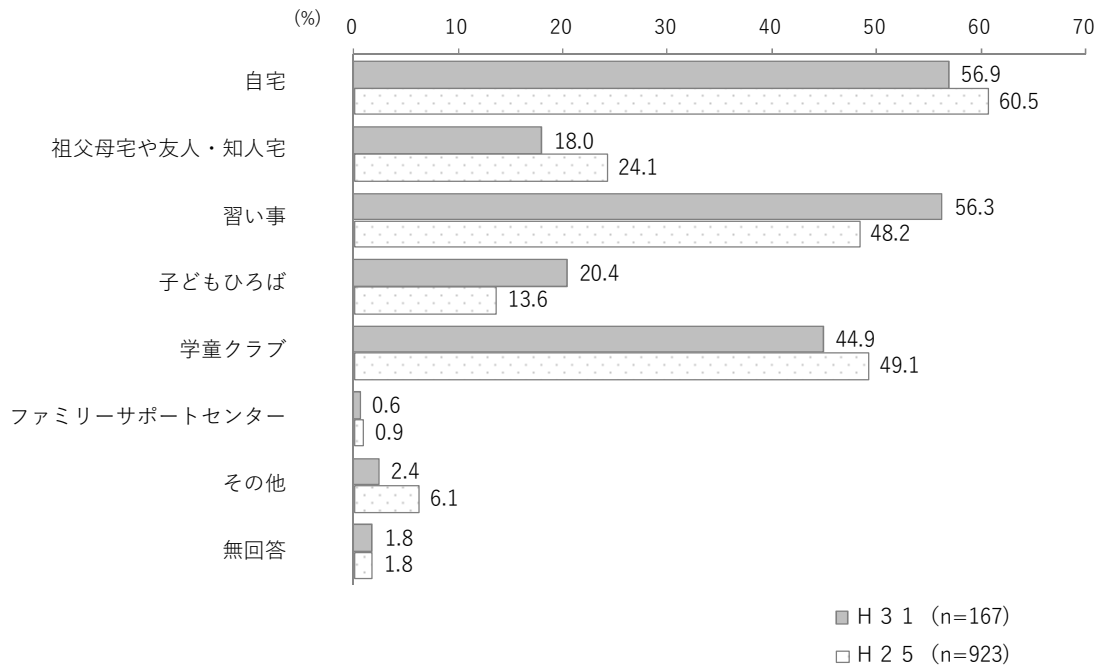


⑤ 小学校入学後の放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）時における放課後の過ごし方の意向

低学年時における過ごし方としては、「自宅」が 56.9%と最も多く、次いで「習い事」が 56.3%、「学童クラブ」が 44.9%となっている。

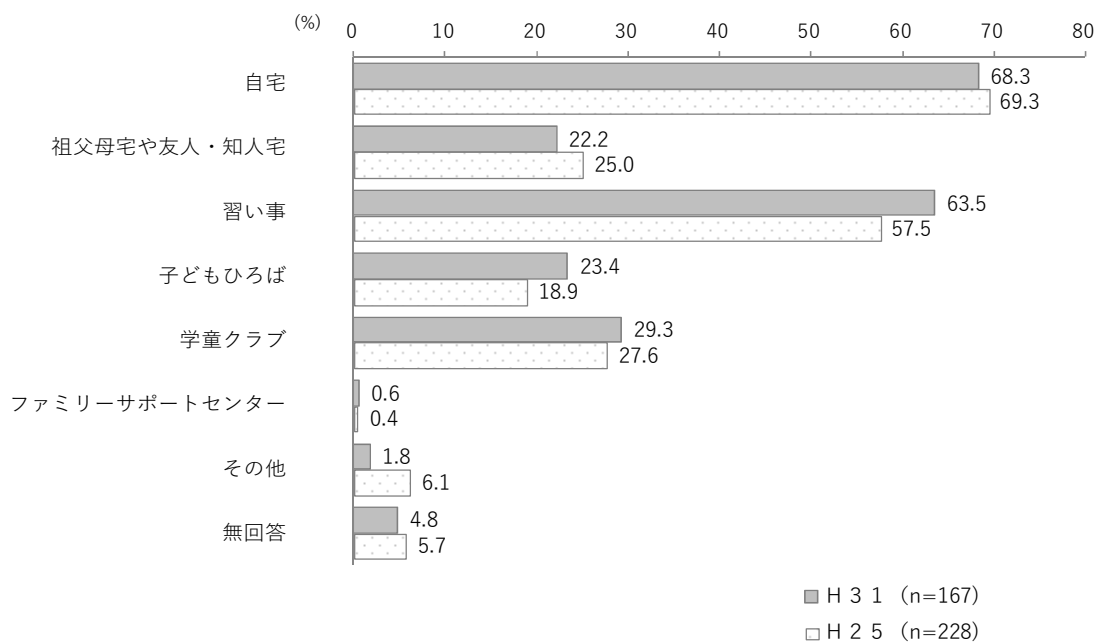
小学校低学年時における放課後の過ごし方の意向



高学年（4～6年生）時における放課後の過ごし方の意向

高学年時における過ごし方としては、「自宅」が 68.3%と最も多く、次いで「習い事」が 63.5%、「学童クラブ」が 29.3%となっている。

高学年時における放課後の過ごし方

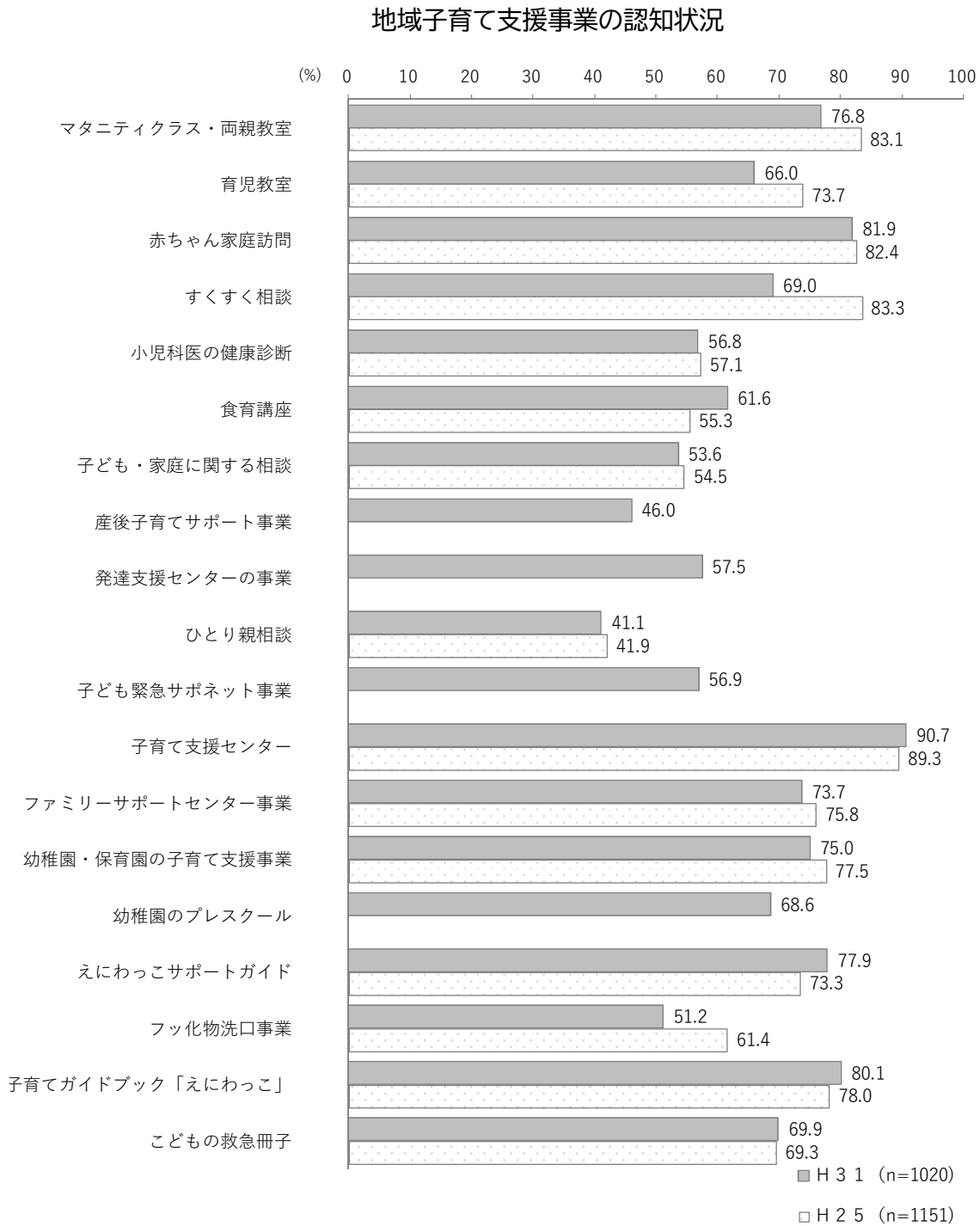


⑥ 地域子育て支援事業について

A 地域子育て支援事業の認知状況

子育て支援事業の認知状況については、「子育て支援センター」が90.7%と最もよく知られており、次いで「赤ちゃん家庭訪問」が81.9%、「子育てガイドブック「えにわっこ」」が80.1%となっている。

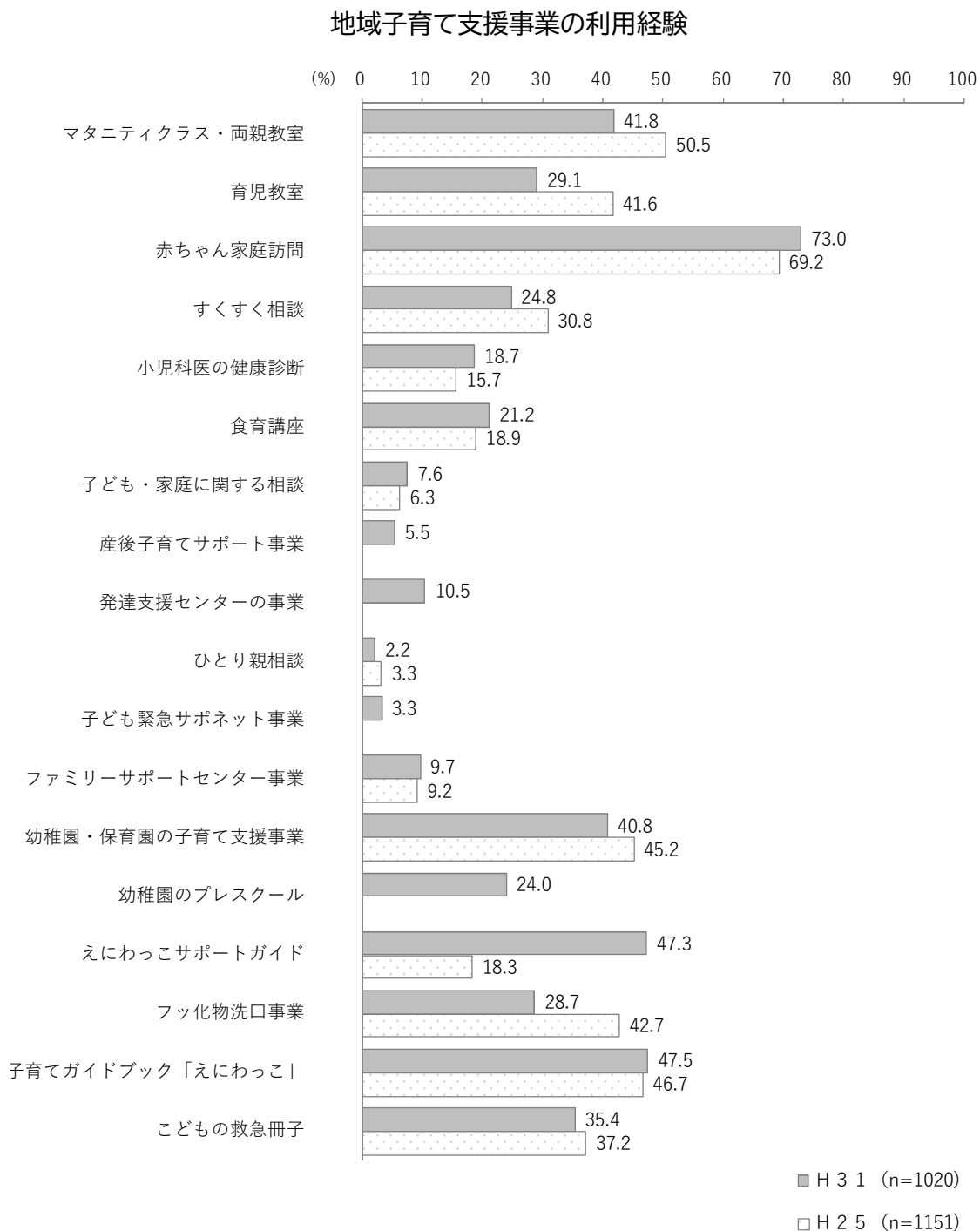
H25年と比較すると、「すくすく相談」が14.3ポイント、「フッ化物洗口事業」が10.2ポイント低くなっている。



B 地域子育て支援事業の利用経験

子育て支援事業の利用経験については、「赤ちゃん家庭訪問」が73.0%と最も利用されており、次いで「子育てガイドブック「えにわっこ」」が47.5%、「えにわっこサポートガイド」が47.3%となっている。

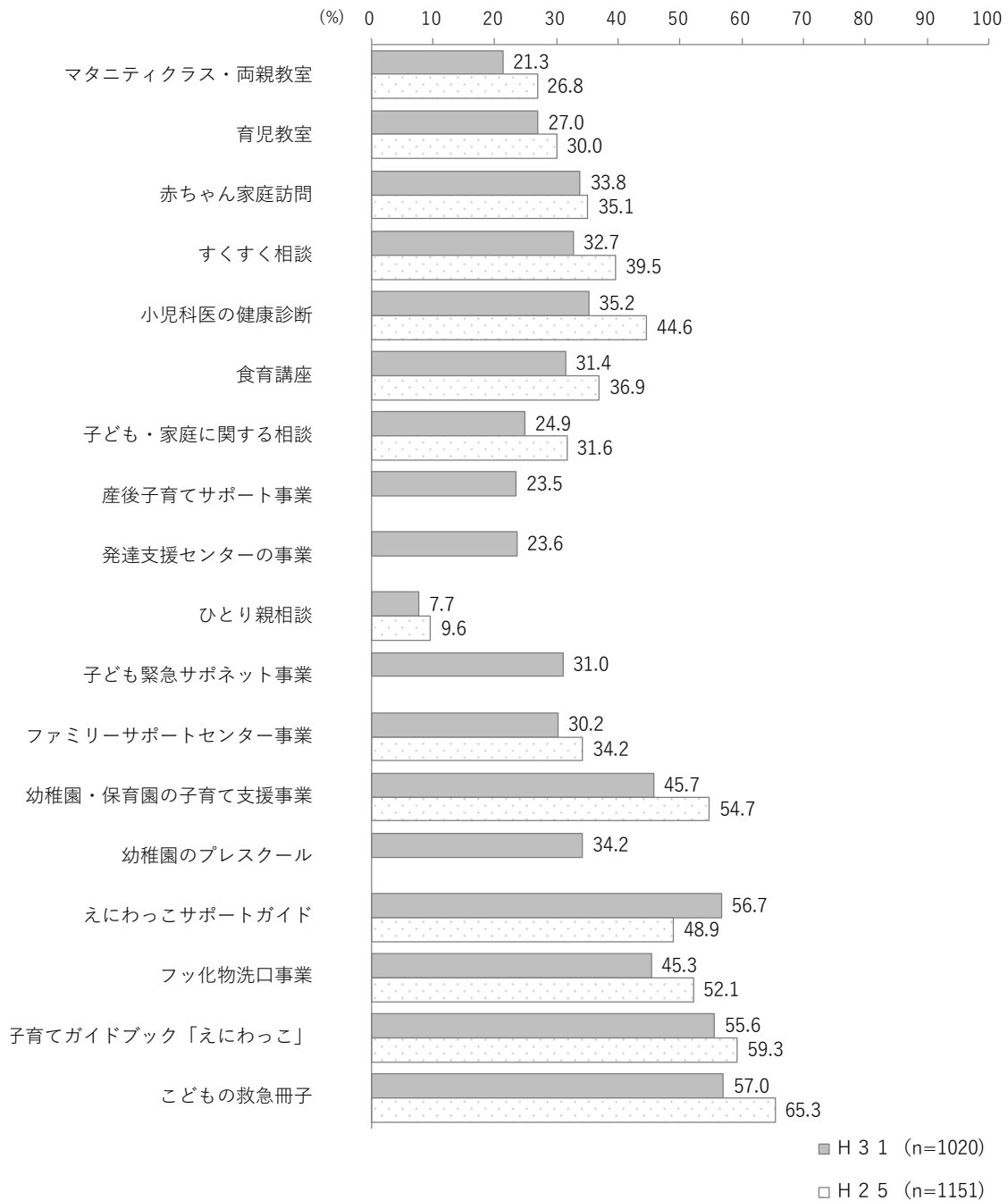
H25年と比較すると、「えにわっこサポートガイド」が29.0ポイント高くなっており、「育児教室」が12.5ポイント、「フッ化物洗口事業」が14.0ポイント低くなっている。



C 地域子育て支援事業の利用意向

子育て支援事業の利用意向については、「こどもの救急冊子」が57.0%と最も多く、次いで「えにわっこサポートガイド」が56.7%、「子育てガイドブック「えにわっこ」」が55.6%となっている。

地域子育て支援事業の利用意向

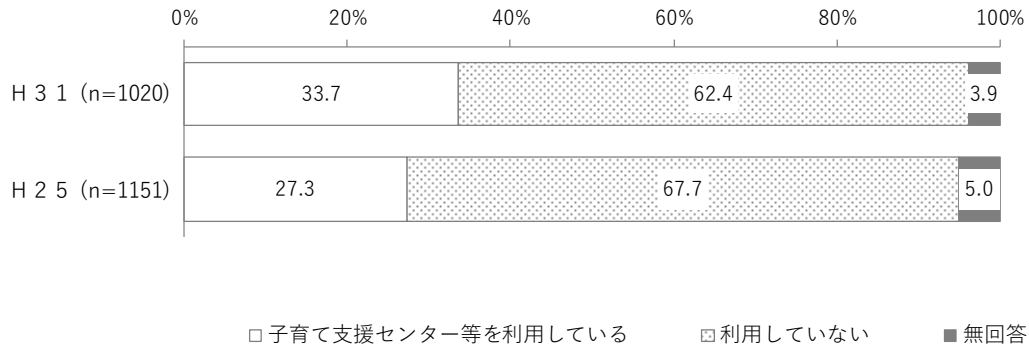


⑥ 子育て支援センター等の利用状況

子育て支援センター等の利用状況については、「利用していない」が 62.4%、「利用している」が 33.7%となっている。

年齢別にみると、1歳で「子育て支援センター等を利用している」が全体と比較して 16.8 ポイント高くなっている。

子育て支援センター等の利用状況

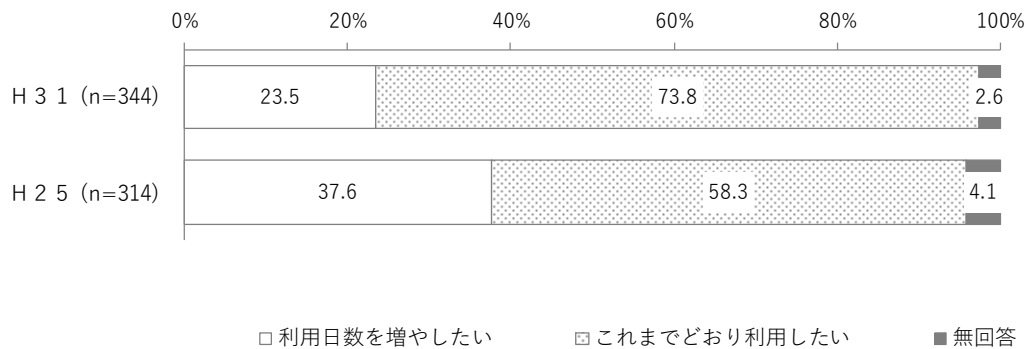


子育て支援センター等の今後の利用意向については、「これまでどおり利用したい」が 73.8%、「利用日数を増やしたい」が 23.5%となっている。

H25 年と比較すると、「これまでどおり利用したい」が 15.5 ポイント高くなっている。

年齢別にみると、0歳で「利用日数を増やしたい」が全体と比較して 10.8 ポイント高くなっている。

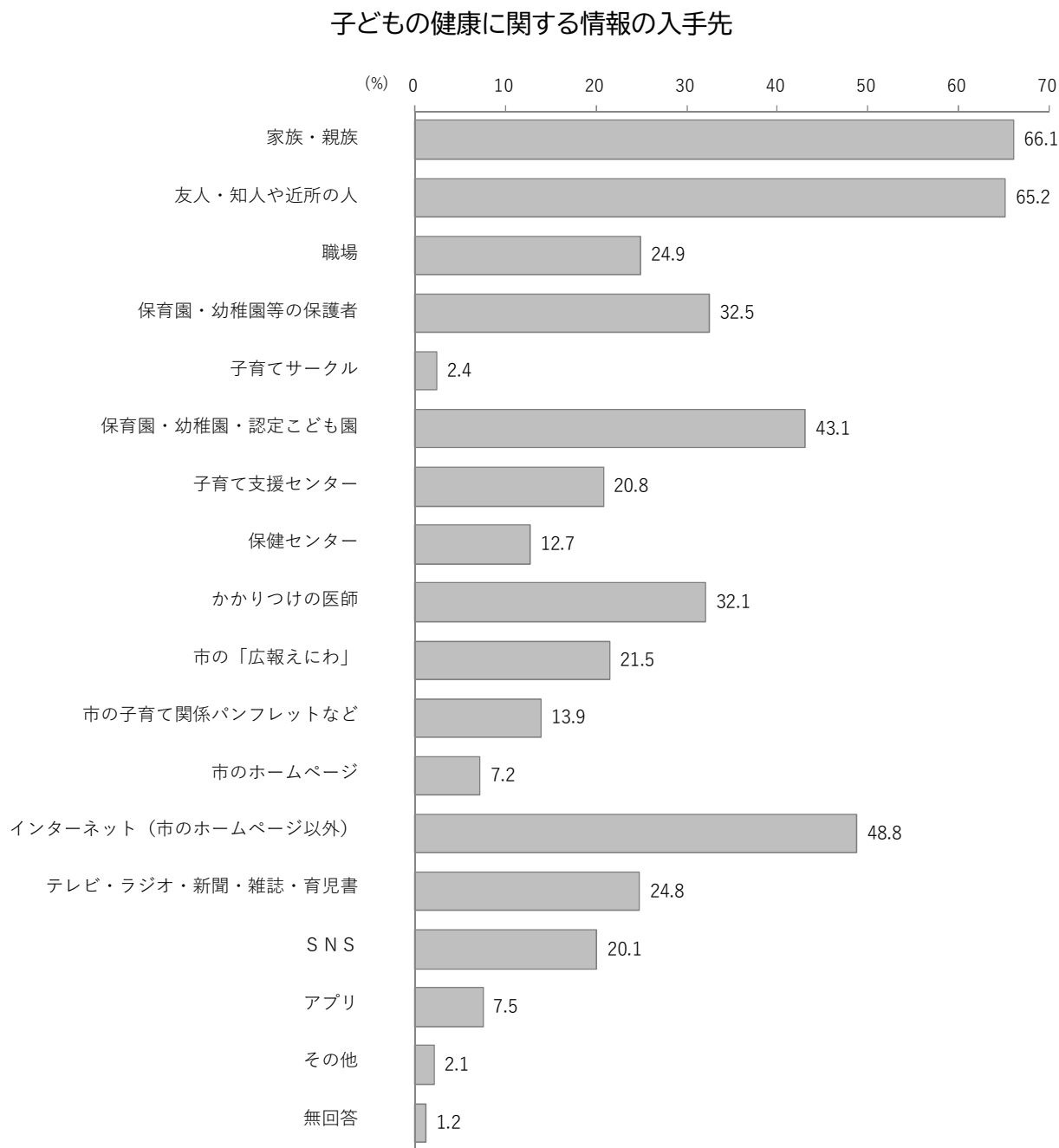
子育て支援センター等の今後の利用意向



⑦ 子どもの健康に関する情報の入手先

子どもの健康に関する情報の入手先としては、「家族・親族」が 66.1%と最も多く、次いで「友人・知人や近所の人」が 65.2%、「インターネット(市のホームページ以外)」が 48.8%となっている。

年齢別にみると、0歳で「インターネット(市のホームページ以外)」が全体と比較して、12.8ポイント高くなっている。

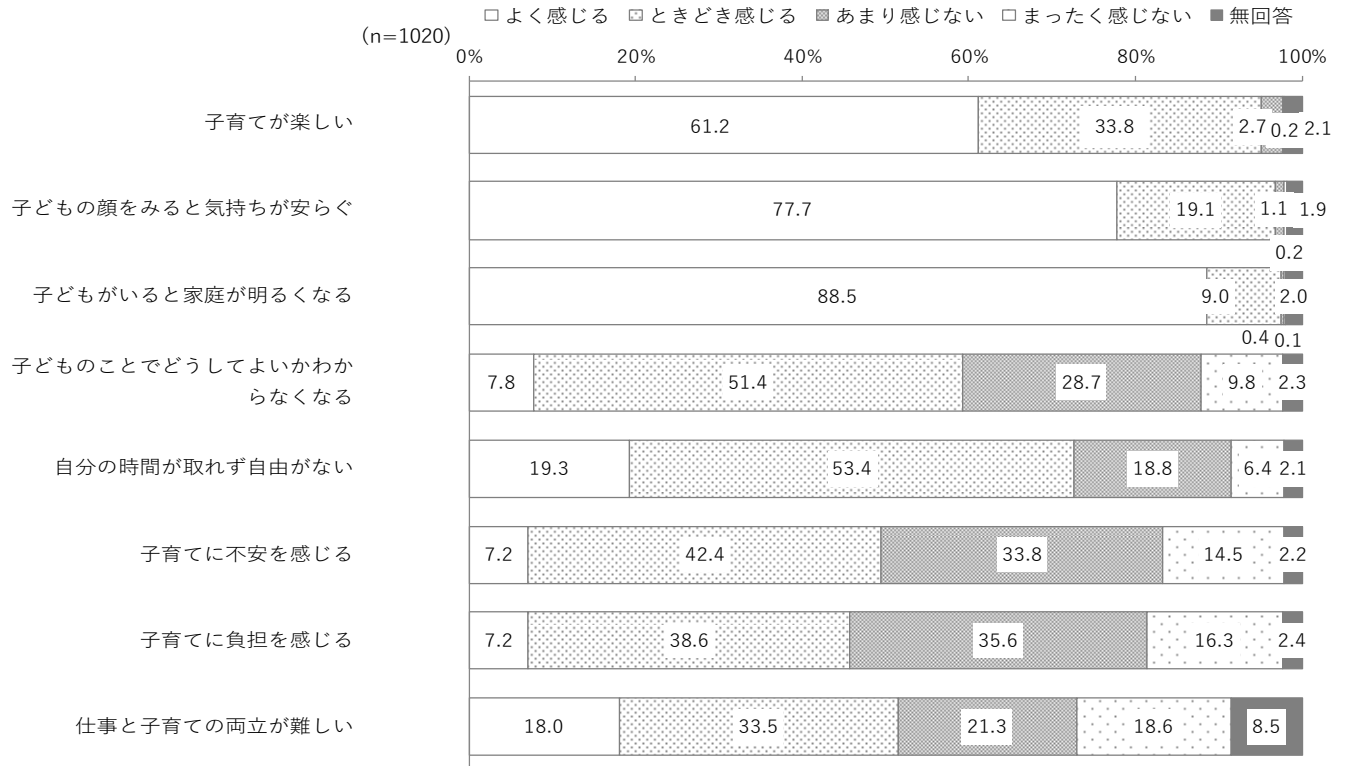


(n=1020)

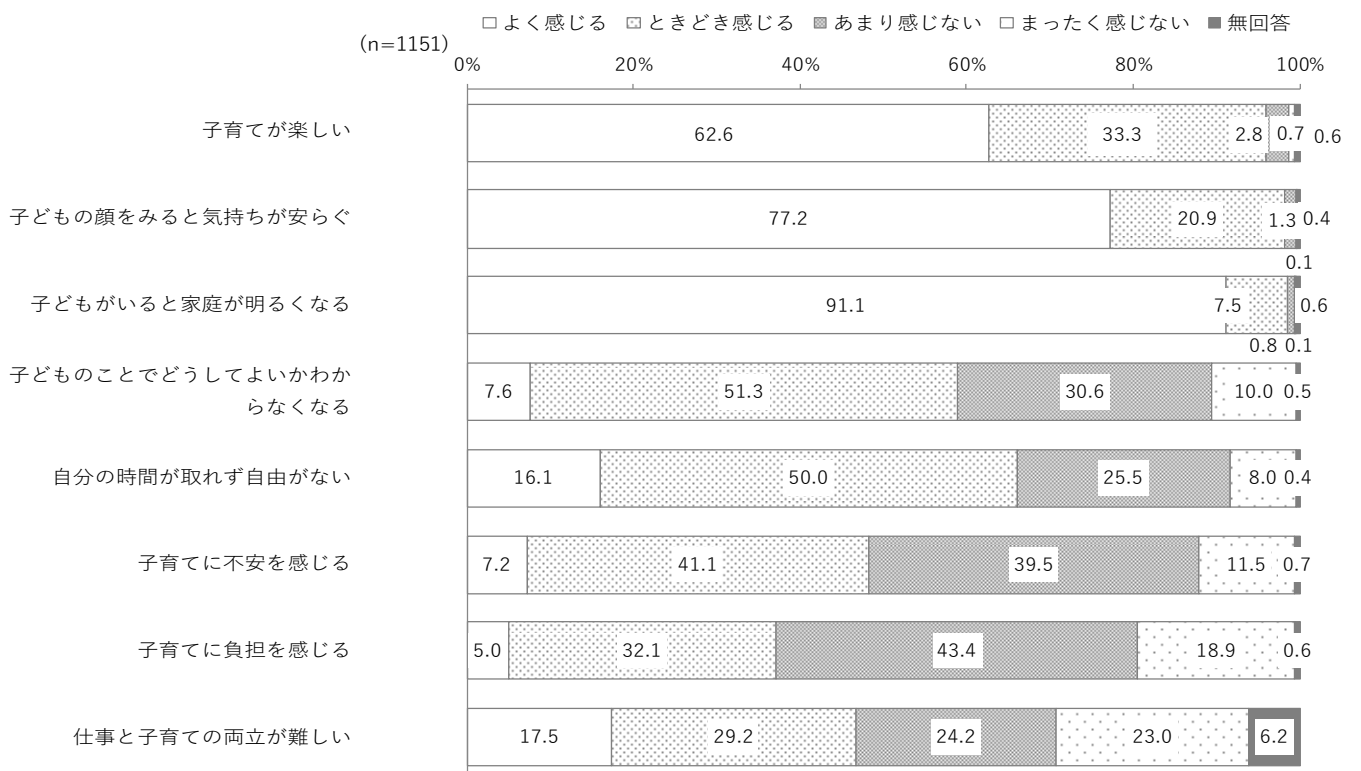
⑧ 子育てをしていて感じること

90%以上の人「子育ては楽しい」「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」「子どもがいると家庭が明るくなる」と感じている反面、「自分の時間がとれず自由がない」「子どものことでどうしてよいかわからなくなる」と感じる人が約6～7割を占めている。

子育てをしていて感じること(H31年)

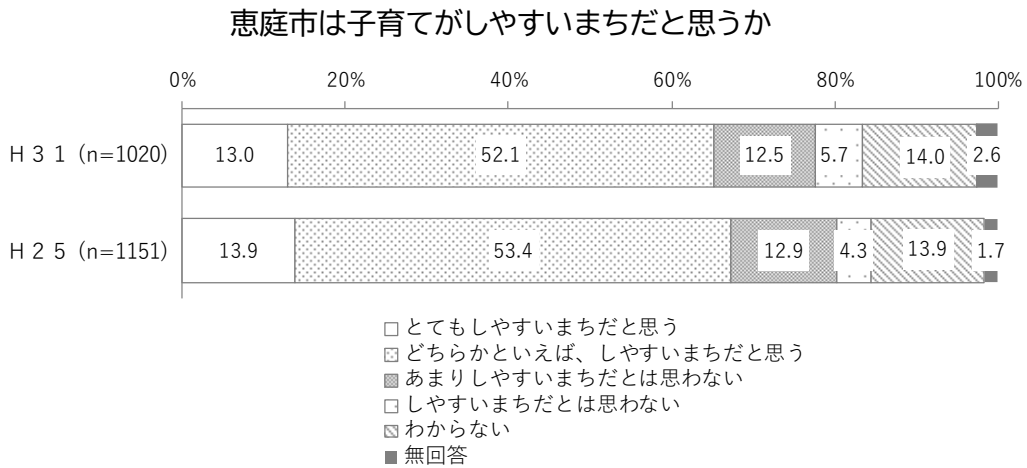


子育てをしていて感じること(H25年)



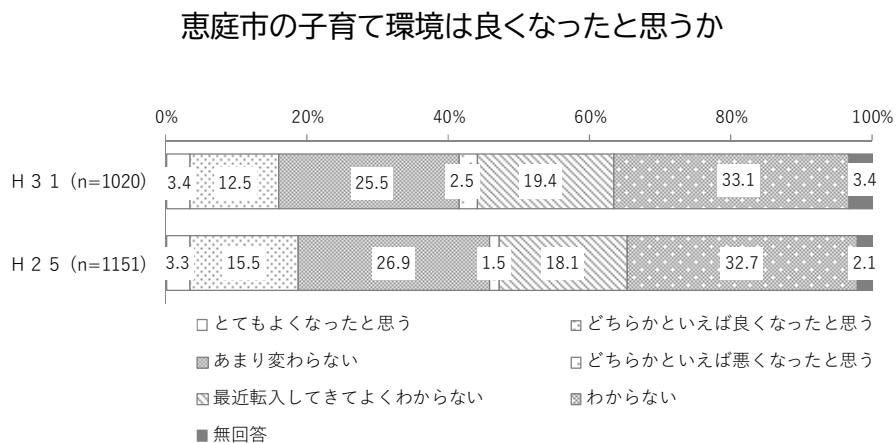
⑨ 恵庭市の子育て

恵庭市における子育てについて、「とてもしやすいまちだと思う」の 13.0%と、「どちらかといえば、しやすいまちだと思う」の 52.1%を合わせると、60%以上の人が恵庭市は子育てがしやすいまちだと感じている。



以前(3~5 年前)に比べての恵庭市の子育て環境について、「あまり変わらない」が 25.5%、「どちらかといえば悪くなったと思う」が 2.5%に対して、「とても良くなったと思う」が 3.4%と「どちらかといえば良くなったと思う」が 12.5%を合わせると、15.9%の人は子育て環境が良くなったと感じている。

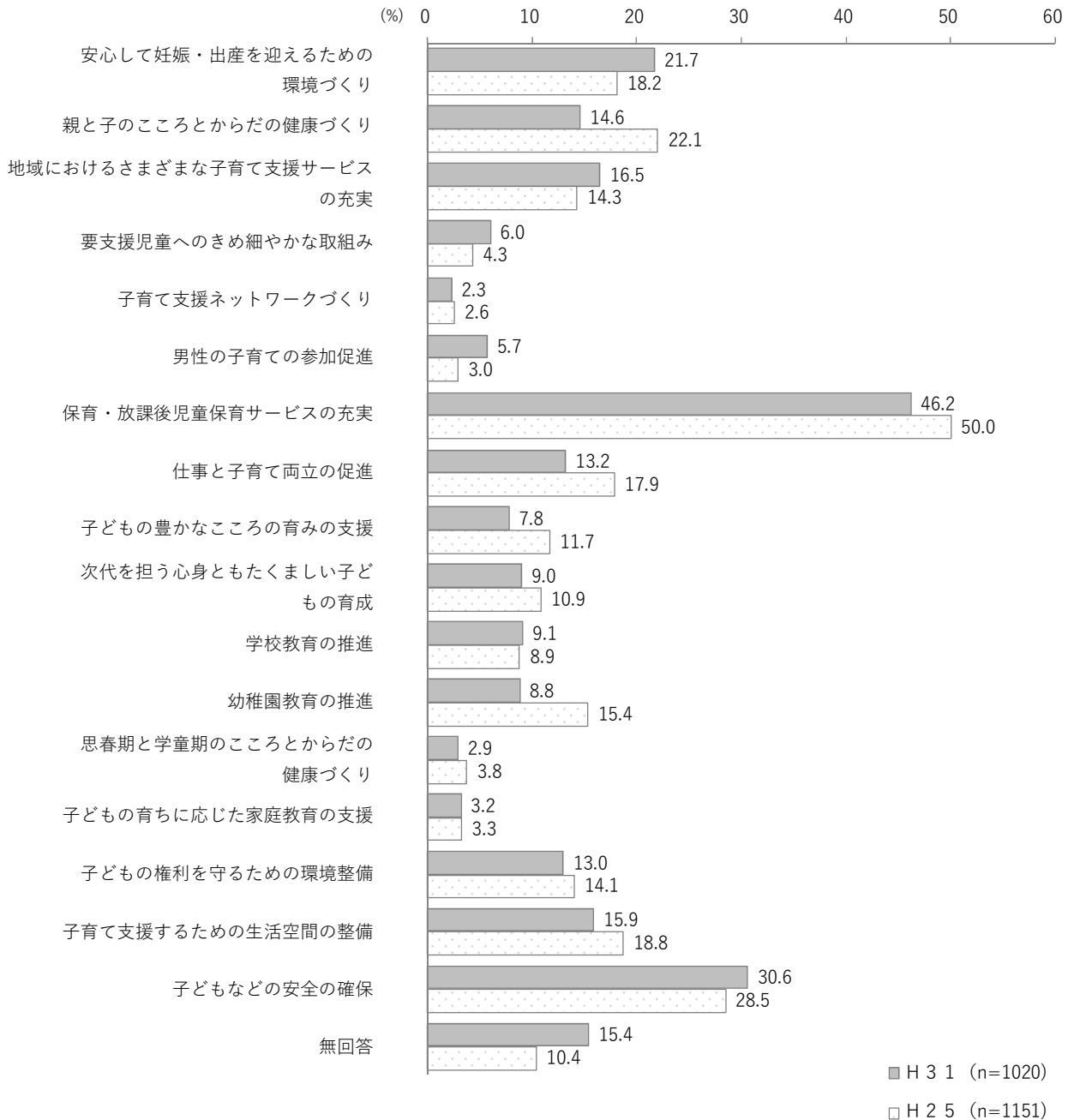
年齢別にみると、4歳で「あまり変わらない」が全体と比較して 10.3%高くなっている。



⑩ 恵庭市が今よりも子育てしやすいまちになるために力を入れるべきこと

今よりも子育てしやすいまちになるために力を入れるべきこととしては、「保育・放課後児童保育サービスの充実」が最も多く 46.2%、次いで「子どもなどの安全の確保」が 30.6%、「安心して妊娠・出産を迎えるためのづくり」が 21.7%となっている。

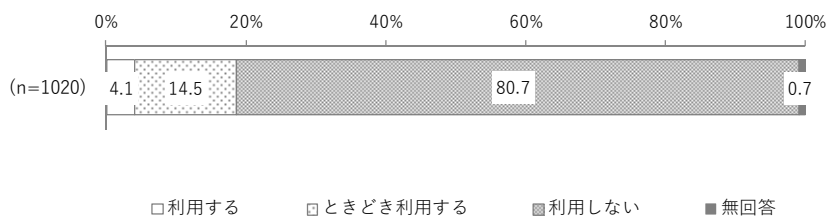
恵庭市が今よりも子育てしやすいまちになるために力を入れるべきこと



⑪ エコバスの利用

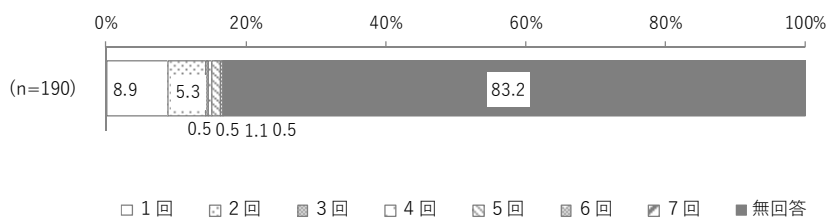
「利用しない」が80.7%と最も多く、「利用する」「ときどき利用する」は合わせて18.6%となっている。

エコバスの利用



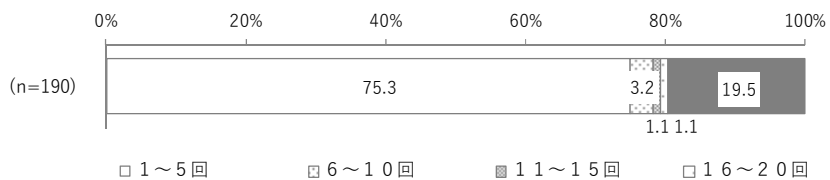
1週あたりの利用回数は「1回」が8.9%、「2回」が5.3%となっている。

エコバスの1週あたりの利用回数



1ヶ月当たりの利用回数は「1～5回」が75.3%となっている。

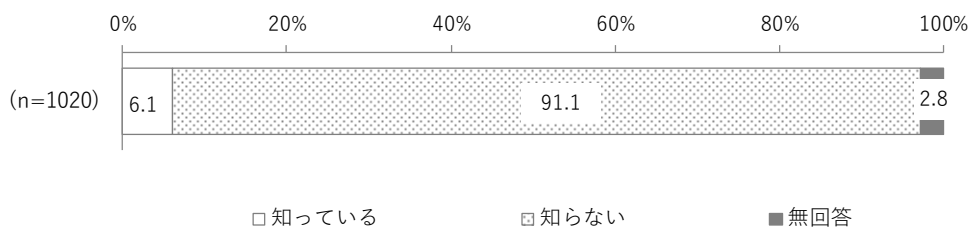
エコバスの1ヶ月当たりの利用回数



⑫ えにわ子育て応援隊

えにわ子育て応援隊については「知らない」が 91.1%、「知っている」が 6.1%であり、認知度が低いことがうかがえる。

えにわ子育て応援隊の認知



えにわ子育て応援隊に期待することについて、主な記述内容は下表のとおりとなっている。

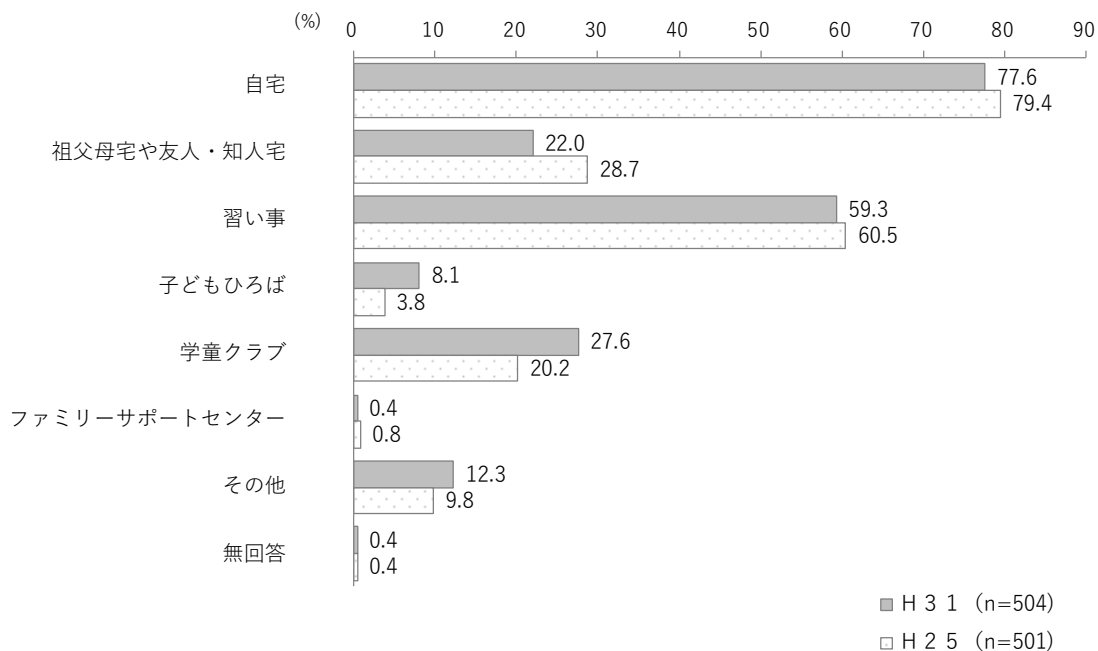
記述内容	件数
キッズルーム・子どもを預ける場所・集える場所をつくってほしい	57
親の就労環境の支援してほしい	34
見守り活動・防犯活動	26
家事支援	23
イベントを開催してほしい	10
自然を活かした遊び	2
学習支援	2
絵本の寄贈	1
知らない・わからない	13
期待していない	1
その他	39
合計	208

(2) 恵庭市子ども・子育てに関するアンケート調査 [小学生用]

① 放課後の過ごし方

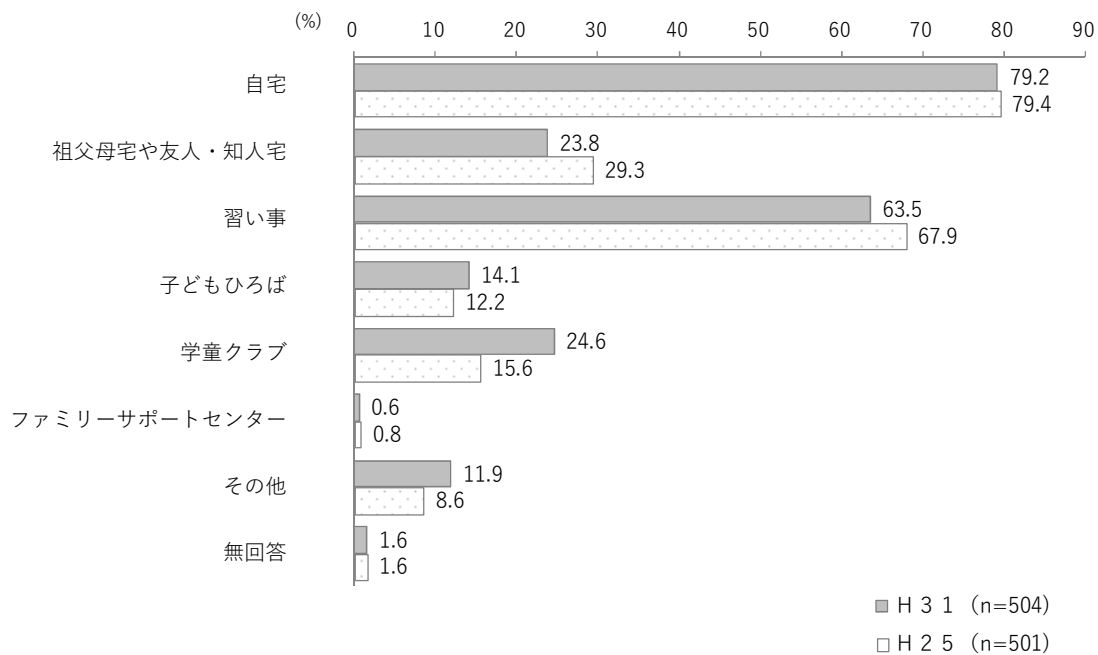
現在の過ごし方としては、「自宅」が最も多く 77.6%、次いで「習い事」が 59.3%、「学童クラブ」が 27.6%となっている。

現在の放課後の過ごし方



今後の過ごし方としては、「自宅」が最も多く 79.2%、次いで「習い事」が 63.5%、「学童クラブ」が 24.6%などとなっている。

今後の放課後の過ごし方の意向



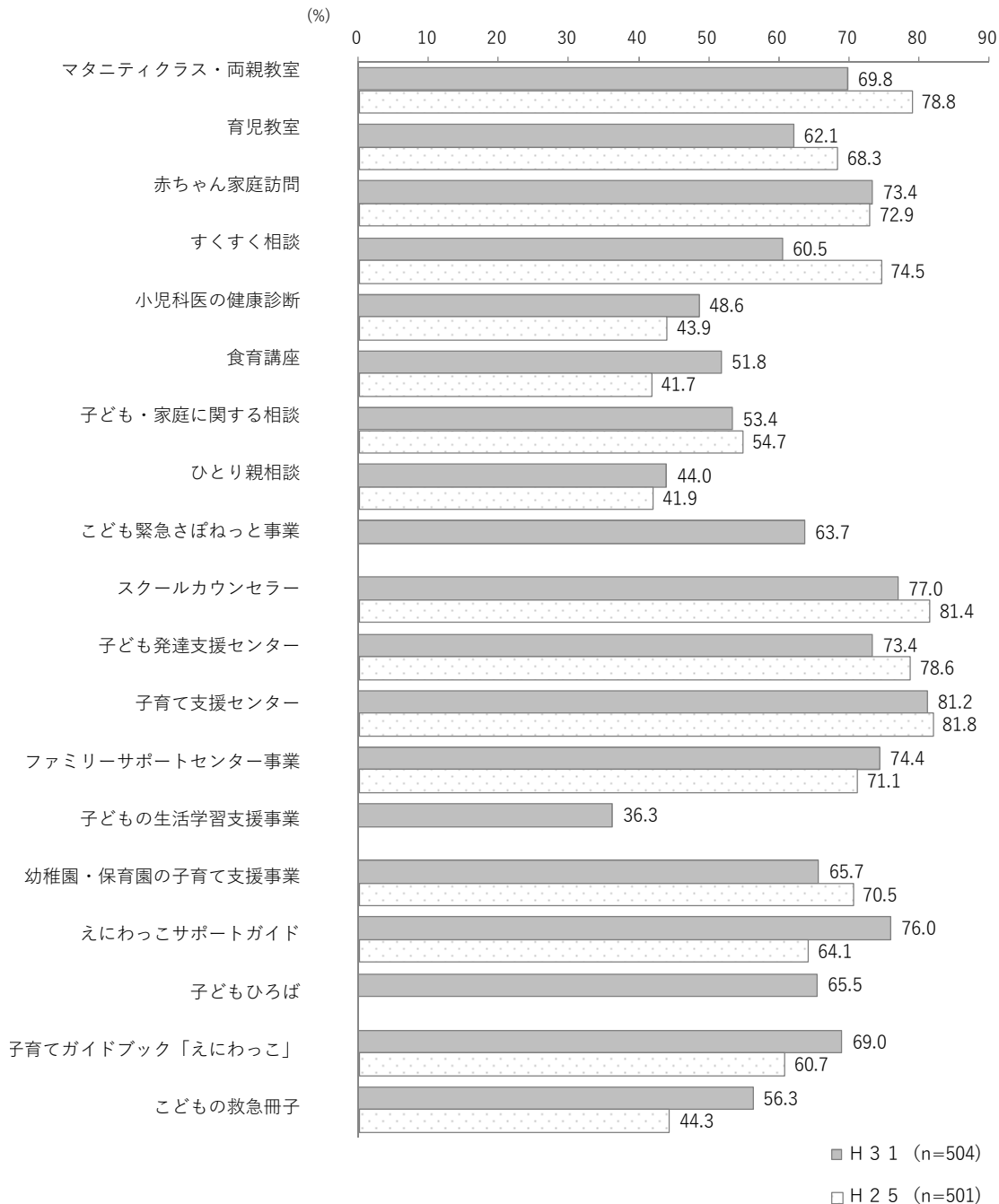
⑦ 地域子育て支援事業について

A 地域子育て支援事業の認知状況

子育て支援事業の認知状況については、「子育て支援センター」は 81.2%と最もよく知られており、次いで「スクールカウンセラー」が 77.0%、「えにわっこサポートガイド」が 76.0%となっている。

H25 年と比較すると、「食育講座」は 10.1 ポイント、「えにわっこサポートガイド」は 11.9 ポイント、「こどもの救急冊子」は 12.0 ポイント高くなっており、「すくすく相談」は 14.0 ポイント低くなっている。

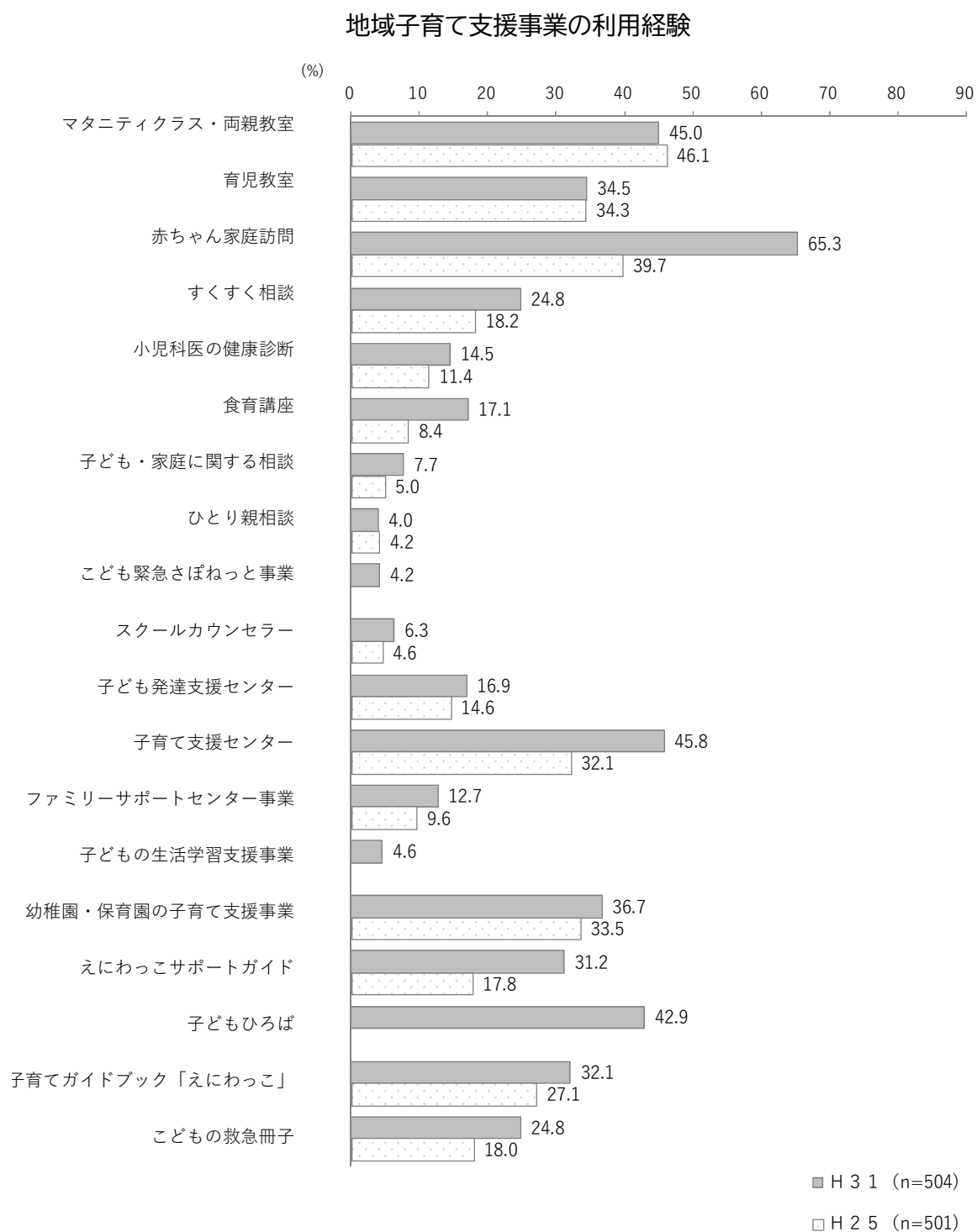
地域子育て支援事業の認知状況



B 地域子育て支援事業の利用経験

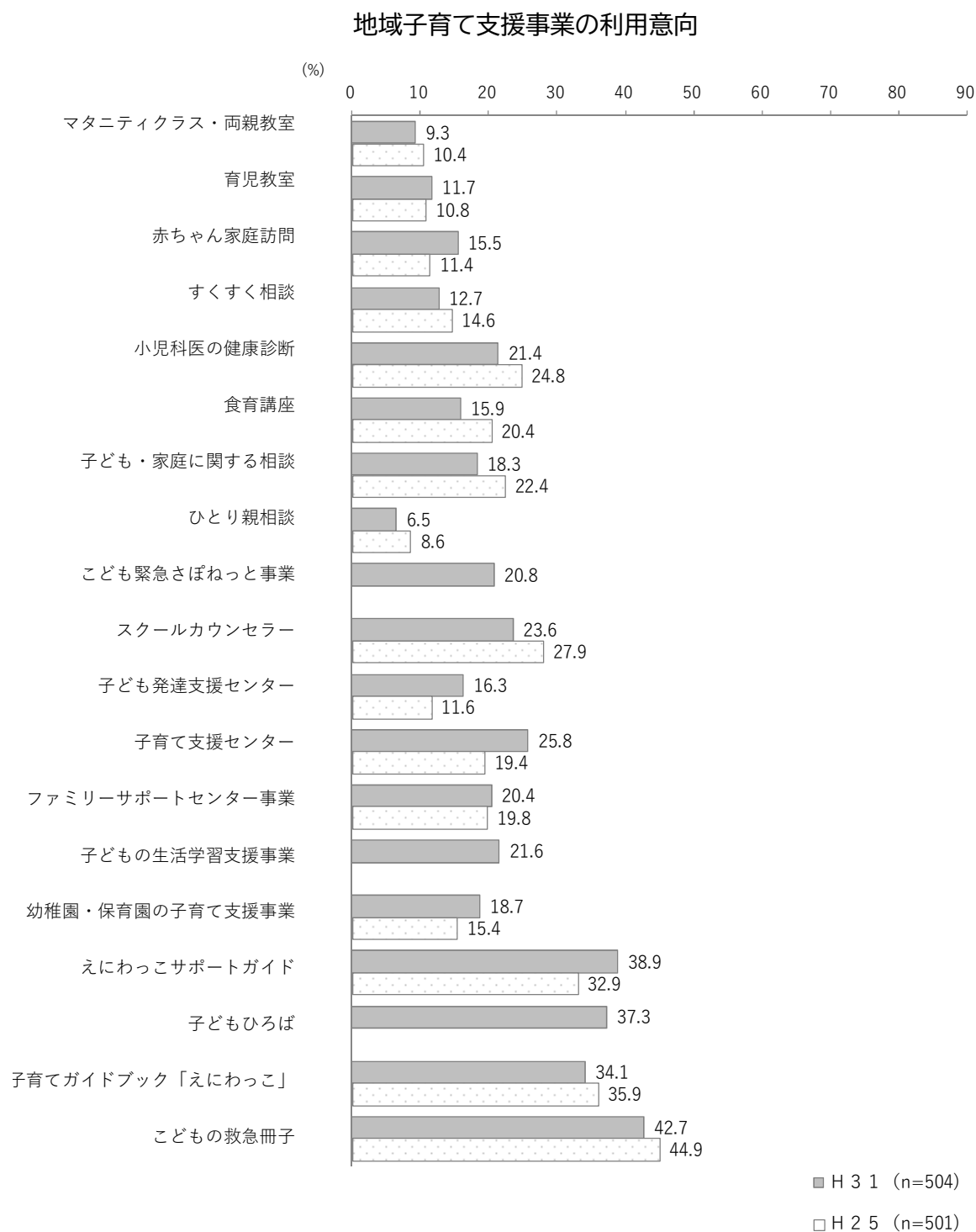
子育て支援事業の利用経験については、「赤ちゃん家庭訪問」が65.3%と最もよく利用されており、次いで「子育て支援センター」が45.8%、「マタニティクラス・両親教室」が45.0%となっている。

H25年と比較すると、「赤ちゃん家庭訪問」が25.6ポイント、「子育て支援センター」が13.7ポイント、「えにわっこサポートガイド」が13.4ポイント高くなっている。



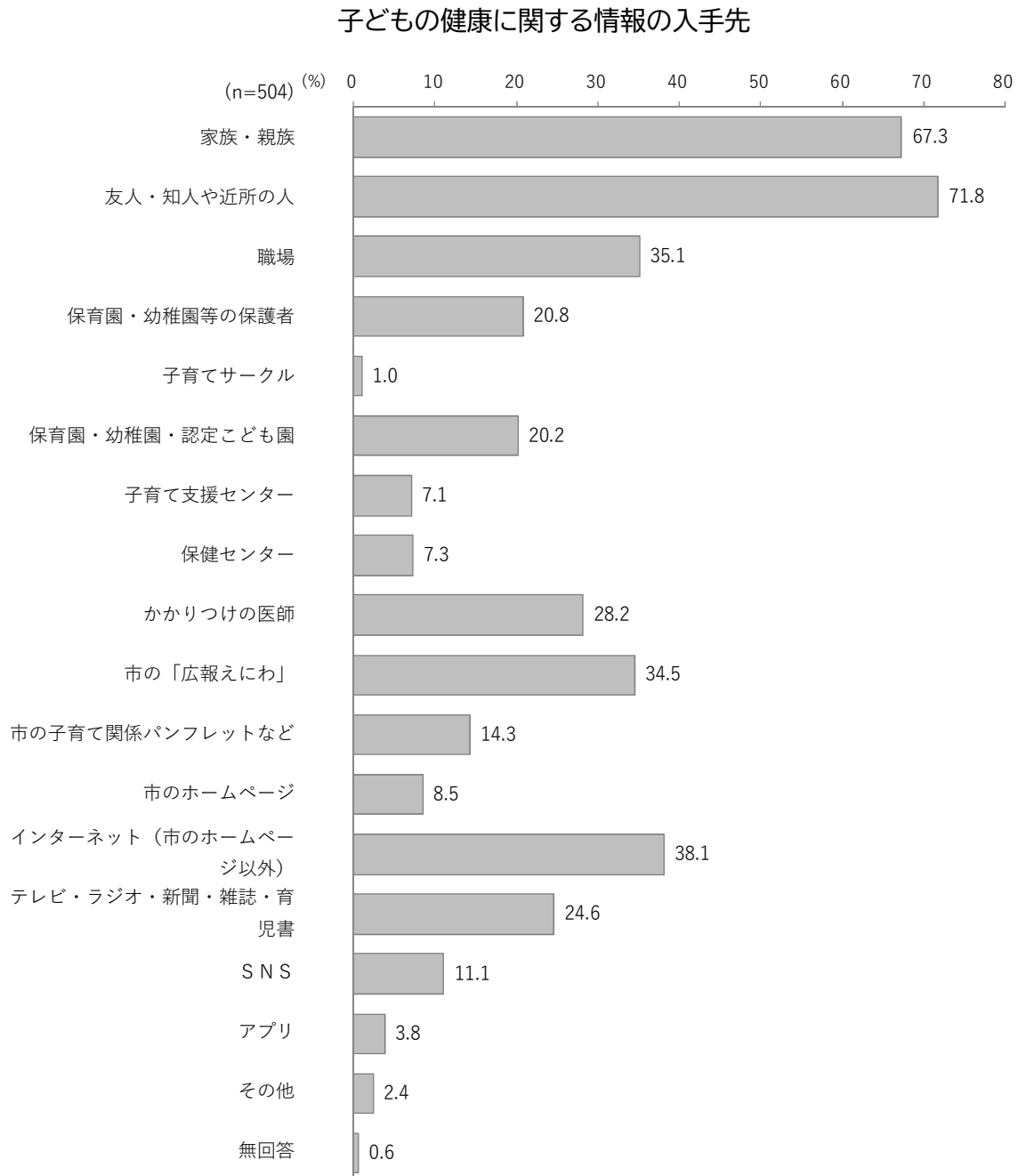
C 地域子育て支援事業の利用意向

子育て支援事業の利用意向については、「子どもの救急冊子」が 42.7%と最も多く、次いで「えにわっこサポートガイド」が 38.9%、「子どもひろば」が 37.3%となっている。



③ 子どもの健康に関する情報の入手先

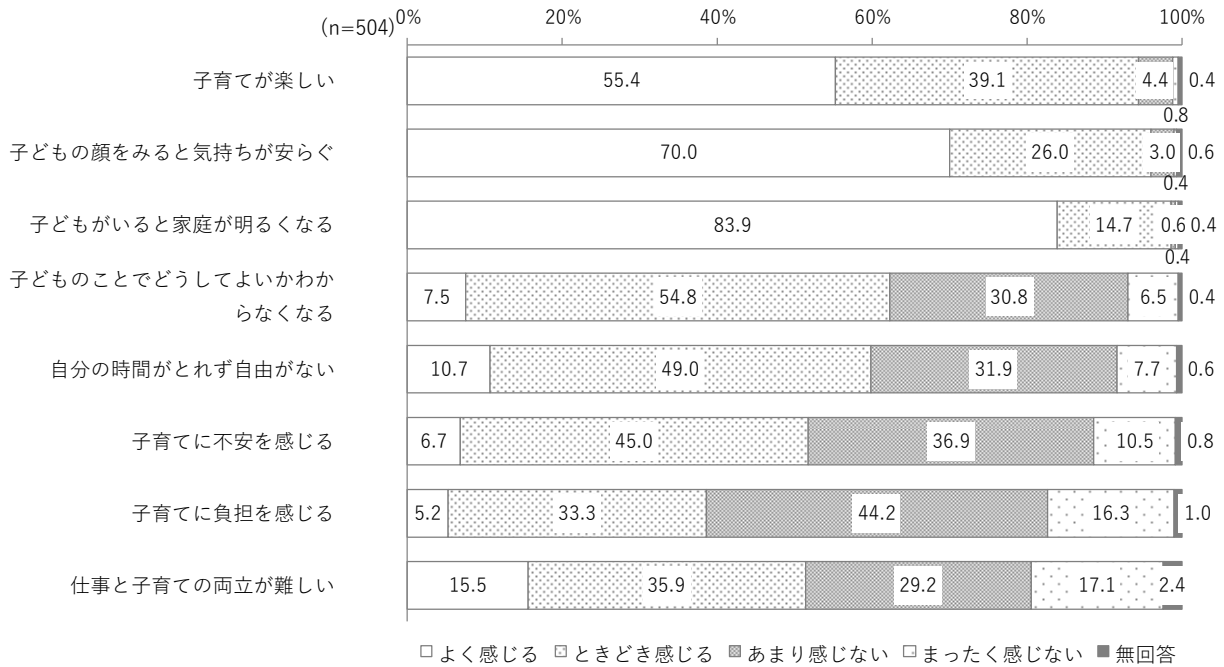
子どもの健康に関する情報の入手先としては、「友人・知人や近所の人」が 71.8%と最も多く、次いで「家族・親族」が 67.3%、「インターネット(市のホームページ以外)」が 38.1%となっている。



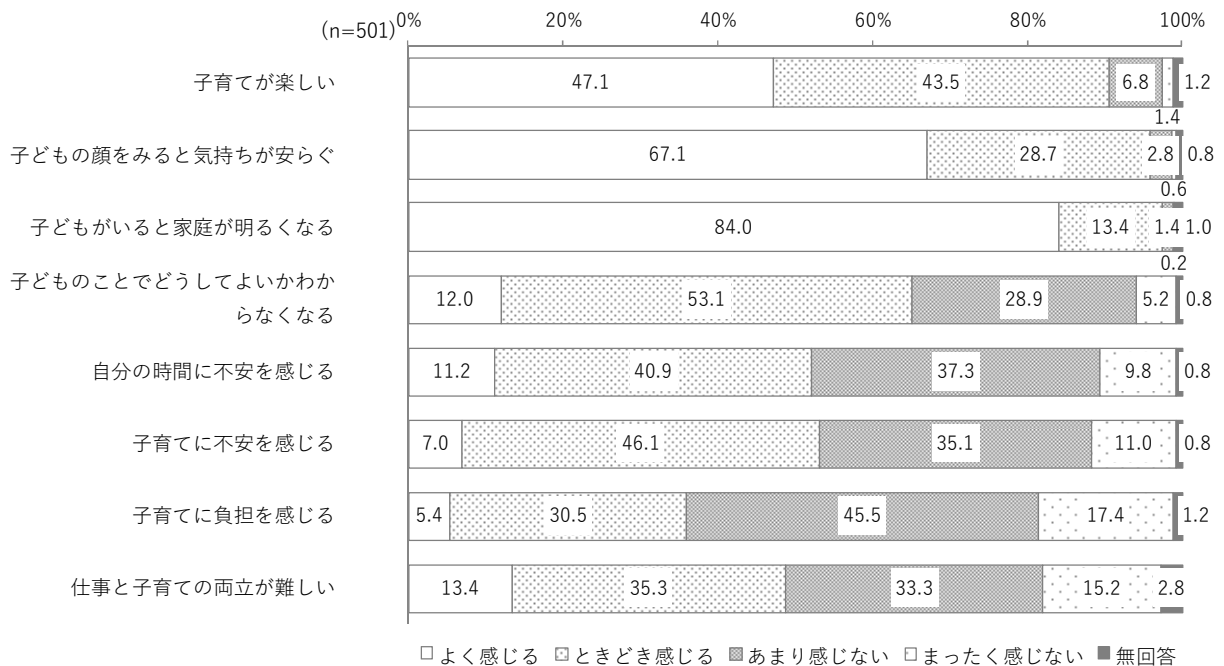
④ 子育てをしていて感じること

ほとんどの人が「子育ては楽しい」「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」「子どもがいると家庭が明るくなる」と感じている反面、「子どものことでどうしてよいかわからなくなる」「自分の時間がとれず自由がない」「子育てに不安を感じる」「仕事と子育ての両立が難しい」が過半数を占めている。

子育てをしていて感じること(H31年)



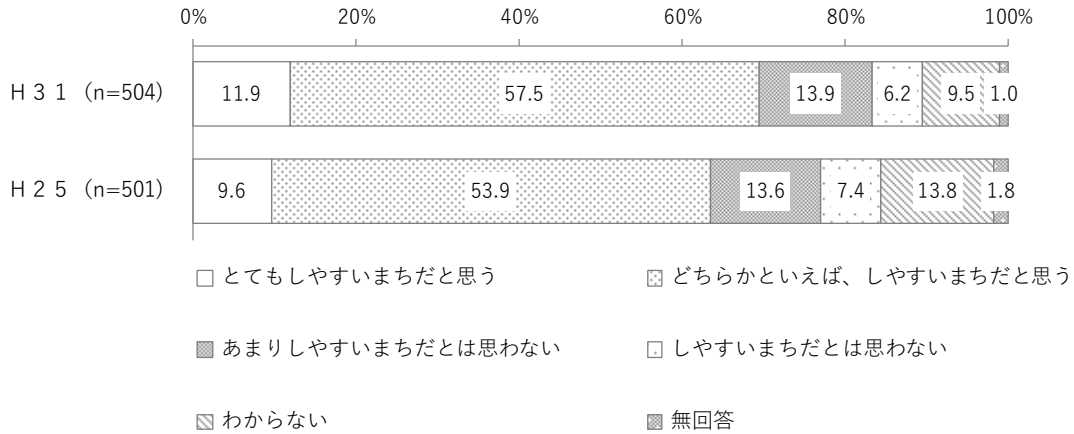
子育てをしていて感じること(H25年)



⑤ 恵庭市の子育て

恵庭市における子育てについて、「とてもしやすいまちだと思う」の 11.9%と、「どちらかといえば、しやすいまちだと思う」の 57.5%を合わせると、約7割の人が恵庭市は子育てがしやすいまちだと感じている。

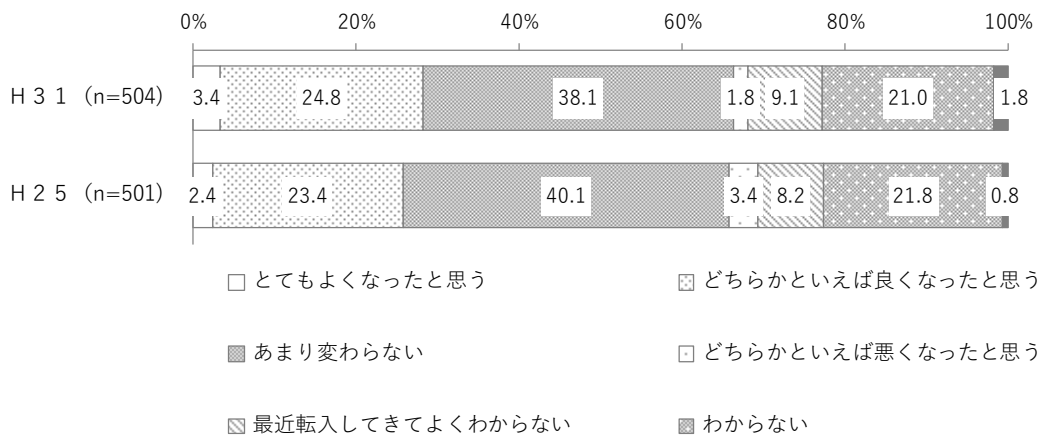
恵庭市は子育てがしやすいまちだと思うか



以前(3~5年前)に比べての恵庭市の子育て環境について、「あまり変わらない」の 38.1%と、「どちらかといえば悪くなったと思う」の 1.8%に対して、「とても良くなったと思う」の 3.4%と「どちらかといえば良くなったと思う」の 24.8%を合わせると 25%以上の人が子育て環境が良くなったと感じている。

学年別でみると、4年生で「どちらかといえば良くなったと思う」が 13.3 ポイント高くなっている。

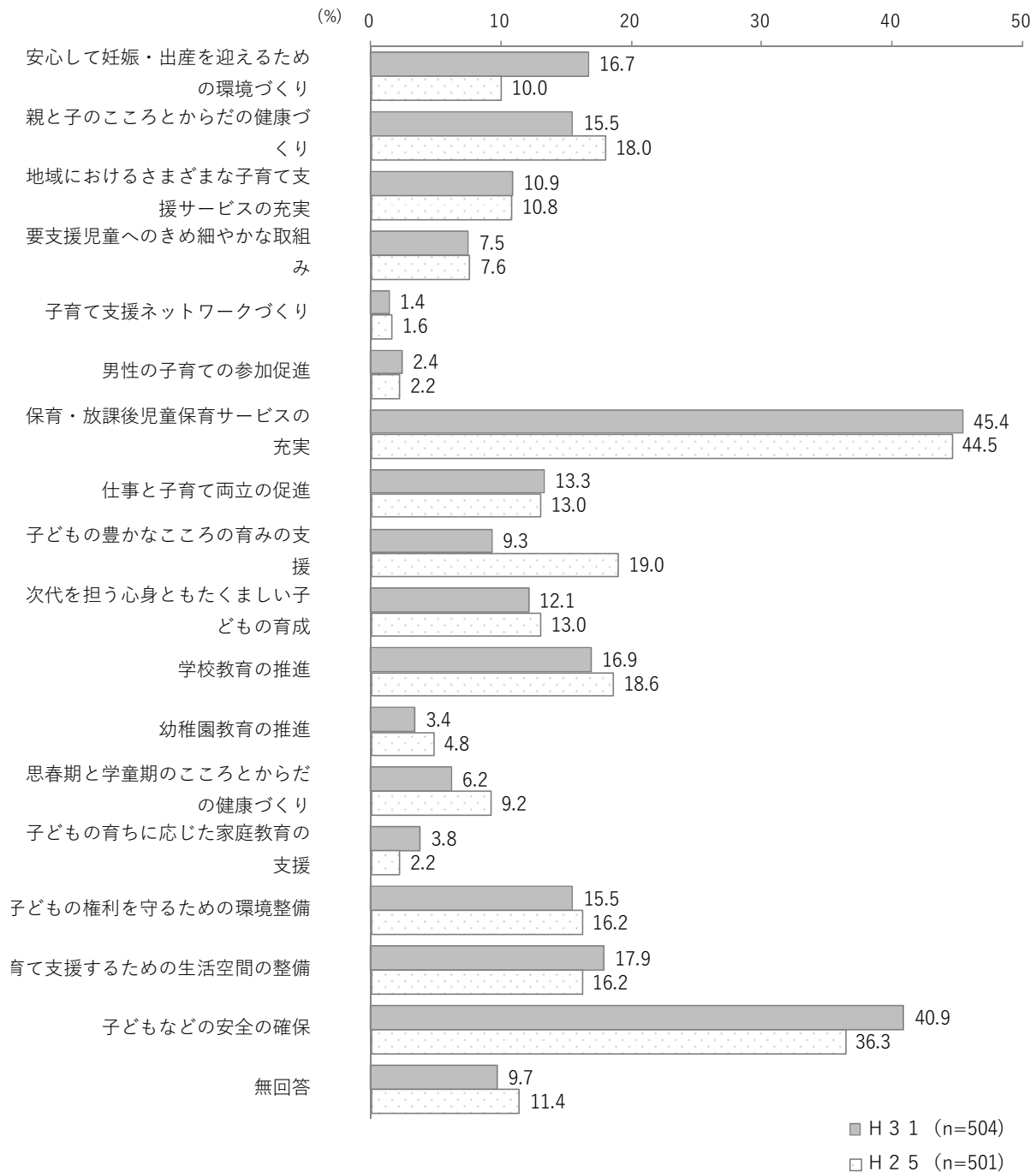
恵庭市の子育て環境は良くなったと思うか



⑥ 恵庭市が今よりも子育てしやすいまちになるために力を入れるべきこと

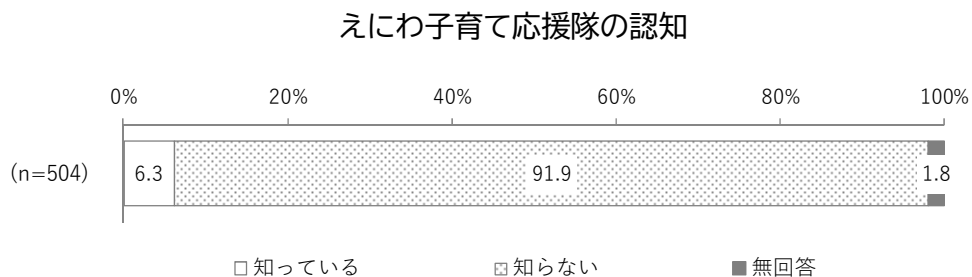
今よりも子育てしやすいまちになるために力を入れるべきこととしては、「保育・放課後児童保育サービスの充実」が 45.4%と最も多く、次いで「子どもなどの安全の確保」が 40.9%となっている。

恵庭市が今よりも子育てしやすいまちになるために力を入れるべきこと



⑧ えにわ子育て応援隊について

えにわ子育て応援隊の認知については「知らない」が91.9%と大半を占めている。



えにわ子育て応援隊に期待することについては、下表のとおりとなっている。

記述内容	件数
見守り活動・防犯活動をしてほしい	17
親の就労環境の支援してほしい	17
子どもを預ける場・子どもが集える場・交流ができる場をつかってほしい	10
子どもが楽しめるイベントを開催してほしい・増やしてほしい	6
期待していない	4
絵本の寄贈	3
自然を活かした遊び	3
学習支援	3
家事支援	3
その他	23
知らない・わからない	12
合 計	101

(3) 子どもの生活実態調査

調査時期

令和元年6月3日～6月21日 無記名によるアンケート方式で実施

調査対象

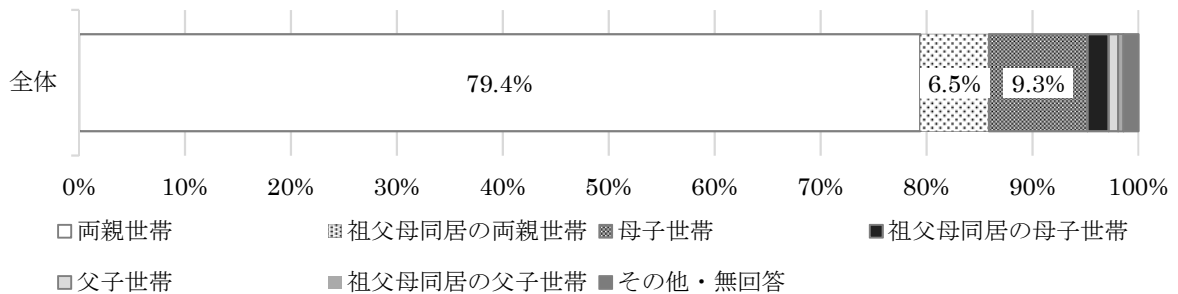
小学5年、中学2年、17歳の子ども及び小学2年、小学5年、中学2年、17歳の保護者

● 調査世帯の状況

・世帯の状況

① 家族形態

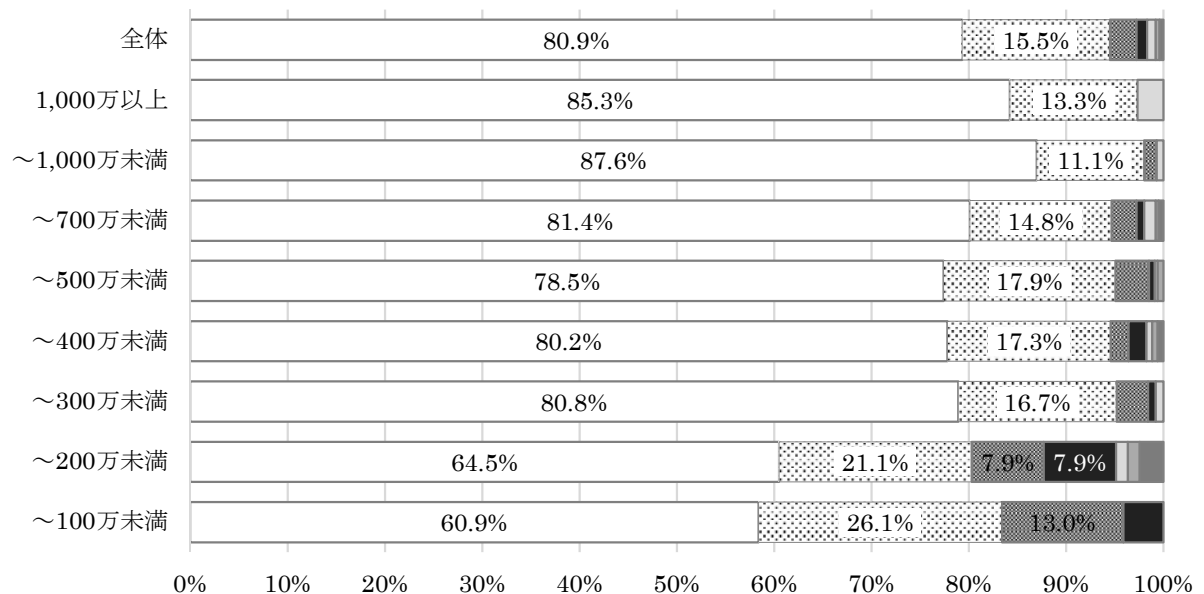
全体では、「両親世帯」が79.4%、次いで「母子世帯」が9.3%、「祖父母同居の両親世帯」が6.5%となっています。



② 回答者の健康状態

収入階層別では、200万円未満の世帯では、「健康」と回答する割合が低くなり、「通院中」と回答する割合が高くなっています。

【収入階層別】



□健康 □通院中 ■通院はないが体調が悪い ■障がいあり(難病除く) □難病指定あり ■その他 ■無回答

●子どもの教育

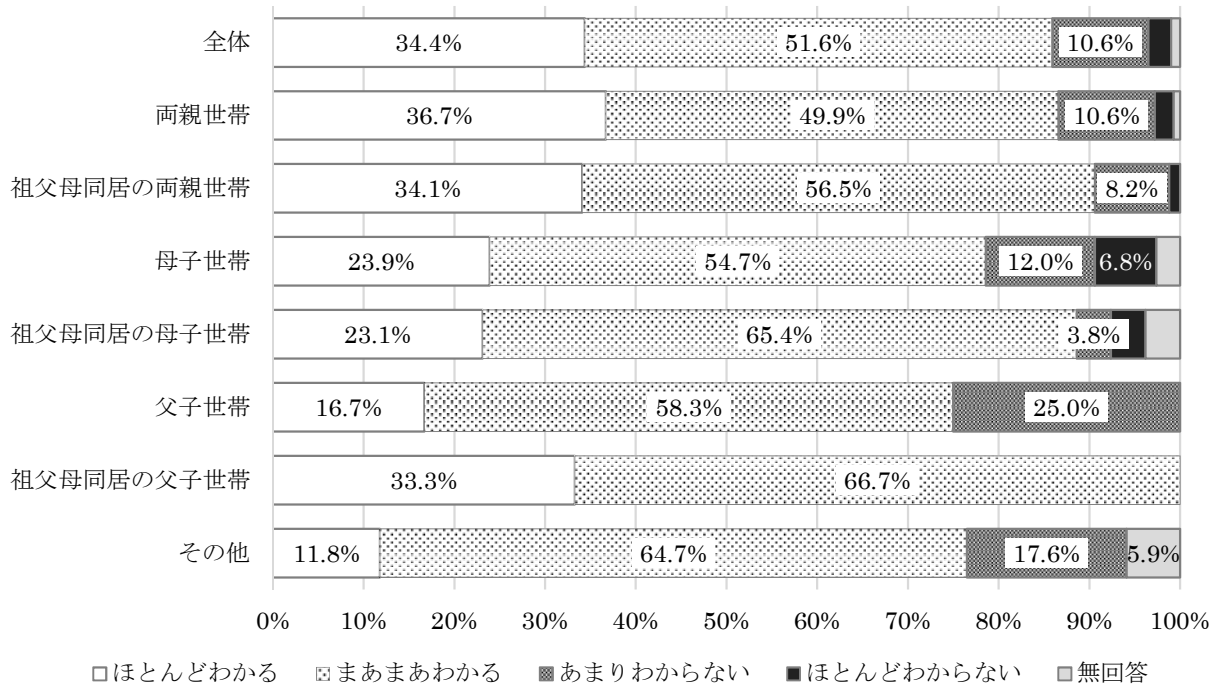
・学校での教育について

① 学校の授業でわからないことがあるか

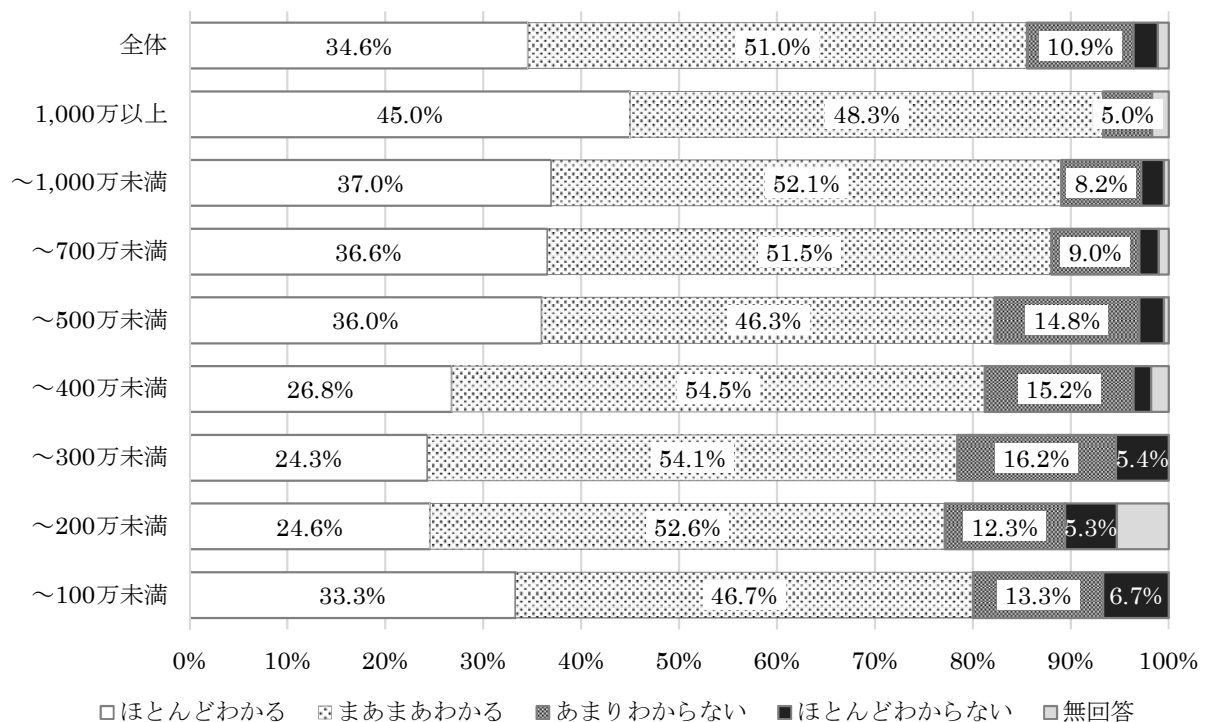
家族形態別でみると、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答する割合が、父子世帯では、25.0%と最も高く、次いで母子世帯は18.8%となっています。

収入階層別でみると、世帯収入が下がるのに伴い、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答する割合が増加する傾向にあります。

【家族形態別】



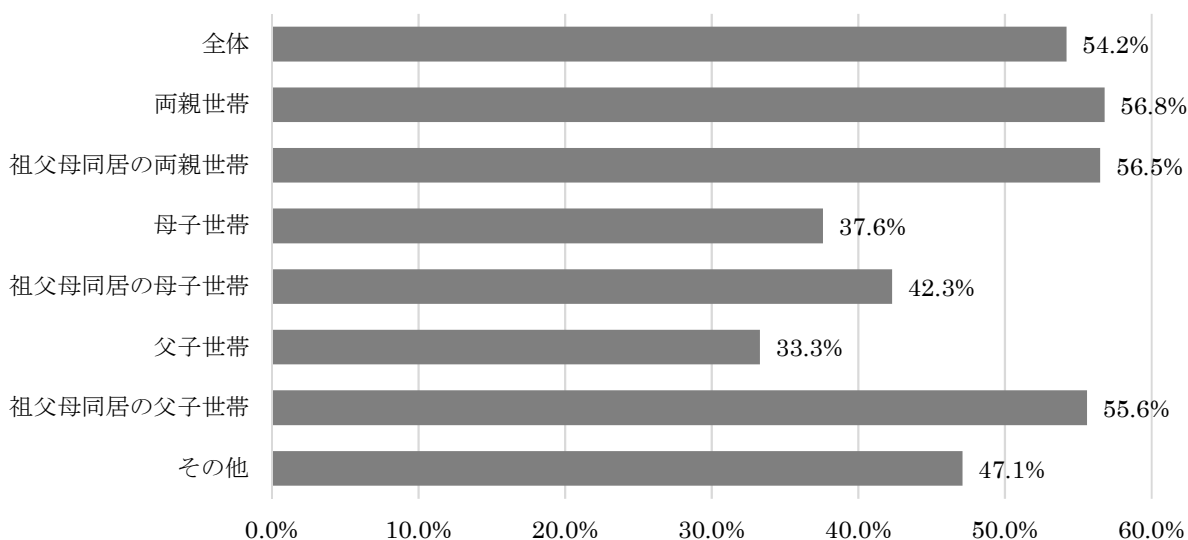
【収入階層別】



② 勉強がわからないときに誰に教えてもらうか～親

家族形態別では、父子世帯や母子世帯では「親」と回答した子どもは3割程度となっており、両親世帯にと比べて20ポイント程度低くなっています。

【家族形態別】



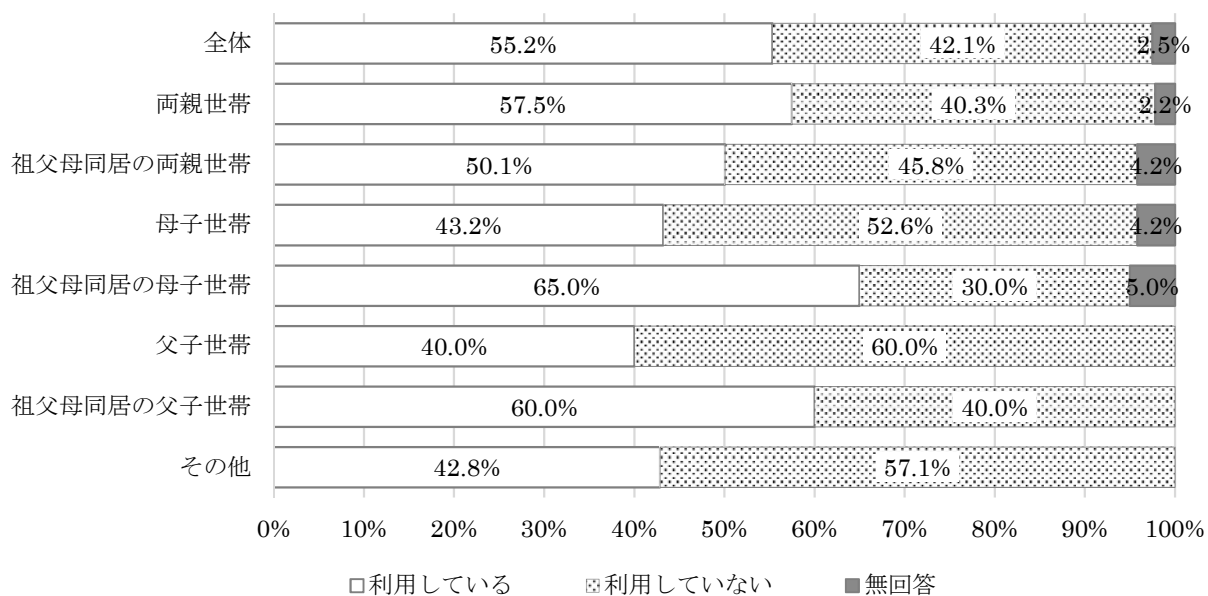
・家庭での教育について

① 習い事や学習塾、家庭教師を利用しているか

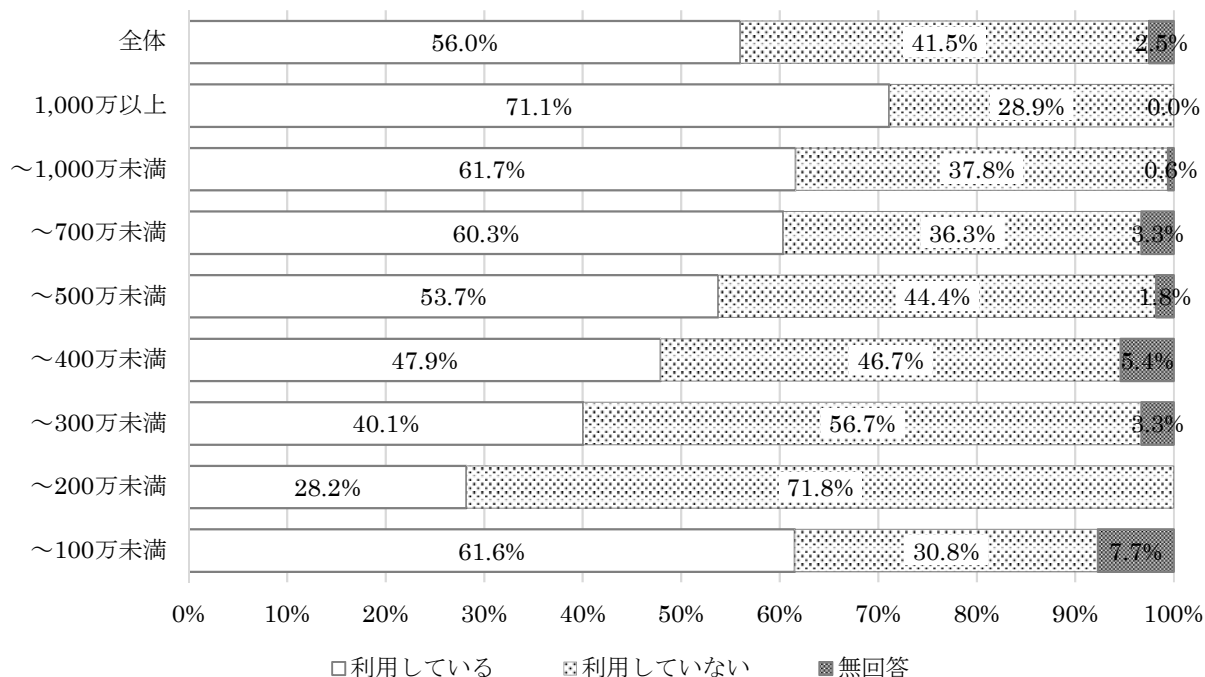
家族形態別でみると、「利用していない」両親世帯が40.3%に対して、母子世帯は52.6%、父子世帯は60.0%となっており、ひとり親世帯が高い割合となっています。

収入階層別では、世帯収入が低い階層ほど「利用していない」と回答した割合が増えています。

【家族形態別】



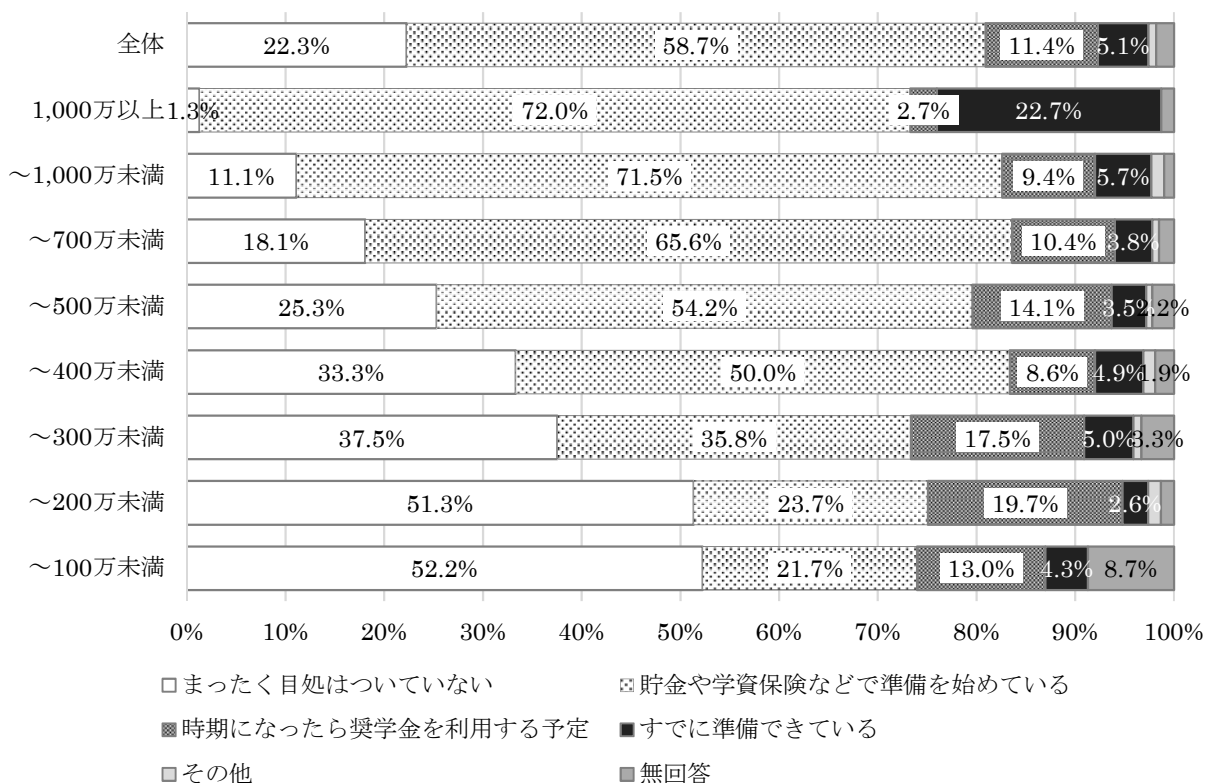
【収入階層別】



②教育を受けさせるためのお金の準備状況

世帯収入が低い階層ほど「まったく目処がついていない」と回答する割合が高くなっています。

【収入階層別】



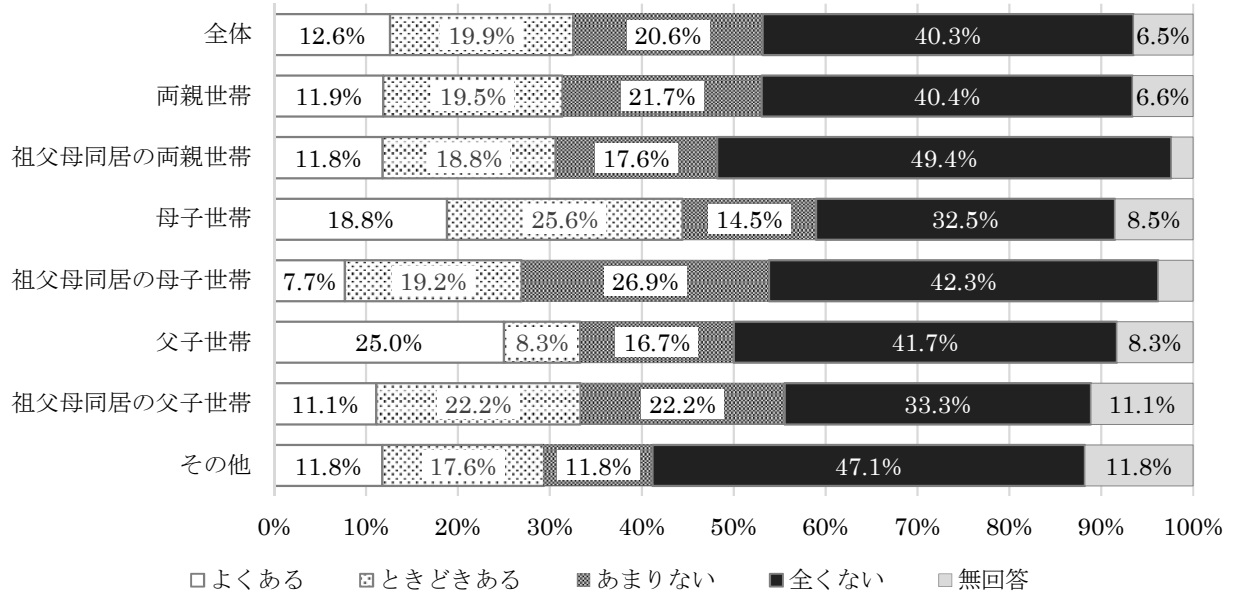
●生活状況

・子どもの生活状況について

① 平日の放課後は誰と過ごすことが多いか

「1人である」ことが「よくある」「ときどきある」と回答した人は、家族形態別にみると、母子世帯や父子世帯で割合が高くなっています。

【家族形態別】

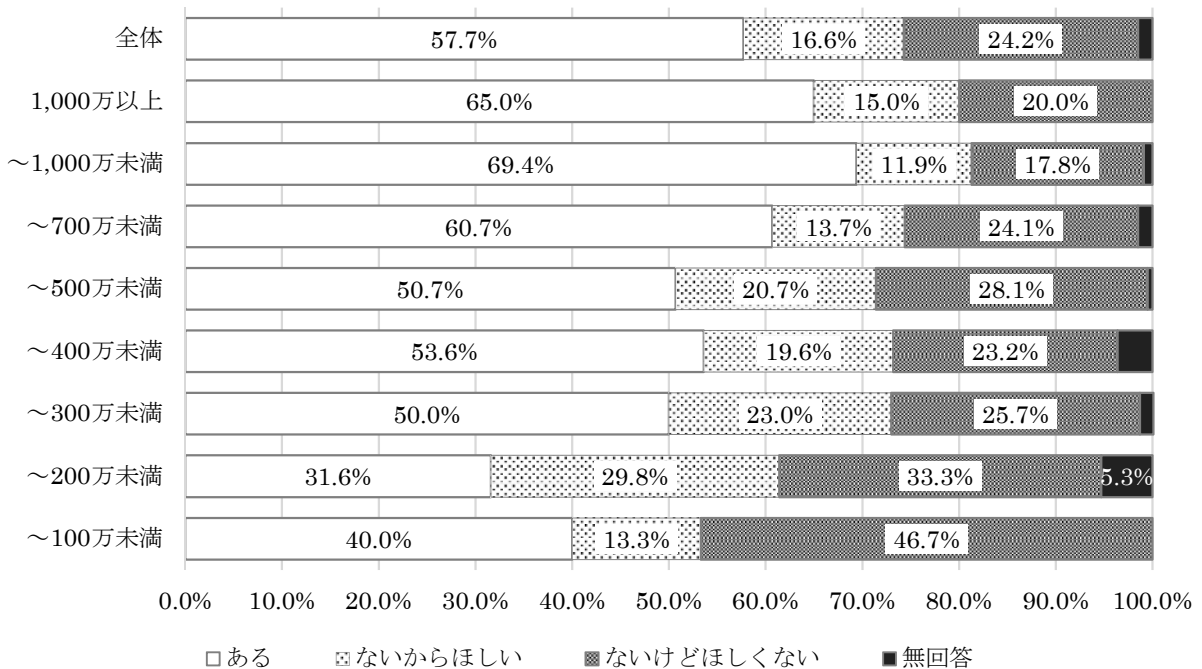


・使用できるもの

① インターネットにつながるパソコン（家族と共有の場合を含む）

収入階層別では、世帯収入が低くなるの従い、「ある」とする割合が低くなり、「ないからほしい」とする割合が高くなっています。

【収入階層別】

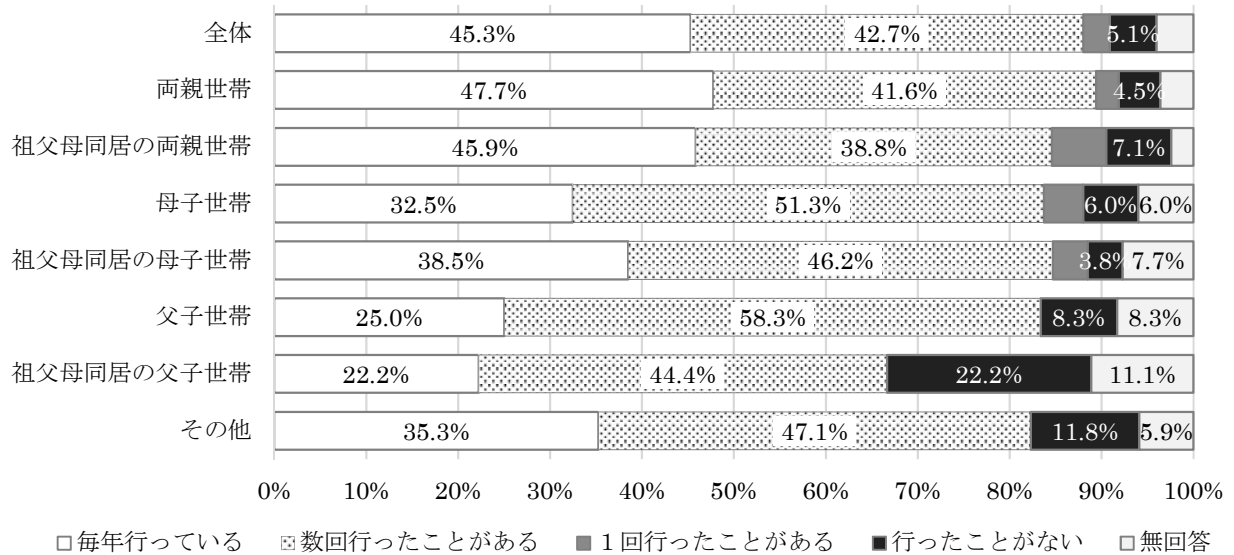


・親子そろって旅行やキャンプに行った経験

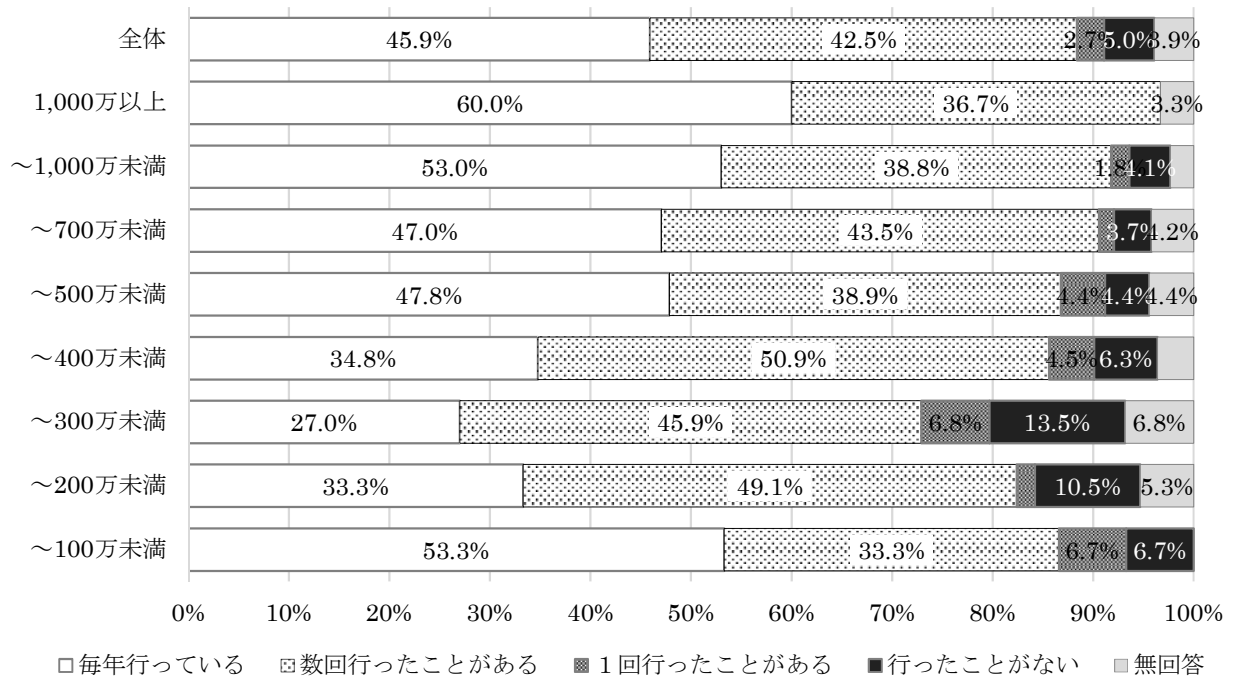
①親子そろって旅行やキャンプに行った経験

収入階層別では、世帯収入が低くなるほど、「毎年行っている」の割合は低くなっています。

【家族形態別】



【収入階層別】

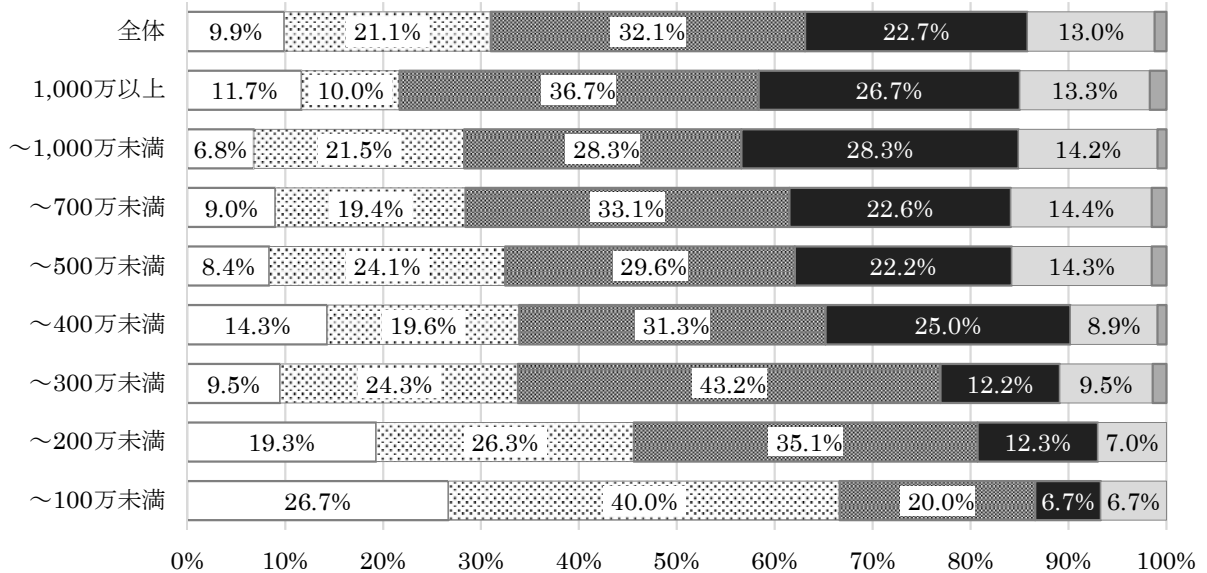


・自己肯定感

① 自分は価値のある人間である

収入階層別では、「全くそうは思わない」「あまりそうは思わない」の項目で、収入が低くなるにつれて割合が高くなっています。

【収入階層別】



□全くそうは思わない ◻あまりそう思わない ■どちらともいえない ■まあそう思う ■とてもそう思う ■無回答

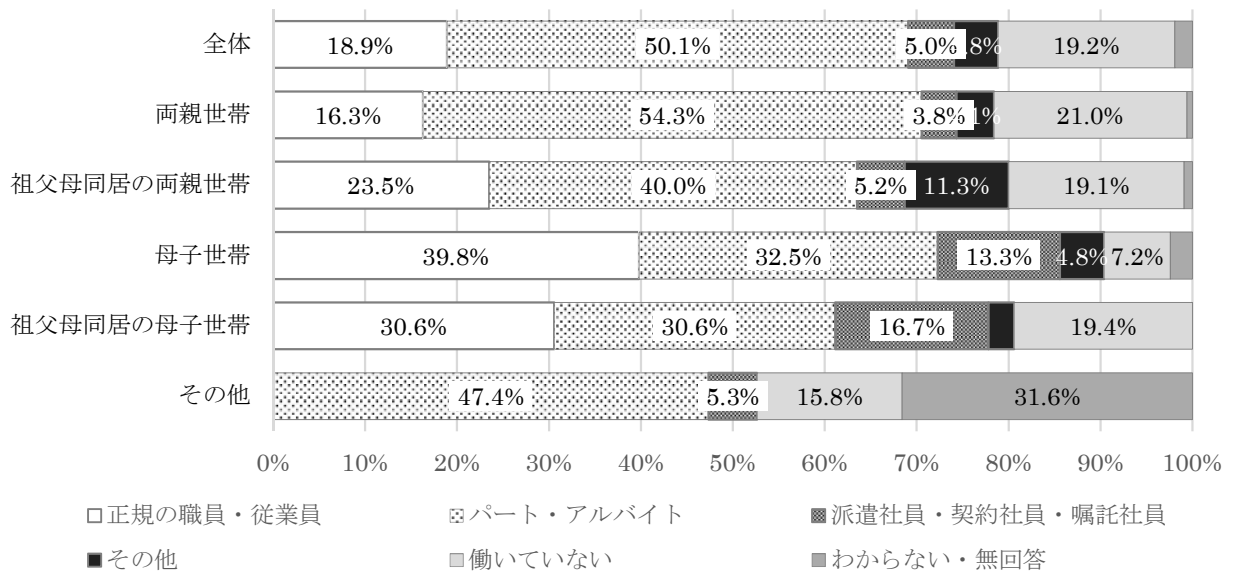
●保護者の就労状況

・母親の就労状況について

① 母親の働き方

全体では「正規の職員・従業員」が18.9%、「パート・アルバイト」が50.1%、「働いていない」が19.2%となっているが、母子世帯では「正規の職員・従業員」が39.8%、「パート・アルバイト」が32.5%、「働いていない」が7.2%となっています。

【家族形態別】

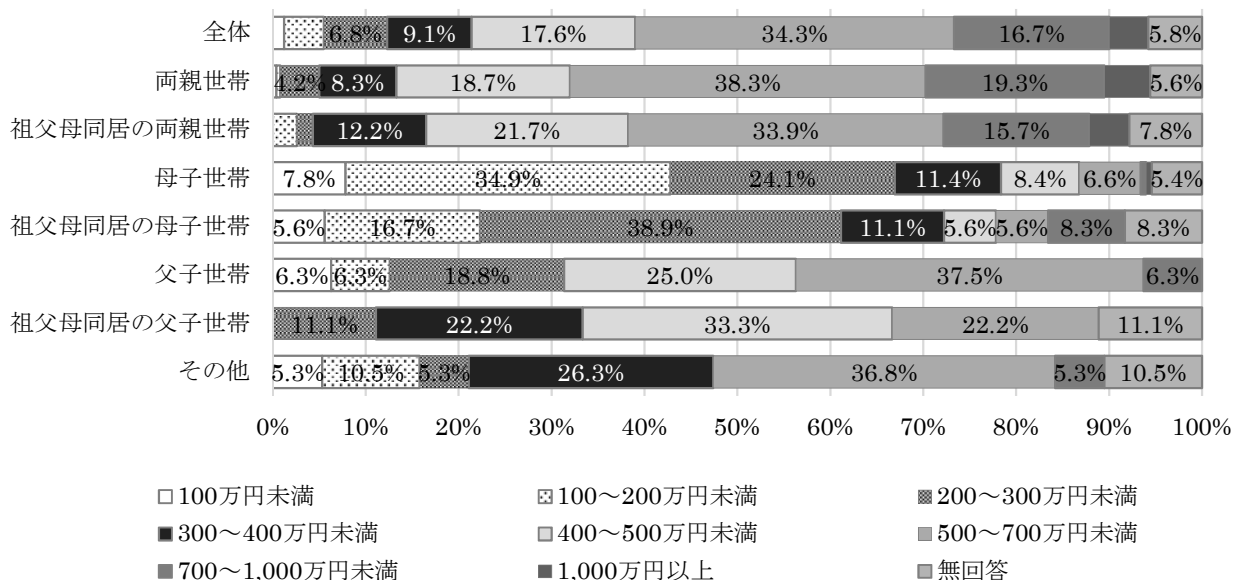


・家族の年収について

① 家族の年収

両親世帯では「500～700万円未満」が38.3%と最も多く、次いで「700～1,000万円未満」が19.3%となっている。また、母子世帯においては、世帯収入300万円未満の割合が66.8%となっています。

【家族形態別】



●経済状況

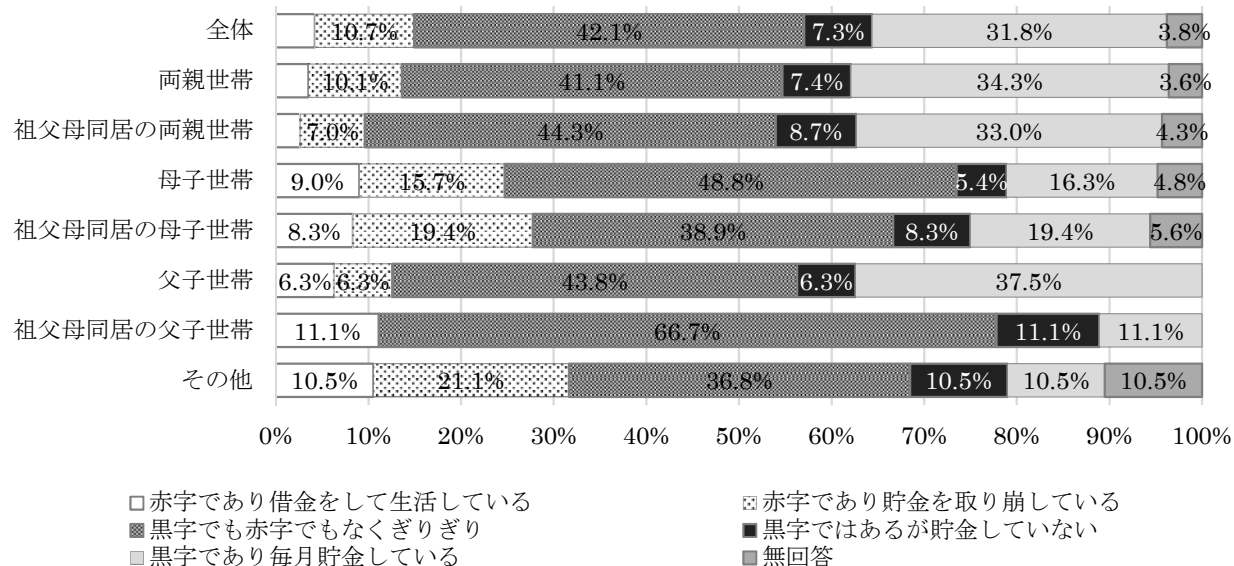
・家計の状況について

① 普段の家計について、最も近いもの

母子世帯では「赤字」や「黒字でも赤字でもなくぎりぎり」が高い割合になっている。

また、収入階層別では、世帯収入低くなるにつれ、「赤字」の割合が高く、「貯金の取崩し」や「借金」をしている割合も高くなっている。

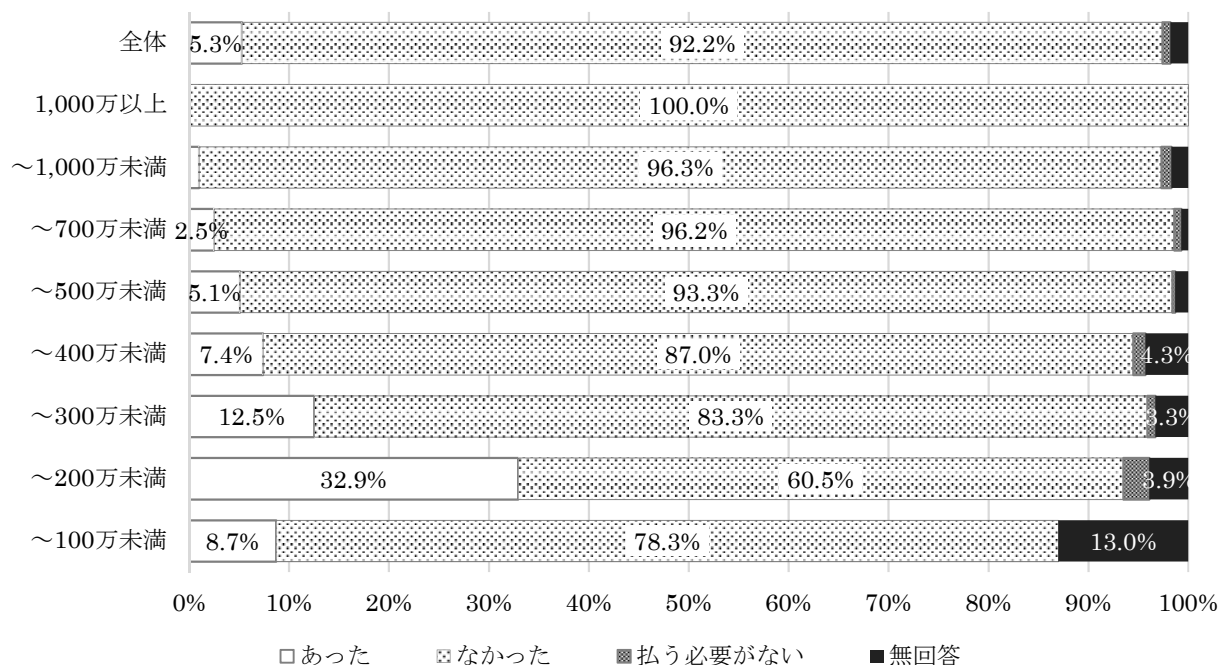
【家族形態別】



② 経済的理由で支払ができなかった経験（電気・ガス・水道いずれかの料金）

収入階層別では、収入が低くなるにつれ、支払ができなかったことがあったと回答する割合が高くなっています。

【収入階層別】

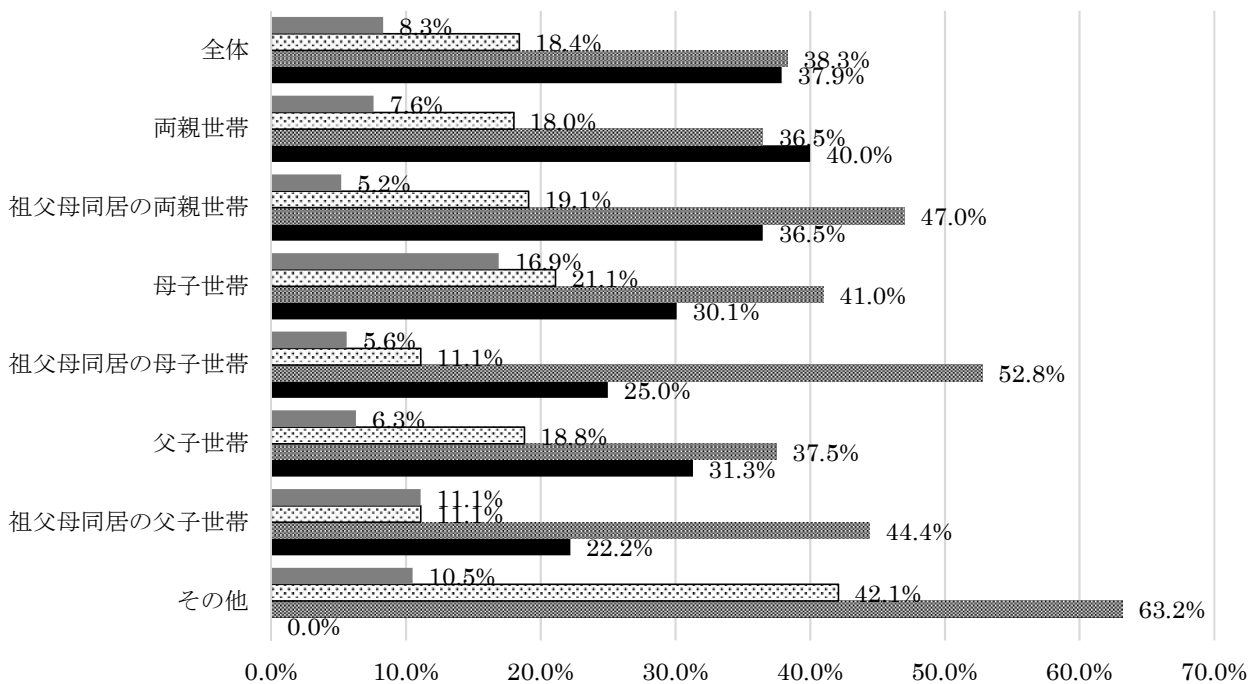


●相談の状況

①子どもについての悩み

母子世帯において「子どもの団らんや話し合いの時間が持てない」とする割合が両親世帯の7.6%と比較して2倍以上のポイントになっています。

【家族形態別】

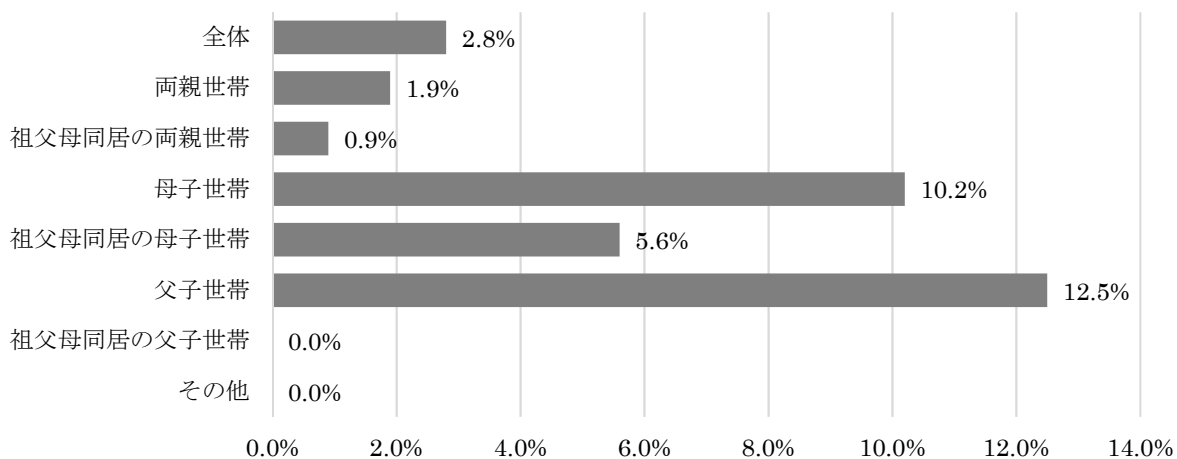


■子どもの団らんや話し合いの時間が持てない □子どもの発達やしつけ ■子どもの学習や進路 ■特に悩みはない

②保護者の悩みごとの相談相手はいない

「相談する人はいない」とする回答は、全体で 2.8%となっているが、父子世帯では 12.5%、母子世帯では 10.2%と高くなっています。

【家族形態別】



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な方向

子ども・子育て支援法では、“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を実施することとしています。

また、すべての子どもや子育て家庭を身近な地域で可能な限り支援し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

一人ひとりの子どもが健やかに育つには、子どもが1日の大半を過ごす教育・保育の場は、子どもの成長に重要な役割を果たしており、適切な環境整備が求められています。

また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、孤立化しがちな子育て家庭を支援し、子育て環境を整えることが求められています。

こうした子ども・子育て支援事業の役割とともに、「次世代育成支援行動計画」としての位置づけも踏まえ、本計画の基本理念を次のように掲げ、取組みを推進します。

【基本理念】

**「かかわり」・「つながり」・「ひろがり」を大切にする
子育てのまち えにわ**

恵庭市民が協働し、恵庭市で子育てをしてよかったと思えるような環境を創り、育てていくことを願い、目指すものであり、地域や市民、関係団体・事業者等の「かかわり」「つながり」「ひろがり」を大切にすることが重要であると考えます。

[基本的な視点]

本計画の策定・推進上の基本的な視点について、次のように定めます。

計画の策定・推進上の基本的な5つの視点

妊娠・出産・育児の 切れ目のない支援の視点

誰もが安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠・出産・育児といったすべてのプロセスを通じて、切れ目のない(シームレス)サービスや支援を適切に提供することのできる体制や基盤整備を推進します。

子どもの視点

子育て支援サービスなどにより影響を受けるのは、子ども自身であることから、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを推進します。

社会全体で育成するという視点

子育ての基本的役割は家庭にあるという認識の下に、地域社会の一員である子どもを健やかに育むため、家庭はもとより地域、企業、行政などがそれぞれの役割を担いながら、連携と協力を図り、社会全体で支援する取組みを推進します。

ワーク・ライフ・バランスの 実現という視点

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上責任を果たすとともに、家庭や地域生活においてもライフ・ステージに応じた多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組みを推進します。

次代を担う子どもの育成 という視点

子どもたちはやがて次代の親となり、将来の恵庭市のまちづくりを担うという認識の下に、豊かな人間性を形成し、社会人として自立し、家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立って子どもの健全育成のための取組みを推進します。

[基本目標]

基本理念や基本的な視点を踏まえ、本計画の基本目標を定めます。

基本目標 1 親子の健康の確保及び増進

すべての親子が心身とも健やかに成長できるよう、妊娠・出産から乳幼児期を通じた親子の健康づくりの支援に取り組むとともに、子育て不安の軽減や食育の推進、交流機会の創出などに取り組んでいきます。

基本目標 2 子育て支援の充実

子育てに喜びを感じ安心して子育てができるよう、すべての子育てをする人やされる人の多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、子どもへの虐待予防・防止活動を含めた地域におけるネットワークづくりなどを推進します。

基本目標 3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

すべての子どもが安心して暮らせるよう、障がいや発達に心配のある子どもや、児童虐待・貧困など配慮を必要とする子どもや家庭への早期からの支援のため、配慮を必要とする子どもやその家庭に対しては、よりきめ細やかな取組みが求められることから、関係部署等との連携を図り相談体制やサービスの充実に取り組んでいきます。

基本目標 4 仕事と家庭との両立の推進

子育てしながら働きやすい環境を整えるため、多様で柔軟な保育サービスの充実に取り組んでいきます。

また、父親と母親が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに向け、子育て家庭に配慮した企業の取組みが促進されるよう企業への働きかけにも取り組んでいきます。

基本目標5 豊かな心を育む教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに主体的に生きていくことが出来るよう、学校での学習環境の整備や遊びの場の確保、多彩な体験機会の提供などに取組みます。

また、将来は親となる子どもが、子どもを育てることの意義や喜び、子どもや家庭の大切さが理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を広げるなどの取組みを推進します。

基本目標6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して育てることが出来るような安全なまちにするため、子育てバリアフリーの視点を取入れた生活環境の整備や、警察や学校などとの連携強化による犯罪を未然に防ぐ、災害に強い住みよいまちづくりの取組みを推進します。

2 施策の体系

本計画の基本理念、基本目標等を体系として示すと次のとおりです。

次期えにわっこ☆すこやかプラン 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策目標	
か か わ り ・ つ な が り ・ ひ ろ が り を 大 切 に す る 子 育 て の ま ち え に わ	妊娠から子育てまで切れ目のない支援の視点	1 親子の健康の確保及び増進	〈1〉 妊娠から出産から子育てまで切れ目のない支援の充実	1)子育て世代包括支援センター事業(○) 5)妊婦に優しい環境づくり推進事業 9)乳児家庭全戸訪問事業
			〈2〉 親と子からだとこころの健康づくり	1)乳幼児健康診査の実施 5)子育て講話(出前講座) 9)食育活動の推進
	子どもの視点	2 子育て支援の充実	〈1〉 子育て支援サービスの充実	1)子育て情報発信事業(○) 5)一時的保育事業 9)児童手当の支給 12)児童福祉施設入所児童面会旅費の助成
			〈2〉 子育て支援のための環境づくり	1)えにわ子育て応援隊(○) 5)民生委員・児童委員などによる地域活動
			〈3〉 子どもの居場所づくりの充実	1)子どもの居場所の整備 4)子どもひろば事業(放課後子ども教室事業)
			〈4〉 乳幼児期の保育・教育の充実	1)特定教育・保育施設の定員の確保 5)休日保育事業 8)保育士等確保対策(○)
	社会全体で育成するという視点	3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	〈1〉 子どもの権利を守るための環境整備	1)子どもの権利の普及促進
			〈2〉 障がいや発達に心配のある子どもへの支援の充実	1)市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業(○) 5)小・中学校における障がい児教育
			〈3〉 児童虐待の予防と早期対応の推進	1)児童虐待に関する啓発活動
			〈4〉 ひとり親家庭への自立支援の推進	1)母子父子自立支援員による相談支援 4)児童扶養手当等の経済的支援
			〈5〉 子どもの貧困対策の推進	1)相談支援体制の取組み
	4 仕事と家庭との両立の推進	〈1〉 男女共同参画社会の推進	1)男女共同参画社会の普及啓発	
		〈2〉 子育てしやすい環境の整備	1)子育て応援企業表彰(再掲)	
	ワーク・ライフ・バランスの実現という視点	5 豊かな心を育む教育環境の整備	〈1〉 読書活動の推進	1)家読の推進 4)ブックスタート・ブックスタートプラス事業
			〈2〉 次代を担う子どもの健全育成	1)スポーツ振興の推進 5)青少年育成基金による補助金の交付
			〈3〉 学校教育等の環境の整備	1)学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用) 5)特認校の指定
			〈4〉 家庭や地域の教育力の向上	1)家庭教育に関する学習機会の提供
			〈5〉 思春期と学童期のからだどこころの健康づくり	1)性や健康に関する学習機会の提供
			〈6〉 困りごとを抱える児童・生徒への対応の充実	1)スクールソーシャルワーカーの配置
	次代を担う子どもの育成という視点	6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備	〈1〉 子どものための生活空間の整備	1)子育てバリアフリーの推進
			〈2〉 安全・安心なまちづくりの推進	1)防犯灯の整備促進 4)交通安全対策の推進

(◎)・・・新規事業 (○)・・・拡充する事業

個 別 事 業

2)母子健康手帳交付・妊婦相談・プレママ相談日	3)妊婦健康診査事業	4)妊婦教室(マタニティクラス)・両親教室
6)特定不妊治療費助成事業	7)産婦健康診査事業(◎)	8)産後ケア事業(◎)
10)養育支援事業		
2)先天性股関節脱臼検診	3)予防接種事業	4)5歳児相談(◎)
6)育児教室・育児相談	7)乳幼児歯科保健事業	8)妊産婦・乳幼児の栄養指導
10)小児救急普及啓発事業	11)子どもの健康な体づくり推進会議	12)親の健康診査・がん検診
2)利用者支援事業(◎)	3)地域交流保育事業	4)ファミリー・サポート・センター事業
6)子育て支援短期利用事業	7)子育て支援夜間養護等事業	8)産後子育てサポート事業
10)子ども医療費助成事業・養育医療費の給付	11)乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業	
13)外国人家庭への支援(◎)		
2)えにわっこサポート事業	3)えにわっこ応援タクシー事業	4)子育て応援企業表彰
6)子育てサークル等への支援		
2)子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)	3)学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)(○)	
5)松恵子どもクラブ(放課後子ども教室事業)		
2)認定こども園への移行支援	3)幼稚園での満2歳児の受入れの実施(◎)	4)延長保育事業
6)幼稚園での預かり保育事業	7)病児・病後児保育事業	
9)保育の質の向上	10)幼・保・小連携推進事業	11)幼児教育・保育の無償化
2)障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の実施	3)特定教育・保育施設等の障がい児の受入れ	4)学童クラブでの障がい児の受入れ
6)小・中学校における特別支援教育	7)医療的ケア児への支援(◎)	8)重度心身障害者医療費助成事業
2)虐待の対応と連携体制の強化	3)子どもの家庭総合支援拠点の設置(○)	
2)日常生活支援事業	3)自立支援給付金事業	
5)ひとり親家庭等医療費助成事業		
2)教育支援の取組み(○)	3)生活支援の取組み	4)就労支援の取組み
		5)経済的支援の取組み
2)事業主による「仕事と家庭の両立に取組む活動」の推進	3)サンデーババ事業などの開催	
2)学校図書館活動の充実	3)図書の団体貸出	
5)読み聞かせ活動の推進及び支援		
2)コミュニティスクール事業	3)地域子育てコミュニケーション子育て事業	4)通学・体験合宿への支援
6)子どもの生きる力の育成	7)恵庭子ども塾	
2)外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用)	3)学校運営協議会制度及び学校評議員制度	4)小・中学校の計画的な維持保全
2)薬物乱用防止教育の実施	3)フッ化物洗口の実施	4)スクールカウンセラーによる相談
2)適応指導教室「ふれあいルーム」の開設	3)いじめ・非行防止の取組み	
2)公園の維持管理	3)街区公園などの整備	
2)交通安全教育の推進	3)交通利用案内の作成	
5)子どもを犯罪などの被害から守る活動の推進	6)幼少・少年火防クラブの育成指導	

第4章

子ども・子育て支援施策の展開

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 基本目標1 親子の健康の確保及び増進

新規◎ 拡充○

施策の方向性	具体的施策	新規・拡充	掲載頁	所管課
1) 妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援の充実	1 子育て世代包括支援センター事業	○	61	保健課 子育て支援課
	2 母子健康手帳交付・妊婦相談・プレママ相談日		61	保健課
	3 妊婦健康診査事業		62	保健課
	4 妊婦教室(マタニティクラス)・両親教室		62	保健課
	5 妊婦に優しい環境づくり推進事業		62	保健課
	6 特定不妊治療費助成事業		63	保健課
	7 産婦健康診査事業	◎	63	保健課
	8 産後ケア事業	◎	63	保健課
	9 乳児家庭全戸訪問事業		64	保健課
	10 養育支援事業		64	保健課
2) 親と子のからだとこころの健康づくり事業	1 乳幼児健康診査の実施		65	保健課
	2 先天性股関節脱臼検診		65	保健課
	3 予防接種事業		65	保健課
	4 5歳児相談	◎	66	保健課
	5 子育て講話(出前講座)		66	保健課
	6 育児教室・育児相談		66	保健課
	7 乳幼児歯科保健事業		66	保健課
	8 妊産婦・乳幼児の栄養指導		67	保健課
	9 食育活動の推進		67	保健課・給食センター・子育て支援課
	10 小児救急普及啓発事業		68	保健課
	11 子どもの健康な体づくり推進会議		68	保健課
	12 親の健康診査・がん検診		68	保健課

基本目標1 親子の健康の確保及び増進

施策目標1 妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安や産後の母親の身体的、精神的な負担の軽減、子育て家庭の孤立化防止、子どもの健やかな成長のため、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を関係機関や地域と連携を図り、推進していきます。

1. 子育て世代包括支援センター事業 ※拡充

事業の内容

すべての妊産婦と子育て家庭を対象とした妊娠期から切れ目のない支援を行う「Coconet(ここねつと)えにわ」を令和元年10月に開設し、保健師等の資格を持つ母子保健コーディネーター等が、妊産婦・乳幼児のそれぞれに合わせた応援プランを立て、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談に応じます。

○母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等で妊娠期から乳児期までの健診や予防接種などのスケジュールや相談先をまとめたサポートファイルを活用し応援プランを作成します。

○妊娠週数や月齢に合わせた子育て情報の配信や、保護者が子どもの成長や健康の記録に活用できるよう母子健康手帳アプリを導入します。

取組みの方向

母子保健サービスと子育て支援サービスとの一体的な提供を通じ、妊娠から子育てまでにわたる切れ目のない支援体制を構築します。

2. 母子健康手帳交付・妊婦相談・プレママ相談日

事業の内容

妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。併せて、妊娠・出産・子育てに関する相談を受けるとともに、妊婦健康診査受診票・産婦健康審査受診票の交付、マタニティマークストラップの配布、母子保健事業や制度の情報提供、保健師の紹介等を行います。

また、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを軽減し、安心して妊娠期を過ごすことができるように、毎月1回プレママ相談日を実施します。

取組みの方向

母親と子どもの健康維持・向上、乳幼児虐待予防の観点から個々の状況に応じて相談を受け、子育て世代包括支援センターと一体的に妊娠期の早期から支援に取り組めます。

3. 妊婦健康診査事業

事業の内容

妊娠期からの健康管理と異常の早期発見のため、妊婦が定期的に受診する健康診査の「妊婦一般健康診査(妊娠時期に応じ14回分)」及び「超音波検査(妊娠全期間で6回分)の助成を行います。

取組みの方向

妊娠期から疾病の早期発見や支援が可能となるよう、実施医療機関等との連携を図り、事業を推進します。

4. 妊婦教室(マタニティクラス)・両親教室

事業の内容

妊婦教室では、妊婦(妊娠16～35週頃)とその家族を対象に、保健師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士による、妊娠中の健康管理や食生活、子育て情報などの講話、参加者同士や先輩ママとの交流機会を提供します。

また、両親教室では、「新生児ケアの習得」「父親の育児参加」を主眼に、父親や家族が妊産婦への理解を深め、実際の育児をサポートする技術を身につけられるよう、助産師による講話や妊婦擬似体験・赤ちゃんのお世話体験を行います。

取組みの方向

妊婦や家族が、心身ともに妊娠期を健やかに過ごし出産を迎え、子育てに臨めるよう必要な知識や情報が得られる機会の充実を図ります。

5. 妊婦に優しい環境づくり推進事業

事業の内容

外見上妊娠していると判断しにくい妊娠初期から妊産婦が「マタニティマーク」を活用することで、安心して外出することができるよう、母子健康手帳交付時に「マタニティマークストラップ」を配布します。

取組みの方向

市内のJR駅、エコバス、高等教育機関等にポスターを掲示し、「マタニティマーク」の普及啓発を行い、周囲が妊産婦に対する配慮などができるやさしい環境づくりを推進します。

6. 特定不妊治療費助成事業

事業の内容

特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行います。

取組みの方向

北海道の助成事業の動向に注視しながら、引き続き事業を実施します。また、不妊や不育症などに関する情報提供や相談について、専門相談機関と連携し進めていきます。

7. 産婦健康診査事業 ※新規

事業の内容

産後うつ予防や新生児への虐待予防等のため、産後間もない時期(産後2週間及び4週間)の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)に係る「産婦健康診査」の助成を行います。

取組みの方向

妊産婦健康診査の実施医療機関等との連携を強化し、産後うつをはじめとする疾病の早期発見などの産婦に対する支援の充実を図ります。

8. 産後ケア事業 ※新規

事業の内容

産婦が心身の健康を保ち、安心して子育てができるよう、助産所施設等での宿泊などによる産後ケア事業に取り組めます。

○産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問時に産婦に実施する「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」で把握した産後うつなどの不調や育児不安などに対し、必要な支援を行います。

取組みの方向

出産後、退院してから助産所において助産師等による心身のケアや育児のサポートなどのきめ細かい支援を受けることにより、産後の身体的機能の回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦のセルフケア力を育み、安心して子育てに臨めるよう支援体制を構築します。

9. 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

概ね生後4か月までの乳児がいる家庭に、赤ちゃん訪問指導員及び保健師による家庭訪問を行い、乳児の発育発達・健康状態の確認や子育てに関する不安や悩みへの相談、産婦及び家族の健康、母子保健事業・子育て支援サービスの情報提供などを行います。

取組みの方向

出生の把握後、早期に家庭訪問し、子育て世代包括支援センター事業の「乳児期及び産後期応援プラン」を作成し、乳児の健やかな発達と母親が家族と安心して子育てができるよう母子保健事業・子育て支援サービスなどにつなげます。また、児童虐待予防の観点から、母親が地域の中で孤立することがないよう支援体制の充実を図ります。

10. 養育支援事業

事業の内容

- 乳児家庭全戸訪問事業や関係機関からの連絡等から把握した乳幼児等の子育てについて、支援が必要にもかかわらず積極的に自ら支援を求められない家庭に保健師等が家庭訪問を行い、乳幼児等の健やかな成長と母親や家族の子育てを支援します。
- 妊娠・出産・子育て期に支援を必要とする家庭に対し養育支援プランを作成し、子育て世代包括支援センターをはじめ関係機関と一体となって支援を行います。
- 子育てのストレス等で育児負担や困難感を感じる母親が、お互いの悩みや不安を語り合い、安定した親子関係・家族関係を構築するための「マザー&チャイルドグループ(MCG)」のグループミーティングを定期的に開催します。

取組みの方向

養育支援検討会の開催や医療機関等の関係機関との連携を強化し、養育支援体制の充実を図ります。

施策目標2 親と子のからだところの健康づくり

子どもの健やかな成長・発達のため、事故防止や疾病予防の啓発に努め、健康診査や育児相談等の充実に取り組むとともに、子育てする親や家族の健康づくりを推進します。

1. 乳幼児健康診査の実施

事業の内容

乳幼児の成長発達の確認と身体発育、運動、言語、行動等の遅れや障がいを早期に発見し、治療や発達支援につなげ、親が安心して子育てに臨めるよう、適切な時期に乳幼児健康診査を実施します。

○3～4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診

○内容は、体格測定、問診・相談、小児科医診察、栄養相談

*1歳6か月児健診・3歳児健診は、歯科健診、歯科保健指導、発達相談が追加され、3歳児健診はさらに尿検査、視力検査、視聴覚アンケートが追加されます。

○健康診査の結果、継続的な支援が必要となった乳幼児に対し、適切な事後フォローを行います。

取組みの方向

安心して健康診査が受けられるよう一層の体制の充実を図るとともに、未受診者に対しては、乳幼児健診未受診者対応手順に基づき受診勧奨を徹底し、状況の把握が難しい家庭については、関係機関と連携し養育環境の把握に努めます。

2. 先天性股関節脱臼検診

事業の内容

先天性の股関節脱臼を早期に発見し、治療につなげるため、3～4か月の乳児を対象に先天性股関節脱臼検診を市内の整形外科医療機関に委託し実施します。

取組みの方向

検診受診の周知を徹底し、受診率の向上に努めます。

3. 予防接種事業

事業の内容

予防接種法に基づく定期予防接種を恵庭市医師会に委託し、個別接種により実施します。

取組みの方向

定められた接種時期に適切に接種できるよう、母子保健事業・子育て支援サービスの機会を捉え、親への情報提供や予防接種に関する不安等の相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

4. 5歳児相談 ※新規

事業の内容

子どもの成長や発達を確認し、心身の健康の保持増進と幼稚園等での集団生活を経験することにより顕在化する子どもの言語や行動発達の遅れや保護者の不安に適正に対応するため、幼稚園等の年中児を対象とした発達に関する相談を実施します。

取組みの方向

子どもの発達に不安を持つ保護者が安心して子育てができ、子どもの就学が円滑に移行できるよう相談体制を整備します。

5. 子育て講話(出前講座)

事業の内容

乳幼児・妊産婦の健康増進のため、妊娠・出産・子どもの健康・育児・思春期保健について、依頼のあったグループや団体に健康教育を行います。

取組みの方向

学校保健や子どもの健康な体づくり推進会議などを通じ、子育て講話の活用について周知を図ります。

6. 育児教室・育児相談

事業の内容

子育てに関わる生活・栄養・歯科に関する知識・情報の提供や、子どもの成長・発達、子育てに関する不安や悩みの軽減のため、育児教室と育児相談を実施します。

○育児教室: 生後6～7か月の乳児と親を対象とし、離乳食の進め方、歯の手入れ、子どもの健康についての講話

○育児相談: 月1回、定期的に開催する「すくすく相談」と電話や来所による随時相談

取組みの方向

子育て家庭のニーズや「授乳・離乳の支援ガイド」、「歯科保健指導マニュアル」など国等の情報に対応し、母子保健事業・子育て支援サービスと連携し、事業内容の充実に努めます。

7. 乳幼児歯科保健事業

事業の内容

乳歯萌出前から、親がう歯予防について関心を高め、適切な習慣を形成することにより、う歯の低年齢化を防ぎ、重症化・多発化を防止するため、定期的な歯科健診、フッ素塗布事業を行います。

- 歯科健診:1歳6か月児健診・3歳児健診時に実施、2歳児歯科健診
- フッ素塗布:おおむね1歳から就学前までの乳幼児
- 出前講座:乳幼児から学童
- フッ素洗口:幼稚園、認定こども園、保育園に在園する4～5歳児

取組みの方向

より早期からのう歯予防について、市民や関係者の関心が高まるよう、歯科医師会や幼稚園等と連携し、歯科保健事業を推進します。

8. 妊産婦・乳幼児の栄養指導

事業の内容

妊娠期や乳幼児期における食に関する知識や情報の提供、親の不安や悩みの相談などに応じ、健全な食習慣・食生活の確立のための支援を行います。

- 妊婦教室、乳幼児健診、育児教室・育児相談、子育て講座 など

取組みの方向

妊産婦自身の健康増進や乳幼児の健やかな成長に必要な「食を営む力」を育むため、第3次恵庭市食育推進計画及び第2次恵庭市健康づくり計画を推進します。

9. 食育活動の推進

事業の内容

市民が、家庭や地域社会における様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、生涯にわたる生活の質や健康の向上に繋がる健全な食生活を実践できる力を育むため、食に関わる関係機関や団体が自主的に、さらには相互に連携し、食育の推進に取り組めます。

- 家庭で実践できる食育の知識・情報を提供する食育講座、食育講演会、食育推進展示を開催します。
- 保育園や幼稚園等での地元産野菜を利用した給食や園庭等での野菜栽培、調理体験などの活動に取り組めます。
- 栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する「栄養教諭」を引き続き小中学校に配置し、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に取り組めます。
- 食べることの意味や地産地消の意義、食が健康に及ぼす影響といった知識に加え、実際に調理をすることなど食への理解が求められていることから、学校給食での食に関する指導の拡大に取り組めます。

取組みの方向

第3次恵庭市食育推進計画に基づき関係機関が連携し、食育を推進します。

10. 小児救急普及啓発事業

事業の内容

子どもの体調や病気、事故への対応に関する家族の不安を軽減し、適切な受診行動や家庭での対応ができるよう、小児救急や事故予防についてまとめた「こどもの救急」冊子を作成し、乳幼児のいる家庭に配布します。

取組みの方向

「こどもの救急」冊子の内容を市ホームページや子育て支援サイトへの掲載、育児教室や子育て講話での事故予防についての講話などを通じ、小児救急の普及啓発を推進します。

11. 子どもの健康な体づくり推進会議

事業の内容

子どもの健やかな育ちを目指し、乳幼児から児童生徒に関わる保健関係者や行政関係部署で構成する推進会議を開催します。

取組みの方向

患庭の子どもの健康等についての情報共有及び保健担当者間のネットワークづくりに取り組みます。

12. 親の健康診査・がん検診

事業の内容

子育て期の親が心身ともに健康でいることは、子どもの成長発達にとって、大変重要です。職場での健康診断や、市が行う特定健康診査やがん検診等の情報提供や受診勧奨を行います。

取組みの方向

母子保健事業・子育て支援サービスの機会を捉えた受診勧奨の周知や受診しやすい健(検)診環境の整備に努めます。

2 基本目標2 子育て支援の充実

新規○ 拡充◎

施策の方向性	具体的施策	新規・拡充	掲載頁	所管課
1) 子育て支援サービスの充実	1 子育て情報発信事業	○	71	子育て支援課
	2 利用者支援事業	◎	71	子育て支援課
	3 地域交流保育事業		71	子育て支援課
	4 ファミリー・サポート・センター事業		72	子育て支援課
	5 一時的保育事業		72	子育て支援課
	6 子育て支援短期利用事業		72	子育て家庭課
	7 子育て支援夜間養護等事業		73	子ども家庭課
	8 産後子育てサポート事業		73	子育て支援課
	9 児童手当の支給		73	子ども家庭課
	10 子ども医療費助成事業・養育医療費の給付		73	国保医療課
	11 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業		74	子ども家庭課
	12 児童福祉施設入所児童面会旅費の助成		74	子ども家庭課
	13 外国人家庭への支援	◎	74	子育て支援課
2) 子育て支援のための環境づくり	1 えにわ子育て応援隊	○	75	子ども家庭課
	2 えにわっこサポート事業		75	子ども家庭課
	3 えにわっこ応援タクシー事業		75	子ども家庭課
	4 子育て応援企業表彰		76	子ども家庭課
	5 民生委員・児童委員などによる地域活動		76	福祉課
	6 子育てサークル等への支援		76	子育て支援課
3) 子どもの居場所づくりの充実	1 子どもの居場所の整備		77	子ども家庭課
	2 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)		77	子育て支援課
	3 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)	○	77	子ども家庭課
	4 子どもひろば事業(放課後子ども教室事業)		78	子ども家庭課
	5 松恵子どもクラブ(放課後子ども教室事業)		78	子ども家庭課

4) 乳幼児期の保育・教育の充実	1	特定教育・保育施設の定員の確保		79	子育て支援課
	2	認定こども園への移行支援		79	子育て支援課
	3	幼稚園での満2歳児の受け入れの実施	◎	79	子育て支援課
	4	延長保育事業		80	子育て支援課
	5	休日保育事業		80	子育て支援課
	6	幼稚園での預かり保育事業		80	子育て支援課
	7	病児・病後児の保育事業		80	子育て支援課
	8	保育士等確保対策	○	81	子育て支援課
	9	保育の質の向上		81	子育て支援課
	10	幼・保・小連携推進事業		81	子育て支援課
	11	幼児教育・保育の無償化		82	子育て支援課

基本目標2 子育て支援の充実

施策目標1 子育て支援サービスの充実

女性の就労率の高まりや就労形態の多様化など、子育て家庭のライフスタイルに応じた多様なニーズに対応するため、子育て情報の積極的な発信や経済的負担の軽減など、子育て支援サービスの充実を図ります。

1. 子育て情報発信事業 ※拡充

事業の内容

妊娠、出産、子どもの健康、保育や就学、子どもの預け先やサポート事業など、子育てに関わる情報を集約し発信します。

- 子育て支援サイト「えにわっこなび」の運用
- メールマガジン「えにわっこなび通信」の配信
- 子育てガイドブック「えにわっこ」の作成
- 母子健康手帳アプリによる情報の配信

取組みの方向

情報の集約や更新を定期的に行い、必要な情報が子育て家庭や市民に届くよう、SNS等を積極的に活用し、情報発信の充実を図ります。

2. 利用者支援事業 ※新規

事業の内容

子育て支援センターに「子育て支援員」を配置し、地域の子育てサービスや幼稚園・保育園等の利用に関する情報提供や相談に応じ、サービスが円滑に利用できるよう支援します。

取組みの方向

子育て世代包括支援センターと連携して、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援の体制を構築します。

3. 地域交流保育事業

子ども同士のふれ合いや遊びを体験する機会の提供や子育ての不安や悩みの軽減を図るため、保育園や認定こども園を地域の子育て中の親子に開放し、各園が特色ある内容で園児や保育士等との交流保育事業を市内全園で実施しています。

また、保育園等の行事における町内会や老人クラブなどの地域の方の参加や園児の施設訪問などの世代間交流を積極的に進めています

事業の内容

子育て家庭に対し、事業の周知を積極的に行い、利用の促進につなげるとともに、各園の取組みを保育園等で共有することで、交流保育や世代間交流の内容の充実を図ります。

4. ファミリー・サポート・センター事業

事業の内容

ファミリー・サポート・センターは、保育園や学童クラブのお迎えや病気の子どもの預かり、親のリフレッシュなどの子育てサポートを受けたい方(依頼会員)とサポートができる方(協力会員)が会員となり、会員相互で子育て家庭を支援する仕組みです。

令和元年10月からの業務委託により、病児・緊急預かり事業と窓口を一体化し、利便性の向上を図りました。

取組みの方向

多様化するニーズに対応するため、事業の周知方法や講習会内容等の検討を行い、会員登録の増加とサポート内容の充実に取組みます。

5. 一時的保育事業

事業の内容

親の就労や出産、子育ての負担感の軽減などの理由により、一時的に家庭で子どもの保育ができないときに、認定こども園、保育園で子どもを預かります。市内4か所の園で実施しています。

取組みの方向

実施4園との担当者会議を行い、利用状況を踏まえ、利用者ニーズに応じた支援内容の充実を図ります。

6. 子育て支援短期利用事業

事業の内容

保護者が病気や出産、介護などの理由によって一時的に子どもの養育が出来ないときに、児童養護施設で一定期間子どもを預かります。

取組みの方向

利用状況を踏まえ、利用者ニーズに応じた支援内容の充実を図ります。

7. 子育て支援夜間養護等事業

事業の内容

保護者が仕事などの理由によって夜間不在となる場合、子どもを児童養護施設で一時的に預かります。

取組みの方向

利用状況を踏まえ、利用者ニーズに応じた支援の充実を図ります。

8. 産後子育てサポート事業

事業の内容

母乳育児相談所を利用し、助産師による母乳育児や産後の体調管理などの相談を受ける際の利用料を助成します。

取組みの方向

育児不安の軽減や産後うつ防止のため、産後ケア事業との連携を図るとともに、事業の周知を積極的に行い、相談機会の拡充を図ります。

9. 児童手当の支給

事業の内容

0歳から中学校修了前までの児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を支援します。

取組みの方向

児童手当法に基づき手当を支給し、児童を養育している家庭の生活の安定を図ります。

10. 子ども医療費助成事業・養育医療費の給付

事業の内容

子育て世帯の医療費自己負担分の一部を助成します。

○子ども医療費助成事業

未就学児から小学3年生までの入院・通院、小学4年生から中学生までの入院に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。

○養育医療費の給付

母子保健法等に基づき、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し医療費の自己負担分の一部を助成します。

取組みの方向

子育て世帯の子どもの医療にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの疾病の早期治療を促進し保健の向上を図ります。

11. 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業

事業の内容

紙おむつ廃棄にかかる子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、0歳～2歳未満の乳幼児がいる世帯に対して恵庭市指定ごみ袋を月数に応じて年間最大120枚支給します。

取組みの方向

配布方法の見直しを検討し、継続して事業を実施します。

12. 児童福祉施設入所児童面会旅費の助成

事業の内容

様々な事情により市外の施設に入所している子どもに面会するための交通費を、保護者に助成します。
○所得税非課税世帯の保護者1名分を年12回まで支給します。

取組みの方向

対象家庭への利用の促進及び周知を図ります。

13. 外国人家庭への支援 ※新規

事業の内容

国際化の進展や企業での外国人材の受け入れが進む中、幼稚園や保育園等を利用する外国人幼児等の増加が見込まれます。施設等の円滑な利用について、保護者や幼稚園等に対し、必要な情報提供や支援を行います。

取組みの方向

幼稚園や保育園等での外国人幼児等の受け入れの実態や課題の把握を行い、各園との情報共有を進めます。また、幼稚園等の外国人幼児等の受け入れに必要な配慮に関して、関係機関と連携し、情報提供や相談に応じます。

施策目標2 子育て支援のための環境づくり

ライフスタイルや価値観が多様化し、子育て支援のニーズも多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々です。公的な取組みだけでなく、市民や市内企業等との連携を図り、地域全体で子育てを支援するための環境を整備します。

1. えにわ子育て応援隊 ※拡充

事業の内容

恵庭で子どもを生み、育てたい市民を応援するため、地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、地域全体で子育て支援を行います。

【えにわ子育て応援隊の会員】一般会員・えにわっこサポート協賛会員・えにわっこ応援タクシー会員・子育て応援企業表彰会員

取組みの方向

「えにわ子育て応援隊」を多くの方に知っていただけるよう周知を図ります。

2. えにわっこサポート事業

事業の内容

18歳未満の子どもがいる家庭や妊娠中の方がいる家庭の方が、市内の協賛店舗を利用した際に、「えにわっこサポートカード」を提示すると各店舗の独自サービスが受けられます。

取組みの方向

○利用促進に向け周知啓発を行います。

○新規協賛店の拡充に取り組めます。

3. えにわっこ応援タクシー事業

事業の内容

市内タクシー事業者と市が協働し、子育て世帯への安全・安心な交通サービスを提供し、子育て家庭のタクシー利用をサポートします。

○内容:乳幼児連れの外出をサポート 産婦人科医・病院への送迎 車内でのオムツ替え 運転中のやさしい声かけ など

取組みの方向

事業者と協議しながら、市内の子育て世帯等を応援する機運醸成を図ります。

4. 子育て応援企業表彰

事業の内容

従業員や地域の若者の結婚支援、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりや地域において子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を市が認証し表彰します。

取組みの方向

市内企業等の次世代育成の推進及び子育てしやすい社会環境づくりのための意識の向上を図り、地域全体で子育て世代を応援し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指します。

5. 民生委員・児童委員などによる地域活動

事業の内容

住民の最も身近な支援者、子どもたちにとっては身近な「おとな」として、子どもや子育て家庭に対し支援を行います。

○地域の子どもたちの見守り活動を進めます。

○児童虐待の早期発見のため地域住民等からの情報提供を得られるよう、日頃から住民等との関係を築きます。

取組みの方向

子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育て家庭の孤立の防止や育児不安の軽減に努めます。

6. 子育てサークル等への支援

事業の内容

子育て中の親子が、子育てについて一緒に学んだり、遊んだり、様々な体験を共有して活動するサークル活動やイベントの周知、会員募集などの支援を行います。

取組みの方向

市内の子育てサークルや団体等の活動を子育て家庭に提供できるよう、情報の集約等を行います。

施策目標3 子どもの居場所づくりの充実

すべての子どもたちやその保護者が安全で安心して、様々な世代の方々と交流しながら地域で過ごすことができる居場所づくりを、「恵庭市子どもの居場所づくりプラン」に基づき推進していきます。

1. 子どもの居場所の整備

事業の内容

「子どもの集う場所地区別整備計画(平成25年3月)」に基づき、「子どもの集う場所」を小学校区ごとに整備し、7小学校区中6か所の整備を行いました。

*子どもの集う場所とは、子どもやその保護者が安心して地域で過ごすことのできる「子どもひろば」「学童クラブ」「子育て支援センター」の3つの機能をあわせ持った子どもの居場所

取組みの方向

「子どもの集う場所」での取組みの充実を図るとともに、多様なニーズへの対応や支援員等の確保などの課題に対応するため、民間活力の導入などを検討していきます。

また、若草地区における「子どもの集う場所」の整備については、市営住宅建替計画に合わせて検討していきます。

2. 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

事業の内容

子育て家庭や妊娠中の方が気軽に集い、親子の遊びや交流、情報交換を通じ、子育ての負担感や不安の軽減を図るため、専任の保育士等を配置した「子育て支援センター」を開設し、子育てひろばや様々なイベントなどを開催しています。

取組みの方向

核家族化や女性の就業率の上昇などによる多様なニーズに対応するため、地域との交流や父親や祖父母なども利用しやすい行事などの充実を図ります。

3. 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業) ※拡充

事業の内容

放課後、保護者が就労などの理由で不在となる小学校に就学している児童を対象に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

学童クラブの運営については、学校法人へ委託化し、法人の資源とノウハウを活用し、支援の充実を図ります。

取組みの方向

- 利用者の増加に対応する学童クラブの増設にあたっては、教育委員会との連携を図り、小学校の余裕教室の活用について協議します。
- 学童クラブの質の向上と学童クラブ支援員の確保を図るため、処遇改善キャリアアップ事業を進めます。
- 多様化するニーズに対応するため、民間による学童クラブ運営に対する支援策について検討します。

4. 子どもひろば事業(放課後子ども教室事業)

事業の内容

指導員を配置し子どもたちの安全安心に遊べる場所を提供し、学びや体験、異年齢との交流を通し、子どもの心身の成長を図ります。

取組みの方向

- 学童クラブとの一体的、または、連携による実施について検討します。

5. 松恵子どもクラブ(放課後子ども教室事業)

事業の内容

放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の機能を併せ持ち、松恵小学校に就学している児童を対象に、遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図ります。

取組みの方向

- 放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の機能の一体的な運営について検討します。

施策目標4 乳幼児期の保育・教育の充実

乳幼児期は、生きる力の基礎と生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、多様化する乳幼児の保育・教育ニーズを踏まえ、特定教育・保育施設の定員や保育士等の確保、質の向上等に取り組む、安心安全な教育・保育環境を整備します。

1. 特定教育・保育施設の定員の確保

事業の内容

女性の就業率の上昇や就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化などにより、保育ニーズは増加の傾向にあります。教育・保育施設の拡充や既存施設の定員適正化、低年齢児の保育ニーズに応じた弾力的な定員運用などを進め、教育・保育定員の確保に努めます。

取組みの方向

市内幼稚園、認定こども園、保育園を運営する法人と協議し、教育・保育定員の確保に努めます。

2. 認定こども園への移行支援

事業の内容

保育園や幼稚園の認定こども園への移行や地域型保育事業所の認可を希望する事業者に対して、適切な情報提供及び助言、指導を行い、円滑な移行や認可に向けての支援を行います。

取組みの方向

乳幼児期の教育・保育環境の整備、低年齢保育など多様化する保育ニーズへの対応のため、幼稚園や保育園の認定こども園への移行を促進します。

3. 幼稚園での満2歳児の受け入れの実施 ※新規

事業の内容

3歳未満時の保育ニーズの増加による保育園等利用の待機・潜在待機児童の解消を図るため、幼稚園における満2歳児からの預かり保育を実施します。

取組みの方向

事業を実施する幼稚園に対して、補助金を交付し、必要な助言・指導を行い、保育の質の確保に努めます。

4. 延長保育事業

事業の内容

勤務形態の多様化や急な残業などで、通常保育時間を超えて預かりを希望する保育ニーズに対応するため、延長保育事業を実施しています。

現在、11園の保育園、認定こども園で保育標準時間(11時間)を超える保育を、19時15分まで1時間延長し、また、保育短時間(8時間)の場合は、8時間を越えてから18時15分までの時間外保育を実施しています。

取組みの方向

引き続き保育ニーズを踏まえ、各園にて延長保育事業を実施します。

5. 休日保育事業

事業の内容

就労形態の多様化により、日曜日や祝日に勤務する保護者の保育ニーズに対応するため、休日保育事業を認定こども園1か所で開催しています。

取組みの方向

引き続き保育ニーズを踏まえ、休日保育事業を実施します。

6. 幼稚園での預かり保育事業

事業の内容

幼稚園、認定こども園(1号認定)を利用している保護者が就労等で通常教育時間を超えて、子どもの保育が必要な場合、教育時間終了後に幼稚園等で子どもの預かり保育を実施します。

取組みの方向

事業を実施している幼稚園等に対し、預かり保育の質の確保を図るため「一時預かり事業補助金」を交付し、必要な助言・指導を行います。

7. 病児・病後児保育事業

事業の内容

子どもが病気や病気回復期のため保育園等に預けることができない場合の保育について、ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児の預かりでの支援を行います。

また、利用者の負担軽減を図るため、利用料に対する助成を行います。

取組みの方向

ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。また、病児・病後児保育の施設整備については、引き続き利用状況やニーズを踏まえ、調査・研究していきます。

8. 保育士等確保対策 ※拡充

事業の内容

保育園、認定こども園の教育・保育の提供体制を確保するため、「保育士等人材バンク」や「合同職場説明会」、「保育士復帰セミナー」の保育士等の確保対策を実施しています。

取組みの方向

これまでの確保対策について、周知方法を強化し継続するとともに、新たに確保対策を実施する保育園等に対する補助制度を創設し、保育士等の確保に努めます。

9. 保育の質の向上

事業の内容

保育園等が、子どもや保護者にとって、健康で安全に生活できる場となるよう、保育士等の資質や保育の専門性を高めるため、研修会の開催や各園での保育の評価などに取組み、定期的に開催する幼稚園振興協議会、保育園・認定こども園園長会議において、教育・保育内容等の情報共有や協議を行います。

取組みの方向

市が開催する子どもや子育てに関する研修会の周知を認可外保育施設等にも拡大するほか、他市と連携した研修会の開催を進めます。

また、保育の振り返りや指導計画の見直しなどの園内研修において、北海道の幼児教育相談員派遣事業などを活用し、幼児教育・保育の専門的な指導助言を受け、保育の質の向上を図ります。

10. 幼・保・小連携推進事業

事業の内容

幼稚園、認定こども園、保育園では、小学生との交流や学校見学、行事の参加などを通じ、小学校入学に向けた連携事業を行っています。

取組みの方向

幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、学童クラブとの連携を図り、子どもの成長や発達に関する情報交換や職員の交流を実施するなど、円滑な就学の移行につなげる取組みを進めます。

11. 幼児教育・保育の無償化

事業の内容

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、認定こども園、保育園等を利用する3歳から5歳及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償になりました。

また、年収およそ640万円未満の世帯の0歳から2歳児については、最年長(年齢の上限なし)から数えて第2子以降の子どもの保育料を無償としています(多子世帯軽減事業)。

取組みの方向

引き続き幼児教育・保育の無償化、多子世帯軽減事業に取り組めます。

3 基本目標3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

新規◎ 拡充○

施策の方向性	具体的施策		新規・拡充	掲載頁	所管課
1) 子どもの権利を守るための環境整備	子どもの権利の普及促進			85	子ども家庭課 市民生活課
2) 障がいや発達に心配のある子どもへの支援の充実	1	市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業	○	86	子ども発達支援センター
	2	障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の実施		87	子ども家庭課 子ども発達支援センター
	3	特定教育・保育施設等の障がい児の受入れ		87	子育て支援課
	4	学童クラブでの障がい児の受入れ		87	子ども家庭課
	5	小・中学校における障がい児教育		88	教育支援課
	6	小・中学校における特別支援教育		88	教育支援課
	7	医療的ケア児への支援	◎	88	子ども家庭課 教育支援課
	8	重度心身障害者医療費助成事業		89	国保医療課
3) 児童虐待の予防と早期対応の推進	1	児童虐待に関する啓発活動		90	子ども家庭課
	2	虐待の対応と連携体制の強化		90	保健課 子ども家庭課
	3	子ども家庭総合支援拠点の設置	○	91	子ども家庭課
4) ひとり親家庭への自立支援の推進	1	母子父子自立支援員による相談支援		92	子ども家庭課
	2	日常生活支援事業		92	子ども家庭課
	3	自立支援給付金事業		92	子ども家庭課
	4	児童扶養手当等の経済的支援		93	子ども家庭課

	5	ひとり親家庭等医療費助成事業		93	国保医療課
5) 子どもの貧困対策の推進	1	相談支援体制の取組み		94	子ども家庭課
	2	教育支援の取組み	○	94	教育総務課 教育支援課 福祉課
	3	生活支援の取組み		95	子ども家庭課
	4	就労支援の取組み		95	子ども家庭課 福祉課
	5	経済的支援の取組み		96	福祉課 国保医療課 子ども家庭課 教育総務課

基本目標3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

施策目標1 子どもの権利を守るための環境整備

1989年国際連合は、子どもの基本的な人権を国際的に保障するため「児童の権利に関する条約」を採択し、日本は1994年にこの条約を批准しています。すべての子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らすことができるまちを目指します。

1. 子どもの権利の普及促進

事業の内容

子どもの権利条約は、子どもの「生きる権利」や「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利を守ることを定め、「子どもの最善の利益」を目的としています。

子どもの人権と個性を大切に、子ども一人ひとりに最善の利益が提供され、健やかな成長と生活を送ることができるように子どもの権利の普及に取り組んでいきます。

取組みの方向

○人権擁護委員が子どもの権利についてのリーフレット等を児童生徒へ配布します。

施策目標 2 障がいや発達に心配のある子どもへの支援の充実

障がいや発達に心配のある子どもが、身近な地域で安心して生活していくことができるよう、障がい児通所支援事業所や相談事業所など関係機関と連携し、子どもたちが適切な時期に必要なサービス・支援が受けられるよう障がい児福祉の向上を図ります。

1. 市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業 ※拡充

子ども発達支援センターは、平成31年2月に「市町村中核子ども発達支援センター」に認定され、障がいや発達に心配のある子どもと保護者に対し、発達や育児に関する相談に応じるとともに、通所事業所として、障がい児通所支援サービスを実施しています。

また、地域支援事業として、幼稚園や保育園、小学校等の関係機関と連携して支援の質の確保に関わる事業に取り組んでいます。

事業の内容

1) 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業

就学前児童を対象とした「児童発達支援」を行い、障がいや発達に心配のある子どもの発達支援を行います。また、保護者が抱える様々な心配や不安の解消に努めます。

通所による利用が困難で発達支援が必要な児童を対象に、保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活への適応を主たる目的とした「保育所等訪問支援」を行います。

2) 居宅訪問型児童発達支援事業

重い障がいや医療的ケアを必要とし、感染症にかかりやすいなどの理由で、外出することが困難な児童に対して、訪問支援員が自宅を訪問し、様々な関わりを通して発達を促す支援を行います。

3) 障がい児相談支援事業

障害福祉サービス等の利用にかかる特定相談支援事業、障害児相談支援事業を実施し、多様なニーズに対応する相談に応じ、サービス利用計画の作成を行います。

4) 地域支援事業

障がい等の早期発見・相談や幼稚園、認定こども園、保育園、事業所等の関係機関への支援を行います。

○早期発見：乳幼児健診(1歳6か月児・3歳児)発達相談 乳幼児発達支援教室
短期幼児ことばの訓練

○相談事業：小児神経医による発達相談 パARENTメンター相談 学齢児親子支援事業
基本相談

○連携事業：発達支援推進協議会 巡回発達相談事業 発達講演会 関係機関人材育成

取組みの方向

支援を必要とする子どもたちが、早期から発達支援が受けられるよう、「市町村中核子ども発達支援センター」として、障がい児通所支援や相談事業の直接支援や関係機関との連携を行う地域支援を強化していきます。

2. 障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の実施

事業の内容

障がいのある子どもや家族が安心して生活を送ることができるよう、多様なニーズに対応した障害福祉や地域生活支援事業等のサービス提供体制を確保します。

取組みの方向

恵庭障がい福祉プランに基づき、推進していきます。

3. 特定教育・保育施設等の障がい児の受入れ

事業の内容

障がいや発達に心配があり特別な支援が必要な子どもの特定教育・保育施設の受け入れ体制を整備するため、幼稚園、認定こども園、保育園に対し、保育士や幼稚園教諭等の加配に伴う人件費相当額を補助基準に基づき交付します。

○幼稚園等特別支援教育補助事業：幼稚園、認定こども園に入園する3～5歳児(1号認定)

○特別支援児童保育補助金：認定こども園、保育園に入園する3～5歳児(2号認定)

また、恵庭市の保育所入所独自要件として、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもの自立の基礎となる力を育むことを目的に、4歳以上の障がい等の子どもの保育園等での受け入れを行います。

取組みの方向

障がいのある子どもの幼児教育・保育の受け入れのための環境を整備します。

4. 学童クラブでの障がい児の受入れ

事業の内容

特別支援学級に通う障がいや発達に心配のある子どもの受入れを行います。

取組みの方向

個々の発達状況に合わせ安全な運営が行えるよう、研修等の実施などを通じ、受入れ体制の整備を行います。

5. 小・中学校における障がい児教育

事業の内容

恵庭市学校教育基本方針に基づき、市内12の小・中学校に特別支援学級を配置し、教育支援委員会の答申を経て、障がいをもつ児童生徒の状況に応じた教育の場を提供します。

取組みの方向

少人数による学級編成により、きめ細やかに一人ひとりの状態に応じた柔軟な指導を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばし、将来の自立した社会参加を目指します。

6. 小・中学校における特別支援教育

事業の内容

全ての小・中学校に校内・関係機関・保護者との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置します。

- コーディネーター研修の実施
- 特別支援教育推進委員会の設置
- 各学校にて校内支援委員会の設置
- 北海道による「パートナー・ティーチャー」「専門家チーム派遣」事業の活用

取組みの方向

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常学級において支援の必要な児童生徒(学習障がいや注意欠陥多動性障がい等)の個々の教育的ニーズを把握し、児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、障がいに係る通級指導教室の開設や学校補助員の設置など、適切な教育や指導を行うための支援体制の構築に取り組めます。

7. 医療的ケア児への支援 ※新規

事業の内容

人工呼吸器や胃ろう、導尿等の医療ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が安心して在宅生活を送ることができるよう、医療・保健・障害福祉・保育・教育等の関係機関や事業所が連携し、必要な支援が提供できる体制整備に取り組めます。

- 医療的ケア児支援協議会の開催
- 恵庭市教育施設等巡回看護師配置事業

取組みの方向

医療的ケア児支援協議会を定期的で開催し、実態や課題の把握に努め、必要な支援や医療的ケアコーディネーター等の配置など相談体制の整備について検討していきます。

8. 重度心身障害者医療費助成事業

事業の内容

重度心身障がい者の医療費の自己負担分の一部を助成します。

取組みの方向

重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、医療の受診機会の確保を通じて、重度心身障がい者の健康の保持と福祉の増進を図ります。

施策目標3 児童虐待の予防と早期対応の推進

児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷が残り、その後の育ちにも大きな影響を及ぼし、時には尊い命を奪うこともあります。

児童虐待に関わる地域のネットワークを構築し、日頃から関係機関が綿密な情報交換を行うことにより、児童虐待の未然防止、早期発見・早期支援に取り組めます。

1. 児童虐待に関する啓発活動

事業の内容

- 児童虐待防止推進月間での、児童虐待防止に関するポスターの掲示やリーフレット配布などの啓発活動を行います。
- 児童虐待の理解や対応などをテーマに虐待防止講演会を開催します。
- 児童虐待防止のオレンジリボン運動を市民に周知します。

取り組みの方向

市民や子ども・子育て等に関わる職員、地域の関係機関等への啓発に取り組めます。

2. 虐待の対応と連携体制の強化

事業の内容

- 児童虐待の早期発見や未然防止、適切な保護や支援のため、「恵庭市要保護児童ネットワーク協議会」の構成員が情報や考え方を共有し、適切な連携のもと、妊娠期から継続的な支援を行っています。
- 代表者会議及び実務者会議の開催のほか必要に応じて個別ケース会議を開催します。
 - 要保護児童ネットワーク協議会の調整を担当するため、保健師、社会福祉士等の専門職を配置しています。
 - 乳児家庭訪問や乳幼児健診等の母子保健事業において、児童虐待の未然防止のための支援を行います。

取り組みの方向

保育園、幼稚園、学校、民生児童員等の関係機関や実務者がそれぞれの役割や機能の理解を深め、児童相談所や警察との連携を強化し、適切な対応・支援に取り組めます。

3. 子ども家庭総合支援拠点の設置 ※拡充

事業の内容

児童福祉法改正に基づき平成30年度に、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談対応や調査、関係機関との連絡調整により継続的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備しました。家庭児童相談員や保健師等を中心に児童虐待の対応や子どもに係る相談に対応しています。

取組みの方向

子育て世代包括支援センターや要保護児童ネットワーク協議会の構成員との連携を強化し、子育てに不安や負担や困難感を抱える妊産婦や子育て家庭への支援を継続的・包括的に推進していきます。

施策目標4 ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、情報提供や相談に対応する総合的な相談・支援体制を充実させ、ひとり親家庭の就労や生活、子育てなどの不安軽減が図られるよう、関係機関と連携した支援に取り組めます。

1. 母子父子自立支援員による相談支援

事業の内容

- 母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の早期自立に向け、支援サービス等の情報提供や制度につなげるなどの支援を継続的に行います。
- 支援員の研修機会を確保し、資質の向上に努めます。

取組みの方向

ひとり親家庭の相談対応にあたっては、関係機関と連携を図り、家庭の実情に合わせきめ細やかな支援を行います。

2. 日常生活支援事業

事業の内容

ひとり親家庭の保護者が体調不良や仕事などで一時的に日常生活に支障が生じた場等、安心して子育てや仕事ができるよう、家庭生活支援員を家庭に派遣し、乳幼児のお世話、住居の掃除、買い物、調理などの支援を行います。

取組みの方向

利用状況を踏まえ、引き続きシルバー人材センターに委託し実施します。

3. 自立支援給付金事業

事業の内容

ひとり親家庭の経済的な安定と自立を促進するため、必要な資格や技術の習得するための就労支援事業を実施します。

○自立支援教育訓練給付金事業

パソコンや介護技能などの知識技能取得のための講習や講座の受講料助成

○高等職業訓練促進給付金事業

看護師や保育士などの資格取得のため養成機関に修学する場合、その期間の生活を支援する訓練促進給付金を支給

○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講習等の受講料助成

取組みの方向

○母子・父子自立支援員が事前相談に応じ、ハローワークや就労支援員と連携し、就業や転職に有利となる技術や資格の取得に関する相談や情報提供などを行います。

4. 児童扶養手当等の経済的支援

事業の内容

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、手当や貸付などの経済的な支援を行います。

- 児童扶養手当、遺児手当の支給
- 修学資金や生活資金などの母子・父子福祉資金貸付
- 水道等使用料の助成

取組みの方向

離婚や死別、未婚での出産などにより、ひとり親家庭となった際、適切に支給できるよう母子・父子自立支援員の相談などで制度の説明を行い、実情の把握に努めます。

5. ひとり親家庭等医療費助成事業

事業の内容

子どもが18歳に到達した年度末まで(学生である等の理由で引き続き親の扶養である場合には、新たに申請すると子どもが20歳到達月の末日まで)、親と子どもの医療費の一部を助成します。

取組みの方向

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療の受診機会の確保を通じて、ひとり親家庭の健康の保持と福祉の増進を図ります。

施策目標5 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう教育の機会均等を図るために必要な環境整備と、家庭、地域、社会が一体となって子どもの成長を支えていくことが必要となるため、庁内関係機関が連携協力し、貧困対策を推進するための施策の充実に努めます。

1. 相談支援体制の取組み

事業の内容

貧困等の状況にある家庭や子どもが孤立することなく、早期に支援が開始できるよう、子育て世代包括支援センターや子どもや家庭の問題に対応する家庭児童相談員、ひとり親家庭に対応する母子・父子自立支援員が情報提供や相談に応じ、生活保護や生活困窮者への相談や支援に対応する部署との連携を進めていきます。

取組みの方向

貧困等の困難な課題を抱える子どもや家庭の相談や支援については、児童福祉、母子保健、生活保護、教育委員会等の関係部署や機関が連携を図り、きめ細やかな対応が必要となります。そのため、職員の資質の向上に努めるとともに、適切な対応に向けて、相談支援体制を強化していきます。

2. 教育支援の取組み ※拡充

事業の内容

小中学校に就学している児童生徒をもつ経済的支援が必要な世帯に対し、学校教育法に基づく就学援助費を支給するとともに、高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対し、入学に要する費用を支給します。

○就学援助制度(学用品費・通学用品費・修学旅行費・校外活動費など)

○高等学校等入学準備金給付

また、子どもの家庭環境やいじめ、不登校、貧困など学校や日常生活における相談業務や関係機関との連携を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校から「スクーソーシャルワーカー連携担当者」を選任し、様々な問題を抱える児童生徒の情報を早期に把握し、早期に支援につなげるよう連携を強化していきます。

○スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー連携担当者の配置

取組みの方向

家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある子どもの能力・可能性を最大限伸ばし、前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう教育の機会を保障するため、困難な問題を抱える子どもたちを早期に把握し、支援につなげるよう関係機関と連携を密にして取り組んでいきます。また、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援についての検討を行います。

3. 生活支援の取組み

事業の内容

1)子どもの居場所づくり

様々な困難や課題を抱える子どもたちが地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を市内4地区で実施しています。

2)妊娠期からの切れ目のない支援

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立ができる環境を保つため、家庭生活支援員を派遣し、日常生活への支援や子どもの養育支援を行います。

また、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産の実施の費用助成を行います。

- ひとり親家庭日常生活支援事業
- 養育支援事業
- 入院助産制度

取組みの方向

保護者が安心して子育てできるように、一時的に日常生活を営むことに支障が生じた場合、今後も継続して支援を行います。

また、子どもの生活・学習支援事業については、関係部署との連携を図りながら市内中学校区につき1箇所の居場所づくりの設置を目指します。

4. 就労支援の取組み

事業の内容

経済的な自立と生活の安定を促進するための就業機会の拡大と就業支援に努めるため、ひとり親家庭に対する自立支援教育訓練給付金事業等を実施しています。

- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 就労支援員による相談体制

取組みの方向

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、所得の増大を図ることと、仕事と生活の両立に資する支援を構築することが必要となってきます。より良い条件の就職や転職ができるようハローワークとの連携のもと、就業に関する相談など就労支援を推進します。

5. 経済的支援の取組み

事業の内容

親の就労だけでは十分な収入が得られない場合であっても最低限の経済基盤を保つことが重要であることから、世帯の生活基盤を維持していけるよう必要な経済的支援を実施します。

- 児童手当・児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 母子父子寡婦福祉資金等の貸付
- 多子世帯、ひとり親世帯等の保育園保育料の軽減
- 生活保護制度

取組みの方向

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種助成制度の実施により、暮らしの安定を図るとともに保護者の生活を支援し、貧困の状況にある家庭の自立支援に努めます。

4 基本目標4 仕事と家庭との両立の推進

新規◎ 拡充○

施策の方向性		具体的施策	新規・拡充	掲載頁	所管課
1) 男女共同参画社会の推進	1	男女共同参画社会の普及啓発		98	総務課
2) 子育てしやすい環境の整備	1	子育て応援企業表彰(再掲)		98	子ども家庭課
	2	事業主による「仕事と家庭の両立に取組む活動」の推進		98	商工労働課
	3	サンデーパパ事業など開催		99	子育て支援課 (子育て支援センター)

基本目標4 仕事と家庭との両立の推進

施策目標1 男女共同参画社会の推進

男性も女性も仕事との両立を図りながら安心して子育てを続けるため、男女平等の意識やワークライフバランスの考え方を、市民や地域、事業所など広く浸透させ、働きやすい、子育てしやすい環境づくりに取組みます。

1. 男女共同参画社会の普及啓発

事業の内容

- 男女共同参画情報紙「さくらんぼ」の発行及び市HPへの掲載を行います。
- パネル展示による普及啓発を行います。
- 女性の権利に関するパンフレット等を配布します。

取組みの方向

性別による役割分担の意識を解消し、男性も女性も仕事との両立を図りながら子育てができる男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

施策目標2 子育てしやすい環境の整備

男性も女性も子育てしやすい環境の整備には、市民や地域、事業所などに、ワーク・ライフ・バランスなどの考え方を広く浸透させて、働きやすい、子育てしやすい環境づくりへの取組みを推進します。

1. 子育て応援企業表彰（再掲）

事業の内容

「出会い・結婚応援」、「仕事と家庭の両立応援」、「子育て家庭応援」、「地域子育て応援」分野に関する取組みを実施し、従業員や地域の若者の結婚支援、仕事と家庭が両立できる職場づくりや地域において子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を市が表彰します。

取組みの方向

表彰企業の周知・企業の拡大に努めます。

2. 事業主による「仕事と家庭の両立に取り組む活動」の推進

事業の内容

母親や父親が育児休業を取得できる環境を創るため、企業や経済団体等に育児休業法や男女雇用機会均等法などの趣旨の周知や啓発活動を行います。

取組みの方向

従業員が仕事と出産、育児の両立が出来る職場を実現するために、事業主に対して助成金の周知を行い、従業員の環境整備を促進します。

3. サンデーパパ事業などの開催

事業の内容

共働き家庭の増加や働き方改革、ライフスタイルの多様化から、子育てを担う男性も増えていますが、家事や子育て等の家庭生活への積極的な参画を促すため、子育て支援センター事業のサンデーパパ事業の実施など父親が利用しやすい環境づくりを進めます。

取組みの方向

企業や地域の取組みと連携し、男性の積極的な家庭生活への参画を促進する機運の醸成に努めます。

5 基本目標5 豊かな心を育む教育環境の整備

新規◎ 拡充○

施策の方向性		具体的施策	新規・拡充	掲載頁	所管課
1) 読書活動の推進	1	家読の推進		102	読書推進課
	2	学校図書館活動の充実		102	読書推進課
	3	図書の団体貸出		102	読書推進課
	4	ブックスタート・ブックスタートプラス事業		103	読書推進課
	5	読み聞かせ活動の推進及び支援		103	読書推進課
2) 次代を担う子どもの健全育成	1	スポーツ振興の推進		104	健康スポーツ課
	2	コミュニティスクール事業		104	社会教育課
	3	地域子育てコミュニケーション力育成事業		104	教育総務課
	4	通学・体験合宿への支援		105	社会教育課
	5	青少年・文化振興基金による補助金の交付		105	社会教育課
	6	子どもの生きる力の育成		105	教育総務課
	7	恵庭子ども塾		106	社会教育課
3) 学校教育等の環境の整備	1	学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用)		107	教育総務課
	2	外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用)		107	教育総務課
	3	学校運営協議会制度及び学校評議員制度		107	教育総務課
	4	小・中学校の計画的な維持保全		108	教育施設課
	5	特認校の指定		108	教育総務課
4) 家庭や地域の教育力の向上	1	家庭教育に関する学習機会の提供		109	社会教育課
5) 思春期と学童期のからだとこころの健康づくり	1	性や健康に関する学習機会の提供		110	教育総務課 保健課
	2	薬物乱用防止教育の実施		110	教育総務課
	3	フッ化物洗口の実施		110	教育総務課
	4	スクールカウンセラーによる相談		111	教育支援課

6) 困りごとを抱える児童・生徒への対応の充実	1	スクールソーシャルワーカーの配置		112	教育支援課
	2	適応指導教室「ふれあいルーム」の開設		112	教育支援課
	3	いじめ・非行防止の取組み		112	教育支援課

基本目標5 豊かな心を育む教育環境の整備

施策目標1 読書活動の推進

恵庭市読書活動推進計画に基づき、乳幼児から青少年期までの各年代に応じた読書活動に関する施策を計画的に推進します。

1. 家読の推進

事業の内容

家族での読書活動の活発化を図るため、講演会を実施し、家読ノートの配布を行います。

取組みの方向

家族で本を読み、語り合う「家読(うちどく)」を推進し、読書習慣の形成と読書を通じた家族のコミュニケーションの促進を図ります。

2. 学校図書館活動の充実

事業の内容

- 読書活動や調べ学習に対応できる学校図書 of 計画的な整備を進めます。
- システムネットワーク及び配本システムによる市立図書館と学校間での図書の共有化と相互貸借を推進します。
- 学校での朝読書を実施します。

取組みの方向

児童生徒の読書習慣の形成や豊かなこころを育成するため、学校図書館活動の充実を図るとともに、児童生徒が本に出会い、読書を楽しみ、本に親しめるよう、学校図書館の環境整備を推進します。

3. 図書の団体貸出

事業の内容

子どもに本と触れ合う機会を提供するため、育児サークルや幼稚園、保育園施設、学校などに対する図書の団体貸出を行います。

取組みの方向

- 育児サークルや幼稚園、保育施設、学校等と連携を図り、図書の団体貸出の利用促進を図ります。

4. ブックスタート・ブックスタートプラス事業

事業の内容

【ブックスタート事業】

9～10 か月健診児を対象に「ブックスタート」事業を実施し、乳児とその保護者に絵本や子育て情報を提供します。

【ブックスタートプラス事業】

1歳6か月児健診時に、乳児とその保護者に絵本と絵本ガイドを配布します。6種類の絵本の中から親子が選択した1冊を配付します。

取組みの方向

絵本を通じ赤ちゃんと保護者が温かい時間を分かち合うことを応援します。

5. 読み聞かせ活動の推進及び支援

事業の内容

読み聞かせ団体の協力を得て図書館や幼稚園、保育園施設、子育て支援施設など全市的に読み聞かせ事業を展開し、親子が楽しく本と親しむ機会を提供します。

取組みの方向

読み聞かせ市民ボランティアの育成や支援、活動場所の提供など、市民と協働による読書普及活動を推進します。

施策目標2 次代を担う子どもの健全育成

子どもにスポーツや多様な体験学習の機会を提供し、地域での子どもの健全育成を支援する人材の育成、活用の充実に努めます。

1. スポーツ振興の推進

事業の内容

次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため市民、関係団体等が連携を図り健康で活力ある地域社会を目指すとともに、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の整備を進めます。

取組みの方向

「恵庭運動・スポーツ推進計画」に基づき各種施策を計画的に推進します。

- ライフステージに応じた各種スポーツ機会の提供やニュースポーツ、アウトドアスポーツ等の普及、子どもの体力向上を図るなど、生涯スポーツの振興に取り組めます。
- 競技団体や地域スポーツクラブ・学校等と連携を図り競技スポーツの普及・振興に取り組むとともに、国際・全国大会出場者への支援、優秀な競技者への表彰等を行い、競技スポーツの振興に取り組めます。
- 既存の体育施設の有効活用や安全・安心に利用できるよう計画的な改修・整備を行いながらスポーツ環境の整備・充実に取り組めます。

2. コミュニティスクール事業

事業の内容

地域のつながりの形成や、地域の子どもは地域で育む意識の醸成が促進されていることから、学校を拠点とし地域人材を活用した地域の主体的な運営による多様なプログラム行い、地域の生涯学習の振興や青少年の健全育成を進めます。平成14年に恵み野小学校区をモデル地区として実施し、平成18年に島松小学校区を加え、2地区で実施しています。

取組みの方向

- 学校運営協議会の設置が予定されているため、円滑な移行を支援します。
- 学校運営協議会が行う各事業へ、必要に応じ人材の紹介や事業の支援などを行うことで、地域と連携した学校運営による青少年の体験機会の支援の充実に努めます。

3. 地域子育てコミュニケーション力育成事業

事業の内容

- 「赤ちゃん登校日」授業を実施します。
- 小・中学校で「ヒューマン・コミュニケーション」授業を実施します。

取組みの方向

自分自身の生き方や人間関係について気づき学ぶ「体験学習」型の授業や研修により、お互いの気持ちや考えを理解しあい、思いやりの心やコミュニケーション力を育みます。

4. 通学・体験合宿への支援

事業の内容

子どもは、様々な体験活動を通じて豊かな人間性を育み、集団生活を通して協調性や思いやりの心を育みます。近年、地域の子どもは地域で育む意識の醸成が促進されていることから、地域主体による地域の特色を生かした活動を推進します。

取組みの方向

地域主体により市内で実施されている通学・体験合宿を支援します。

5. 青少年・文化振興基金による補助金の交付

事業の内容

青少年健全育成に関する事業を行う団体に対し、事業の円滑な実施のために恵庭市基金条例に定める青少年・文化振興基金から生ずる利子等の運用収益及び予算の範囲内で補助金を交付します。

取組みの方向

- 青少年の健全育成に寄与する団体の事業に対して補助金を交付します。
- 青少年育成事業や活動を行う社会教育関係団体への周知の拡大を図ります。

6. 子どもの生きる力の育成

事業の内容

恵庭市学校教育基本方針の学校教育ビジョンに基づき、教育推進プログラムによる主な事業を実施し、基礎学力の向上を前提に、地域と連携した多様な体験活動やスポーツ活動などを通じ、子どもの生きる力を育成する地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

取組みの方向

地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

7. 恵庭子ども塾

事業の内容

様々な体験活動により「豊かな人間性を育む」「集団生活を通して協調性や思いやりの心を育む」「公共施設におけるマナーを身につけること」を目的に、自然体験活動や文化活動、宿泊体験、ものづくり、科学実験など幅広いプログラムを展開します。

取組みの方向

恵庭の良さを更に活かした学習プログラムの開発を行い、他の部局との連携や地域資源・人材の発掘・活用の視点から、子どもの学習意欲や家庭の教育力向上を目指します。

施策目標3 学校教育等の環境の整備

国際化が進展する中、国際理解教育や英語教育を推進し、学校が地域と一体となった特色のある学校づくりを進めます。

1. 学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用)

事業の内容

- 小・中学校の算数・数学や国語、総合的な学習の時間などに、担任と大学生(補助)のチームティーチングによるきめ細やかな子どもの指導にあたります。
- 学生が、学校現場を体験しておくことで、教育実習の円滑な実施や教員としての資質向上、能力の基礎を培います。

取組みの方向

子どもの理解の進度は個々の能力や適性により違いがあり、発達段階に応じて一人ひとりの理解進度の違いに配慮した指導が必要となります。そのため、個々に応じた指導や基礎学力の向上を目指し、市内の大学と連携することできめ細やかな指導の推進を図ります。

2. 外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用)

事業の内容

進展する国際化の流れに対応できるよう、児童生徒の英会話能力育成推進のため、外国人の外国語指導助手や地域人材を各小・中学校へ配置し、国際理解教育や英語教育を推進します。

取組みの方向

- 小・中学校における外国語指導助手(ALT)や、外国語を指導する地域人材の配置を推進します。
- 新学習指導要領の完全実施に伴う小学校5～6年生の外国語(英語)教科化・時数増や、3～4年生の外国語活動時数増などを受け、小学校の外国語・外国語活動・総合的な学習や、中学校英語教育の育成推進などで、国際理解教育の一層の推進を図ります。

3. 学校運営協議会制度及び学校評議員制度

事業の内容

学校運営協議会制度及び学校評議員制度は、校長が地域住民や保護者、有識者などからの意見を学校運営に反映するものです。

校長は、学校運営協議会委員又は学校評議員の意見を学校運営に生かすとともに、学校運営に保護者や地域住民の参画を得て、地域に開かれた魅力ある学校づくりや、地域の意見を踏まえた教育活動を推進します。

取組みの方向

- 保護者や地域住民の参画を得ながら、学校と地域とが一体となった学校運営に努めます。
- 地域ぐるみで子どもの育成を図り、地域における人材活用など家庭や地域と連携した教育活動を推進します。

4. 小・中学校の計画的な維持保全

事業の内容

小・中学校の中には、老朽化が進んでいる学校もみられます。老朽化に応じ、計画的な改修やグラウンド整備などの周辺環境の整備・維持保全に努めます。

取組みの方向

小・中学校の長寿命化改修、防音機能復旧、グラウンド整備事業を推進します。

5. 特認校の指定

事業の内容

松恵小学校は、自然に触れ豊かな人間性を培うことを目指し、通学区域を越えて通うことができる「特別認定入学指定校(特認校)」として、一人ひとりの個性を豊かに伸ばし、明るく伸び伸びとした特色のある教育の一層の充実を図ります。

取組みの方向

- 学校農園活動や飼育観察教育などを通じて、自然を生かした心豊かな情操教育や体力づくりの充実を推進します。
- 体験活動・ボランティア活動などによる児童の地域交流機会を通じて、地域活動の推進を図ります。

施策目標4 家庭や地域の教育力の向上

子育て中の保護者や幅広い世代の方に対して、家庭や地域の教育力の向上を図るための学習機会を提供します。

1. 家庭教育に関する学習機会の提供

事業の内容

「家庭教育学びカフェ推進事業(北海道教育委員会モデル事業)」で養成された「家庭教育ナビゲーター」が中心となり「はぴナビカフェ」を実施します。また、家庭教育ナビゲーターが中心となった実行委員会を組織して「はぴナビカフェ」を周知するイベント「えにわままつぱ」を実施しています。

取組みの方向

子育ての悩みを普段話せない方や子育てに関するセミナー等の参加が難しい方が気軽に集い、悩みを抱えることなく子育てを楽しいと実感でき、参加者同士がネットワークを構築できる場を提供します。また、家庭教育ナビゲーターや他部局と連携し、家庭教育支援に地域の方々の参画を促進します。

施策目標5 思春期と学童期のからだところの健康づくり

思春期の子どもたちは、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、近年の目まぐるしい社会環境の変化で、生活習慣の乱れや心身の不安定・不調をきたす場合もあります。思春期の子どもが自らの身体的・心理的成長の理解を深め、行動に責任をもち、必要な相談支援を受けられる体制の充実を図ります。

1. 性や健康に関する学習機会の提供

事業の内容

思春期の健康課題として、性感染症、望まない妊娠、喫煙、薬物、こころの問題などがあります。思春期をいきいきと過ごし自立に向かっていくために、こころとからだの健康について、子どもが正しい知識や情報を持てることが重要です。

○小・中学校では、各学年の発達段階に応じて男女の特性と役割を理解し、互いの人格を尊重した指導を行うとともに、避妊や中絶、性感染症の予防など性に関する知識や情報提供を行います。

○がん予防や生活習慣予防などの健康教育(出前講座)を行います。

取組みの方向

子どもたちや周囲の大人が正しい知識や情報を持ち、家庭、学校、地域が一体となって、思春期の子どもの健康づくりを支援していきます。

2. 薬物乱用防止教育の実施

事業の内容

○関係機関と連携した小中学校での薬物乱用防止教室を実施します。

○家庭への資料配布を行い、啓発活動を行います。

取組みの方向

薬物被害に関する正しい知識を身に付け適切な判断や行動ができる力を養うための教育を進め、児童生徒の健全育成を図ります。

3. フッ化物洗口の実施

事業の内容

小学校においてフッ化物洗口を実施します。

取組みの方向

虫歯を予防し、永久歯に生え変わる小学生の時期に歯の質を強くするため、フッ化物洗口を推進します。

4. スクールカウンセラーによる相談

事業の内容

子どもが学校生活を過ごす中で、いじめ・不登校などが大きな社会問題となっています。

様々な問題を抱えている子どもや家庭に対し、未然防止の取組みとして、子どものこころの悩みを気軽に相談できる体制を構築し、電話や面談などによる相談や支援を推進します。

取組みの方向

○小・中学校でのスクールカウンセラーによる教育相談及び相談体制の充実を図ります。

○生活の問題や悩みの解消のため、スクールソーシャルワーカー(SSW)による相談事業の充実を図ります。

施策目標6 困りごとを抱える児童・生徒への対応の充実

いじめや不登校などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実を図り、こうした問題を早期に発見し、未然に防止するための取組みを推進します。

1. スクールソーシャルワーカーの配置

事業の内容

近年、いじめ・不登校や児童虐待など、子どもを取り巻く環境の問題が複雑化・深刻化しています。スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、家庭や学校で起こる諸問題について相談・支援を実施します。

取組みの方向

問題解決に向け、家庭や学校、地域が連携しながら一体となった取組みを推進します。

2. 適応指導教室「ふれあいルーム」の開設

事業の内容

恵庭市適応指導教室「ふれあいルーム」を開設し、不登校児童生徒の入級や教育相談を行い、学校や保護者、関係機関との連携による社会的自立を目指したプログラムを実施します。

取組みの方向

小・中学校に在籍する不登校等の児童生徒の社会的な自立を目指し、個々の状態に応じた指導・支援を行います。

3. いじめ・非行防止の取組み

事業の内容

- 恵庭市生徒指導協議会や、いじめ不登校問題等対策協議会、恵庭市少年補導員会などとの連携を図り、非行防止の取組みを推進します。
- 関係機関(警察・児童相談所・保護司・民生委員児童委員など)との連携により、緊急時の迅速な対応を図ります。

取組みの方向

児童生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめや暴力に対する未然防止や早期発見に向けた取組みを推進します。また、児童生徒の健全育成を図るため、指導・支援体制の充実に努めます。

6 基本目標6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備

新規◎ 拡充○

施策の方向性	具体的施策		新規・拡充	掲載頁	所管課
1) 子どものための生活空間の整備	1	子育てバリアフリーの推進		114	まちづくり推進課
	2	公園の維持管理		114	管理課
	3	街区公園などの整備		114	土木課
2) 安全・安心なまちづくりの推進	1	防犯灯の整備促進		115	市民生活課
	2	交通安全教育の推進		115	市民生活課
	3	交通利用案内の作成		115	市民生活課
	4	交通安全対策の推進		116	市民生活課
	5	子どもを犯罪などの被害から守る活動の推進		116	教育支援課
	6	幼少・少年火防クラブの育成指導		116	消防予防課

基本目標6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備

施策目標1 子どものための生活空間の整備

子どもや子ども連れでも安心して自由に行動ができるよう、子育てバリアフリーの推進や、安心して遊べる公園の整備に取り組めます。

1. 子育てバリアフリーの推進

事業の内容

平成20年度に策定した「恵庭市バリアフリー基本構想」に基づき定められた「特定事業計画」の進捗管理を行い、妊婦や乳幼児連れでも利用しやすい生活環境の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しています。

取り組みの方向

恵庭・恵み野・島松駅周辺の重点整備地区の特定事業の実施に向け、各事業者相互の連携を図る協議会を開催し、バリアフリー化を推進します。

2. 公園の維持管理

事業の内容

- 遊具の点検を年1回以上実施します。
- 老朽化した遊具等について適宜修繕や更新を行います。

取り組みの方向

子どもたちの安全な遊び場を確保するため、適宜遊具の点検を行い、公園施設長寿命化計画に基づき、町内会の要望を考慮しながら遊具等の修繕や更新を進めます。

3. 街区公園などの整備

事業の内容

子どもたちの安全な遊び場である、公園の遊具や施設の安全性の向上及びバリアフリー化を推進し、安全で快適な公園の整備を促進します。

取り組みの方向

地域住民のニーズに対応した整備について検討を行います。

施策目標 2 安全・安心なまちづくりの推進

子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故を防止し、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関や地域住民との連携を密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みづくりに取り組めます。

1. 防犯灯の整備促進

事業の内容

人通りの少ない場所や暗い道などでの犯罪の未然に防止し、安心して子育てのできる明るく安全な生活環境づくりに取り組めます。

取り組みの方向

子どもの通園や通学路の安全を確保するため、学校・家庭・地域等関係機関との連携を一層深め、より有効な個所への防犯灯の設置を促進します。

2. 交通安全教育の推進

事業の内容

- 交通公園で実技指導による子どもの交通安全教育を開催します。
- 親子が遊びながら交通ルールなどを楽しく学ぶ「こぐまクラブ」を開催します。
- 交通安全指導員などによる通学路における児童への指導や街頭指導の実施、歩行者や自動車利用者に安全指導を実施します。

取り組みの方向

交通指導員による幼稚園・保育園等また小学校でDVDや実技指導などによる交通安全教室を開催し、年齢に応じた交通安全意識の向上や交通ルール習得、交通事故の防止につながるよう交通安全教育の推進を図ります。

3. 交通利用案内の作成

事業の内容

子育て支援に関わる保健や福祉施設などの交通アクセス情報を提供し、子育て世帯がエコバスなどの交通機関を利用しやすい環境づくりの推進を図ります。

取り組みの方向

子育てに関わる施設(保健センター・保育園・病院など)への交通アクセスなどを紹介した「交通利用案内」を作成し、子育て世帯の利用促進を図ります。

4. 交通安全対策の推進

事業の内容

子育て家庭が安全安心に生活することができるよう、子どもの視点や乳幼児連れの方の視点に立った道路交通対策の推進を図ります。

取組みの方向

- 地域の利用実態を把握し、危険箇所への対応を推進します。
- 通学路や幼稚園・保育園等の散歩コースの交通事故防止対策を推進します。

5. 子どもを犯罪などの被害から守る活動の推進

事業の内容

- 小学生への計画的な防犯ブザー配付します。
- 通学路上の危険箇所の周知を図ります。
- 不審者情報メール配信登録者の拡大に努めます。
- 子どもが危険に遭遇した際に駆け込むことのできる「こどもセーフティハウス」の拡充と周知に努めます。
- 少年補導員などによる巡回指導を実施します。
- 子どもが自分の心と体を大切に生きていくための人権意識を育て、虐待・痴漢・性暴力・誘拐などの様々な暴力から「自分を守る」ためのCAP教育プログラム事業を実施します。

取組みの方向

子どもが犯罪などに巻き込まれることのない、安全で暮らしやすいまちづくりを目指すため、家庭・地域・学校・関係団体との連携を図り、様々な危険から子どもを守る活動を推進します。

6. 幼少・少年火防クラブの育成指導

事業の内容

- 「防火教室」等を開催し、防火・防災の知識の習得と命を守るために必要な行動などを指導します。
- 幼年・少年火防クラブが実施する防火広報などの活動を支援します。

取組みの方向

幼少年期における、クラブ員の年齢層に応じた防火・防災指導とクラブが行う火災予防の普及啓発活動を支援して、将来にわたり地域防災の担い手となる子どもたちの育成を目指します。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 人口フレーム

恵庭市における子ども・子育て支援に関する将来のニーズ量等を推計するための将来フレームとして、年齢別の将来人口推計を行いました。

将来人口推計にあたっては、住民基本台帳による各年度4月1日現在の性別・1歳別の人口データを現況データとして採用し、推計手法としてはコーホート変化率法を用いています。

住民基本台帳による本市の総人口は、平成27年度から5年連続で増加しており、令和2年度の70,282人をピークに緩やかな減少傾向で推移し、計画最終年度である令和6年度の総人口は69,918人にまで減少するものと見込んでいます。

0～14歳の年少人口についても、減少傾向で推移し、平成31年度の8,909人(12.8%)から8,598人(12.3%)にまで減少するものと想定されます。

	現 況					推 計				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総数	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	70,282	70,191	70,100	70,009	69,918
0～14歳	9,316	9,184	9,101	9,025	8,909	8,755	8,716	8,676	8,637	8,598
15～64歳	42,651	42,220	42,023	41,819	41,723	41,390	41,112	40,834	40,557	40,281
65歳以上	16,931	17,530	18,073	18,603	18,994	20,137	20,363	20,590	20,815	21,039
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	13.5%	13.3%	13.2%	13.0%	12.8%	12.5%	12.4%	12.4%	12.3%	12.3%
15～64歳	61.9%	61.2%	60.7%	60.2%	59.9%	58.9%	58.6%	58.3%	57.9%	57.6%
65歳以上	24.6%	25.4%	26.1%	26.8%	27.3%	28.7%	29.0%	29.3%	29.7%	30.0%

※現況は、住民基本台帳(各年度4月1日現在)による。

就学前の子ども人口(0～5歳)については、平成31年度の3,164人から令和6年度には3,060人へと、100人以上の減少が見込まれます。

小学生人口(6～11歳)についても、同期間に3,799人から3,626人へと、100人以上の減少が見込まれます。

(単位:人)

	現 況					推 計				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子ども人口	11,443	11,253	11,186	11,140	10,992	10,770	10,722	10,672	10,624	10,576
0	497	494	437	481	423	449	446	444	441	440
1	541	525	531	466	508	494	492	490	488	485
2	539	553	537	538	496	512	510	508	505	503
3	559	547	578	550	566	538	536	534	531	529
4	590	571	559	596	561	553	551	549	546	543
5	615	589	582	568	610	570	567	565	562	560
6	616	630	603	601	580	583	580	577	575	572
7	659	626	636	608	609	603	601	598	595	592
8	657	666	638	645	624	621	618	615	613	610
9	613	655	678	646	649	623	620	617	615	612
10	638	618	666	684	649	626	623	620	618	615
11	691	642	622	666	688	636	633	630	628	625
12	682	693	650	623	668	638	635	632	629	626
13	699	682	697	652	623	645	642	639	636	633
14	720	693	687	701	655	664	662	658	655	653
15	666	722	701	697	699	670	667	664	660	657
16	695	654	725	694	689	665	662	658	656	653
17	766	693	659	724	695	680	677	674	671	668
就学前	3,341	3,279	3,224	3,199	3,164	3,116	3,102	3,090	3,073	3,060
0～2歳	1,577	1,572	1,505	1,485	1,427	1,455	1,448	1,442	1,434	1,428
3～5歳	1,764	1,707	1,719	1,714	1,737	1,661	1,654	1,648	1,639	1,632
小学生	3,874	3,837	3,843	3,850	3,799	3,692	3,675	3,657	3,644	3,626
低学年	1,932	1,922	1,877	1,854	1,813	1,807	1,799	1,790	1,783	1,774
高学年	1,942	1,915	1,966	1,996	1,986	1,885	1,876	1,867	1,861	1,852
中学生	2,101	2,068	2,034	1,976	1,946	1,947	1,939	1,929	1,920	1,912
高校生	2,127	2,069	2,085	2,115	2,083	2,015	2,006	1,996	1,987	1,978
子ども人口の 対人口比	16.6%	16.3%	16.2%	16.0%	15.8%	15.3%	15.3%	15.2%	15.2%	15.1%

※現況は、住民基本台帳(各年度4月1日現在)による。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

【教育・保育提供区域設定にあたって】

- 教育・保育提供区域は、利用者にとって、教育・保育の利用可能施設等を制限するものではない。
 - ⇒例えば、居住する提供区域外の施設であっても利用は可能。
- 教育・保育提供区域は、新制度における教育・保育を提供するためのサービス基盤(幼稚園・保育所・認定こども園など)の配置バランスを考える上で有効な設定である。
 - ⇒施設配置バランスについて、細かな設定を求めるならば区域設定もそれに応じて細かく設定することになるが、就学前子ども人口の減少が予測される中、持続的・安定的な施設運営の観点からは、一定規模の就学前子ども人口を抱える程度の区域設定が妥当と考えられる。
- 教育・保育提供区域の設定にあたっては、それぞれの区域における将来の就学前子ども人口の見通し等が必要となるため、必然的に人口データ等の把握可能な区域設定を行う必要がある。
- 人口減少等を背景に、将来的には就学前の教育・保育施設だけではなく、小学校等との教育の連続的提供などの視点も重要と考える。
 - ⇒新制度においては、教育・保育の一体的提供体制の整備・構築を推進することになるが、こうした就学前における体制と就学後の小学校等の体制を一体的・連続的に捉えられるような区域設定が望ましいと考えられる。

こうした点を踏まえながら、次ページに示すとおり、5つの視点から教育・保育提供区域の設定について検討した上で、本市においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を1提供区域とすることとします。

		教育・保育提供区域の設定	
		1区域	複数区域
概要		市域全域を1区域とする	市域を複数の区域に分割する
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市内全域とする1区域はわかりやすい	◎小学校区など、馴染みのある区域設定であればわかりやすい (但し、区域設定を認識していなくても利用者にとっては何ら不都合は生じない)
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない	○比較的狭い区域内に、当該区域内の需要に見合った施設・事業が整備されるため、利便性が高まる
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい	▼区域を超えた施設・事業の利用がある程度発生することが想定されるなど、利用実態と乖離した計画になる恐れがある
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要(一時的なニーズの増大など)に対して、町内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能	▼▼区域内での一過性の需要に対して、隣接区域で供給余剰があった場合でも、当該区域内において供給体制を整備する必要があるなどの不合理が生じやすい
視点5	新規事業者が参入しやすい区域設定であるか	◎参入事業の運営・経営の観点から、町内全域(の需要)をマーケットとして捉えることができるため、新規事業者が参入しやすい	▼事業者にとっては比較的狭い区域がマーケットとなるため、安定した需要確保などの面から、参入のインセンティブが低くなる恐れがある

◎メリットが大きい ○メリットがある ▼デメリットがある ▼▼デメリットが大きい

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定めます。

(認定区分)

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(1) 3号認定子どもの保育提供率の目標値

待機児童数の多くを占めている3号認定子ども(3歳未満)の計画期間中の保育提供率(3歳未満の人口推計に占める3号認定の利用定員数)の目標は次の通りです。

	2020年度 (令和2年)	2021年度 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)
目標値	37.5%	38.4%	39.5%	40.5%	41.5%

※過去5年間の実績値

	2015年度 (平成27年)	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (平成31年)
実績値	22.6%	25.1%	27.7%	29.5%	33.4%

(2) 年度ごとの量の見込みと確保方策

(単位:人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い 子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	772	426	405	132	410	542	2,145
	1,198						
確保方策の内容②	1,410		463	132	410	542	2,415
特定教育・保育施設	1,410		463	117	340	457	2,330
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	212		58	0	0	0	270

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い 子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	769	425	414	134	421	555	2,163
	1,194						
確保方策の内容②	1,385		523	134	423	557	2,465
特定教育・保育施設	1,385		523	119	353	472	2,380
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	191		109	0	2	2	302

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い 子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	766	423	412	138	429	567	2,168
	1,189						
確保方策の内容②	1,368		527	140	431	571	2,466
特定教育・保育施設	1,368		527	125	361	486	2,381
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	179		115	2	2	4	298

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い 子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	762	421	426	141	437	578	2,187
	1,183						
確保方策の内容②	1,344		541	143	439	582	2,467
特定教育・保育施設	1,344		541	128	369	497	2,382
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	161		115	2	2	4	280

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い 子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	759	419	424	145	444	589	2,191
	1,178						
確保方策の内容②	1,322		539	147	447	594	2,455
特定教育・保育施設	1,322		539	132	377	509	2,370
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	144		115	2	3	5	264

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実することを目的とした事業が位置づけられており、各市町村が実施しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

国の呼称	本市における事業名
(1)利用者支援事業	母子保健コーディネーター等による妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供等 子育て世代包括支援センターでの情報提供と相談等
(2)延長保育事業	延長保育事業
(3)放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業
(4)子育て短期支援事業	子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)
(5)地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業
(6)一時預かり事業	一時預かり事業
(7)病児保育事業	病児・病後児保育事業
(8)ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業
(9)妊婦健康診査	妊婦健康診査
(10)乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業
(11)養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に伴う補足給付事業

※(12)の事業については、量の見込み及び確保方策を設定する事業の対処外

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

地域の子育て支援等を円滑に利用できるよう支援する「子育て支援員」を配置し、子育て世代包括支援センターと連携し、出産から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を構築するため、妊婦さんや子育て中の保護者と子どもが子育てサービス等を利用できるように子育て支援の充実を図ります。

- ・子育てに関する各種相談に応じ、個別のニーズを把握するとともに、必要な情報提供・助言を行います。
- ・教育・保育施設への入園等に関する情報提供や相談、助言を行います。
- ・安心して子育て期が過ごせるよう、健康に関する相談や育児、また不安や子育てに関する相談及び子育て支援制度などの情報提供を行います。
- ・関係機関との連携調整を行います。

【確保方策の考え方】

- ・子育て支援員による相談・情報提供(基本型)

保護者に寄り添う支援として、専任の子育て支援員を配置し、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう子育てに関する相談、また保育・教育施設の入所等、保育サービスに関する情報提供等、母子保健型と連携し包括的な相談体制を整備し、利用者支援事業の実施に努めます。

- ・母子保健サービスと子育て支援サービスとの一体的な提供を通じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。
- ・子育て世代包括支援センターでの情報提供と相談等、妊産婦と乳幼児等に関わる支援を利用しやすいよう、利用者支援事業の実施に努めます。

(単位:か所)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターでの情報提供と相談等 ・母子保健コーディネーター等による妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供及び応援プランの作成 				

(2) 延長保育事業

【事業概要】

- ・保護者が仕事などの都合により、通常保育時間を超えて保育園で子どもを預かって欲しいとき時間を延長して保育を行います。現在、恵庭市では11園(恵庭保育園を除く)で標準認定11時間の保育時間を超え、保育時間を1時間延長して実施しています。(延長保育時間 18:15~19:15)
- ・短時間認定(8時間)の保護者が仕事などの都合により、保育時間を越えて保育園で子どもを預かって欲しいとき時間外保育を行います。(8時間を越えてから 18:15 まで)

【確保方策の考え方】

保育のニーズによる利用定員の増加、働き方改革による利用者割合の減少を加味し、児童推計等を参考に、計画的な実施園の整備を検討します。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	433	452	449	448	441
確保方策②	433	452	449	448	441
②-①	0	0	0	0	0

(3) 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)

【事業概要】

放課後、保護者が就労などの理由で不在となる小学校に就学している児童を対象に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

待機児童が発生する学区、児童推計等を参考に、学童クラブの整備が必要な地区を検討のうえ、計画的な整備に取り組みます。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	668	691	714	737	760
1年生	172	179	188	195	203
2年生	193	202	211	219	228
3年生	148	155	160	168	174
4年生	90	90	90	90	90
5年生	48	48	48	48	48
6年生	17	17	17	17	17
確保方策②	687	727	727	767	767
②-①	19	36	13	30	7

(4) 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者が病気や出産、介護などの理由によって一時的に子どもの養育が出来ない時に、児童養護施設などで一定期間子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら継続実施していきます。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	38	30	40	40	40
確保方策②	38	30	40	40	40
②-①	0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。恵庭市では現在6地区の子育て支援センターが中心となって実施しております。

【確保方策の考え方】

各地区に子育て支援センターが整備されたことから、地域に合わせた事業内容を展開し、地域における子育て支援の充実を図ります。また、専任の子育て支援員と連携し利用者支援事業を実施します。

(単位:人/月 対象:0~2歳児)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人回)	1,839	1,802	1,793	1,785	1,777
確保方策(か所)	6	6	6	6	6

(6) 一時預かり事業

・幼稚園が実施する預かり保育

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら継続実施していきます。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	66,340	66,060	65,822	65,461	65,182
確保方策②	66,340	66,060	65,822	65,461	65,182
か所	10	11	11	11	11
②-①(人数)	0	0	0	0	0

・幼稚園以外が実施する預かり保育

【事業概要】

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら継続実施していきます。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	4,278	4,321	4,365	4,403	4,446
確保方策②	4,278	4,321	4,365	4,403	4,446
一時預かり事業 (幼稚園以外)	3,786	3,831	3,878	3,918	3,963
ファミリー・サポ ート・センター事 業	477	475	472	470	468
トワイライト ステイ事業	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもの病児・病後児の保育について、保護者が仕事と子育てが両立できるようファミリー・サポート・センター事業に病児・病後児保育の支援を合わせ一体的に実施する事業です。

【確保方策の考え方】

利用者の利便性を図るために、ファミリー・サポート・センター事業と一体的に実施し、利用者の負担軽減となるよう継続して助成金の継続を行います。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	40	40	40	40	40
確保方策②	40	40	40	40	40
病児病後児 保育	0	0	0	0	0
ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	40	40	40	40	40
②-①	0	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学時の預かり）

【事業概要】

地域において育児の手助けができる方と、育児の手助けが必要な方が会員となり、相互援助活動を通し、安心して子育てができる環境づくりの充実を図ります。

【確保方策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業の周知を積極的に行うとともに、会員の登録拡大を図ります。

(単位:人 対象:小学1年～6年)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	270	270	269	267	266
確保方策②	270	270	269	267	266
②-①	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康診査の徹底を図るため、医療機関に委託して行うことにより、妊婦が定期的な健康診査を受け、健康管理の向上を図り、母子の健康維持・向上の為に個別性に応じた保健指導を行います。

【確保方策の考え方】

妊娠期から産後間もない時期の母子に対し、疾病の早期発見や支援が可能となるよう実施医療機関等との連携を図り事業を推進します。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	5,369	5,352	5,328	5,292	5,280
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査受診票の交付と医療機関等との連携 ・妊娠期からの切れ目ない支援の充実 				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

すべての乳児がいる家庭を訪問し、子どもの発育・発達、栄養、疾病予防など子育てに必要な支援を行います。産婦及び家族の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、家族全体の健康の保持・増進を図ります。

【確保方策の考え方】

出生の把握後、早期に家庭訪問し子育て世代包括支援センター事業の「乳児期及び産後期応援プラン」の作成を行い、乳児の健やかな発達と母親が家族と安心して子育てができるよう子育て支援サービスや社会資源に繋がります。また、児童虐待予防の観点から、母親が地域の中で孤立することがないよう支援体制の充実を図ります。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	444	430	428	426	425
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん訪問員や保健師による乳児家庭(概ね生後4か月まで)の全件訪問 ・発育や育児に関する相談や適切な情報提供 ・不適切な養育などの早期発見 				

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

母親及び家族の心身の状況や養育環境等の把握や助言など、医療機関等の関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	93	93	93	93	93
確保方策 (実施体制)	・保健師等による養育に関する専門的助言・指導の支援				

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業概要】

市内在住の子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯を対象として、副食費の実費徴収分を補助する事業です。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議

① 会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村の条例の定めるところにより合議制の機関を置くよう努めるものとされており、本市においては平成25年6月に条例の一部改正を行い、恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会にその位置づけを行いました。

② 会議の役割

子ども・子育て支援新制度に関わる各種事業等について意見を聴くとともに、事業計画を定め変更しようとするときにおいても意見を聴くこととなっています。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議をすることとなります。

(2) 計画の実施状況の点検・評価

本計画は、恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会(子ども・子育て会議)において、毎年度、計画の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、計画の実施状況・点検・評価については、市のホームページ等において公表して参ります。

(3) 関係機関等との連携・協働

本計画の着実な推進のためには、市・地域・関係機関・関係団体等、様々な立場の方たちとの役割分担や協働が不可欠であり、市民一人ひとりのご協力をいただきながら進めることが大事であると考えます。

地域の方々の多様なニーズに対応するには、「つながり」・「かかわり」が重要であると考えとともに、国や北海道、関係団体など多くの関係機関との連携を図ることによりきめ細やかな子育て支援が可能になるものと考えます。

資料

●委員名簿(恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会)

恵庭市社会福祉審議会 児童福祉専門部会委員					
令和元年度 (令和元年7月11日～令和3年5月26日)					
	区分	氏名	団体名	役職	備考
1	社会福祉審議会 (指名委員)	小田 進一	北海道文教大学人間科学 部子ども発達学科	教授	H25.7.29 ～
2		吉田 かおり	恵庭市教頭会	教頭	
3		後藤 美江	恵庭市地域女性連絡会	事務局長	
4		新穂 實	市民公募		
5	教育関係 (学識経験者)	佐々木 明美	学校法人滋慶学園 北海道ハイテクノロジー 専門学校	フーレめぐみ のセンター長	
6	教育関係 (学校・保護者)	田中 崇行	恵庭市PTA連合会	副会長	H27.5.27 ～
7	教育関係 (幼稚園)	橋本 和子	恵庭市私立幼稚園 振興協議会		
8	児童福祉関係 (児童委員連絡協 議会)	塩田 妙子	恵庭市民生委員児童委員 連絡協議会	児童部副部長	
9	保育関係 (保育園・保護者)	大久保 一樹	恵庭市すずらん保育園 保護者会		
10	保育関係 (保育園・認定子 ども園)	田中 裕子	学校法人高陽学園 認定子ども園 さくら保育園	副園長	
11	保育関係 (保育士)	畑 裕子	恵庭市保育士会	会長	
12	保育関係 (障がい)	浦 美雪	恵庭子ども発達支援センタ ー保護者会 スマイル	会長	
13	子育て支援関係 (学童)	佐野 世恵子	恵庭市学童クラブ	支援員	